平成 20 年度

諸外国の首都問題等国土政策分析調査

―インドネシアの国土政策事情－

報　告　書

平成 21 年３月

国土交通省　国土計画局

目　次

１．国土政策の背景事情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（１）自然的・地理的・社会的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）経済・社会情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（３）政治・行政システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（４）首都圏の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

２．国土政策関連計画システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（１）社会・経済開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（２）空間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（３）大都市圏計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（４）社会経済開発計画と空間計画との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

３．国土政策に関わる現状の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（１）国家社会・経済開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（２）国家空間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
（３）首都圏及び首都ジャカルタの計画的整備・・・・・・・・・・・・・・・・・65
（４）ASEAN 諸国との地域開発協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

情報源一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

１．国土政策の背景事情

（１）自然的・地理的・社会的特性

■概況

下表は国土交通省国土計画局『平成 19 年度諸外国の国土政策分析調査　調査報告書（その２）各国の国土政策の概要』記載のインドネシアの自然・地理・社会的特性のデータを更新したものである。

表　インドネシアの自然・地理・社会的特性

国土面積[1]	約 189 万km^2（日本の約 5 倍）
土地利用[2]	耕地 12.7%(05 年)、永年作物地 7.5%(05 年)、森林 48.8%（05 年）
人口[1]	約 2.28 億人（2008 年政府推計）
人口密度[2]	114 人／km^2（04 年）
都市人口比率(%)[3]	12.4(50 年)、17.1(70 年)、30.6(90 年)、48.1(05 年)
人種[1]	大半がマレー系（ジャワ、スンダ等 27 種族に大別）
言語[1]	インドネシア語
宗教[1]	イスラム教 88.6%、キリスト教 8.9%（プロテスタント 5.8%、カトリック 3.1%）、ヒンズー教 1.7%、仏教 0.6%、儒教 0.1%、その他 0.1%
国の略史[1]	1945年 インドネシア独立宣言 1967年 スカルノ、大統領の権限をスハルトに移譲 1968年 スハルト（第2代大統領） 1998年 ハビビ大統領就任（第3代大統領） 1999年 ワヒッド大統領就任（第4代大統領） 2001年 メガワティ大統領就任（第5代大統領） 2004年 ユドヨノ大統領就任（第6代大統領）

1　外務省「各国・地域情勢」, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html
2　総務省「諸外国の主要指標」, http://www.stat.go.jp/data/sekai/
3　Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat 'World Urbanization Prospects: The 2007 Revision Population Database',　http://esa.un.org/unup/

資料：国計局（2008）を情報更新

■広大な国土

陸地総面積約 189 万平方キロ（日本の約５倍）を有するインドネシアは、17,500 以上の島で構成される島嶼国家である。島々のうち、パプア島内にはパプアニューギニアと、ティモール島内には東ティモールと、ボルネオ島内にはマレーシアとの国境線がある。全ての島々のうち居住があるのは 6,000 前後、それらの島の面積の合計は約 70 万平方キロ（陸地総面積の 38%）である。インドネシアの領海は 310 万平方キロ、排他的経済水域は 270 万平方キロ、両者の計は 580 万平方キロである。（Djakapermana 2009a）

■人口分布の偏在

約 22,800 万人（2008 年政府推計）の人口を有するインドネシアは、人口規模で中国、インド、アメリカ合衆国に次ぐ世界第 4 位である。広い国土に 300 以上の民族が居住する一方、全人口の 70%近くは、国土の 6%にすぎないジャワ島に居住している。(Djakapermana 2009a)

図　州別人口密度と人口 100 万人以上の都市

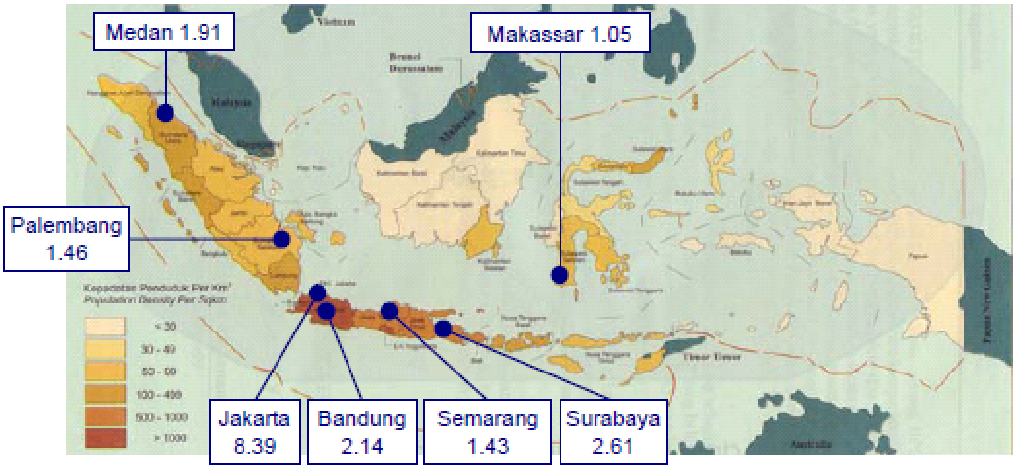

単位：人口密度は人／k ㎡、都市人口は万人　　（出所:Badan Pusat Statistik (2007)より作成）

出所：志摩（2008）

2005 年現在の都市人口比率は 48%である。2008 年にはこの値が 50%を超え、2025 年にはインドネシアの人口の約 65％　(1．８億人）が都市部（特に 16 の大都市や都市圏が中心）に居住することになると予測されている。(Djakapermana 2009a)

図　インドネシアの都市化の動向

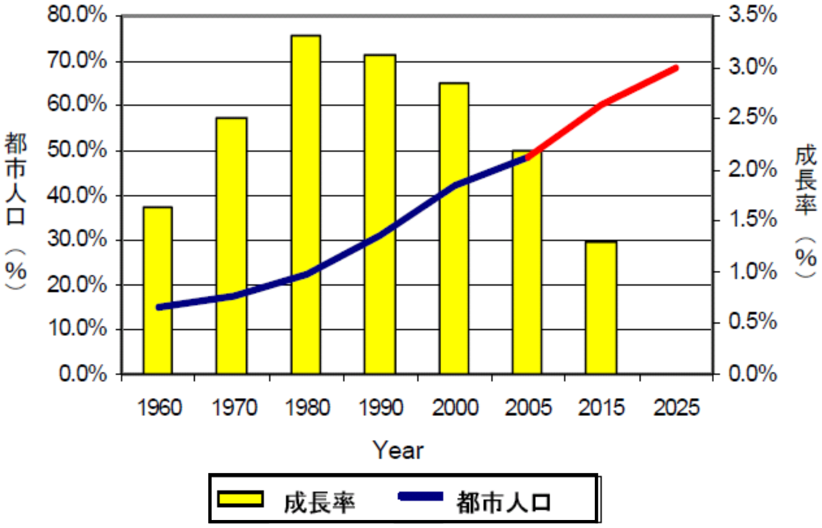

出所：　Djakapermana (2009a)

■森林の減少

森林は国土の約66%を占めている（下表参照）。しかし、インドネシアは、20世紀を通じ大規模な森林伐採を経験してきた（下図参照）。前掲「表　インドネシアの自然・地理・社会的特性」に示した2005年の森林面積比率（48.8%）は同一情報源による5年前のデータより9ポイント低下している（2000年58%）。こうした森林面積の減少には不法な伐採が影響しており、また森林伐採は人災[1]につながっているとの認識がある（Djakapermana 2009a）。インドネシアの森林火災とそれに伴う煙害も、国際問題として1998年以降議論されるようになり、ASEANレベルでの対応がなされている（国計局　2008）。

表　インドネシアの主要な島における森林地域

島名	面積	森林	%	森林以外	%
スマトラ	446,687	250,145	56.0%	196,542	44.0%
ジャワ&バリ	134,756	26,951	20.0%	107,805	80.0%
カリマンタン	507,412	380,559	75.0%	126,853	25.0%
スラウェシ	193,847	124,062	64.0%	69,785	36.0%
パプア	424,501	343,846	81.0%	80,655	19.0%
ヌサトゥンガラ&マルク	153,156	114,867	75.0%	38,289	25.0%
インドネシア全体	**1,860,359**	**1,227,837**	**66.0%**	**632,522**	**34.0%**

資料：Djakapermana (2009b)（英文）を和訳

図　ジャワ島の森林伐採：1600年ー2000年

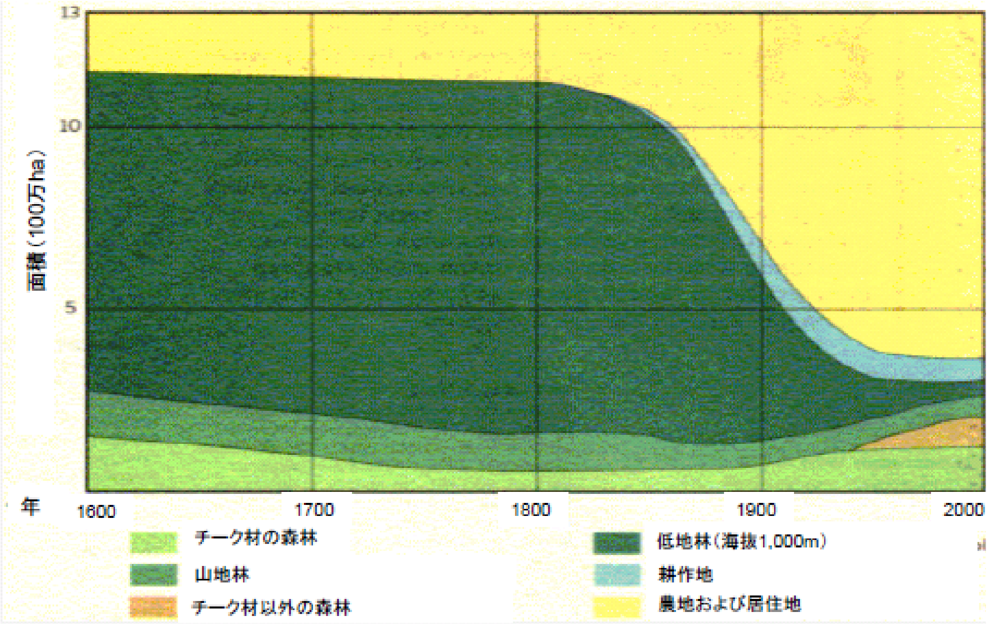

資料：Djakapermana (2009b)（英文）を和訳

---

[1] 例えば、地滑りや洪水 (Febrina 2007)

■地震等の自然災害への脆弱性

インドネシアはユーラシアプレート、太平洋プレート、インド・オーストラリアプレートという３つの地殻構造プレートの上に乗っている。このような地質状況により、インドネシアの島のほとんどが地震、火山の噴火、津波、地すべりといった災害が非常に起きやすい状態である。ボルネオ以外の島々には少なくとも 150 の活火山が分布している（下図参照)。世界で起きた24の破壊的な火山噴火のうち7件がインドネシアで起こったもので、それらにより 141,679 人の犠牲者を出した（うち２つは 1815 年のタンボラ火山の噴火（死者 92,000 人）と 1883 年のクラカタウ火山の噴火（死者 36,417 人))。また、2004 年 12 月 26 日に起こったインド洋での地震（9.8 RS）は歴史上もっとも悲惨な津波を発生させ、260,000 人以上の死者を出し、ナングロ・アチェ・ダルサラームの主要インフラを破壊した（インドネシアで近年起きた地震、津波については次ページ図参照)。

図　インドネシアの火山の分布

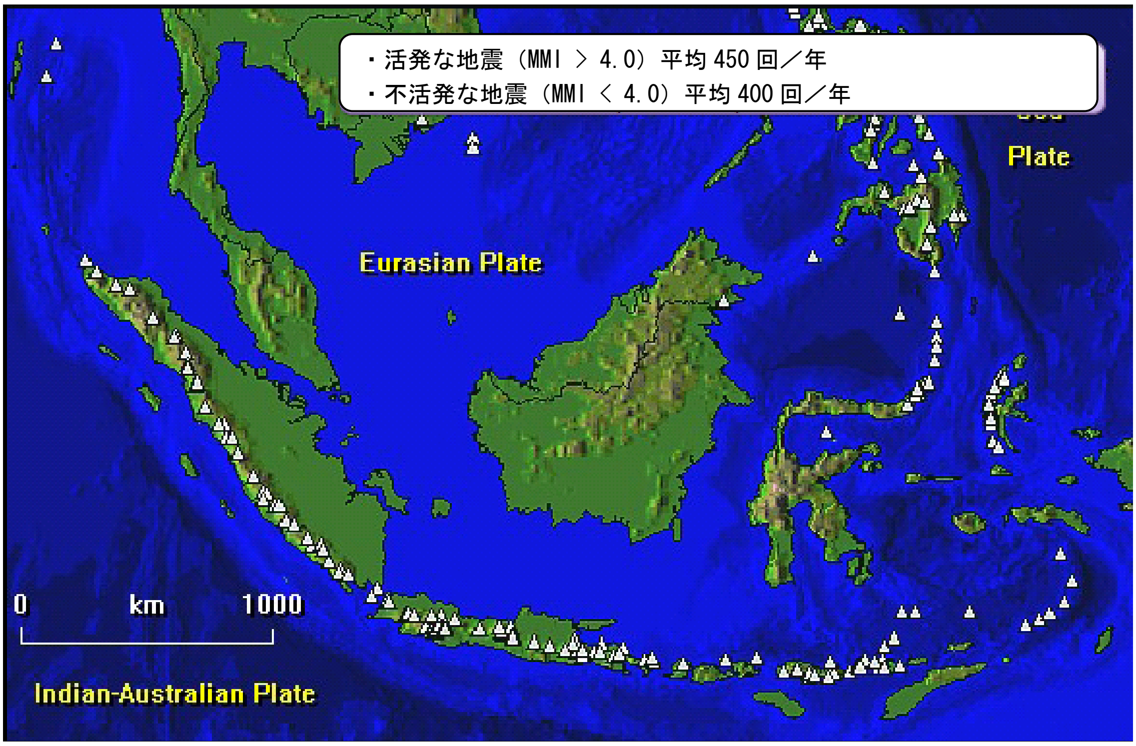

出所：Djakapermana (2009a)

図　インドネシアで近年起きた大地震

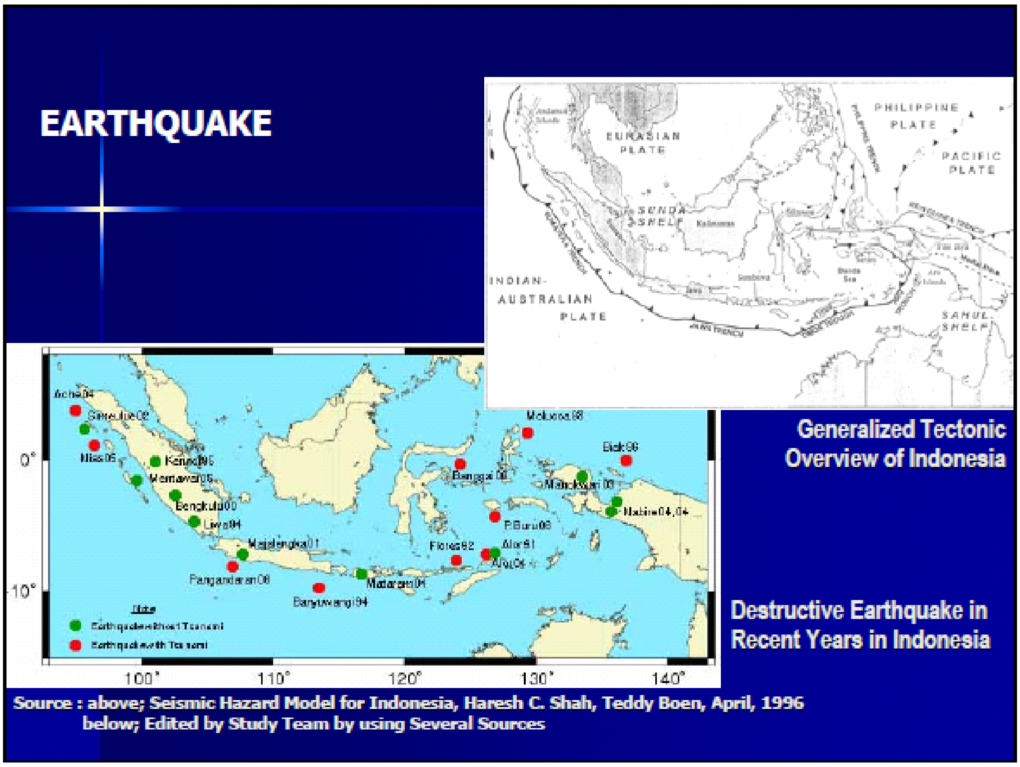

出所：DKI Jakarta (2008)

図　インドネシアで近年起きた津波

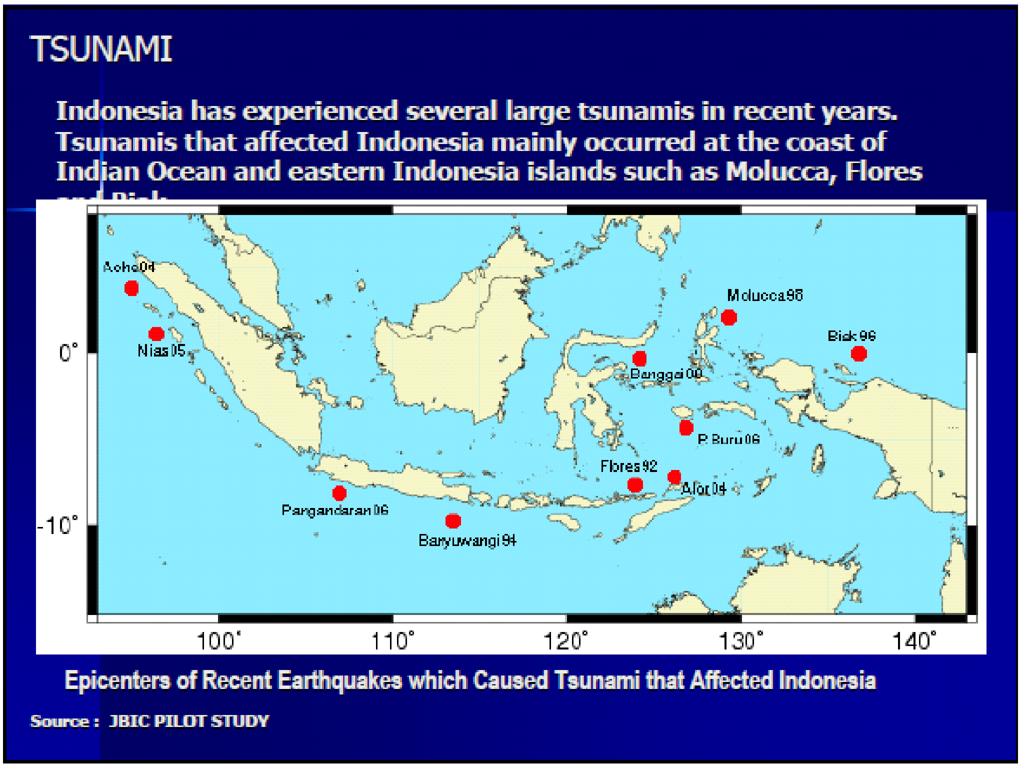

出所：DKI Jakarta (2008)

■気候変動の影響の大きさ

　気候変動の問題がインドネシアに与える影響は大きいと認識されている（下図参照）。2030 年に海水面が 30 センチ上昇したとするとインドネシアは 2000 以上の島を失うおそれがあり、そのなかには沿岸の都市や外縁部の島々のほとんどが含まれることになると予測されている。（Djakapermana 2009a）

図　地球温暖化と気候変動がインドネシアに与える影響

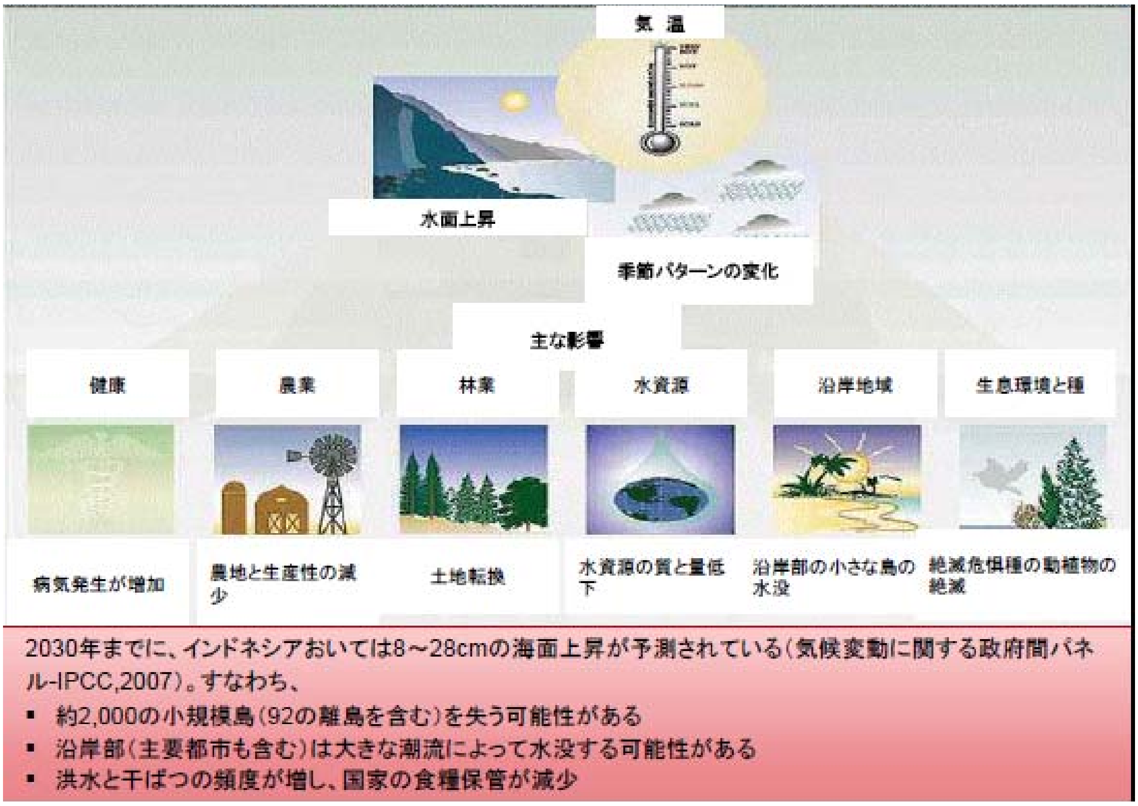

出所：Ernawi (2008a)

（２）経済・社会情勢

■概況

下表は国土交通省国土計画局『平成 19 年度諸外国の国土政策分析調査　調査報告書（その２）各国の国土政策の概要』のインドネシアに関する経済的特性のデータを更新したものである。

表　インドネシアの経済的特性

名目GDP[1]	2,038 億米ドル（02 年）、2,433（03 年）、2,576（04 年）、2,813（05 年）、3,643（06 年）、4,330（07 年）
一人当たりGNI[2]	903 米ドル（03 年）、966（04 年）、1,055（05 年）、1,350（06 年）
産業別就業人口比率(%)[4]	第一次産業 44.3、第二次産業 18.6、第三次産業 37.1（02 年）
産業別GNP比率(%)[5]	第一次産業 13、第二次産業 46、第三次産業 41（05 年）
経済成長率(%)[1]	4.5（02 年）、4.8（03 年）、5.1（04 年）、5.6（05 年）、5.5（06 年）、6.3（07 年）
物価上昇率(%)[1]	10.0（02 年）、5.1（03 年）、6.4（04 年）、17.1（05 年）、6.6（06 年）、6.6（07 年）、11.06（08 年）
失業率(%)[2]	9.1（02 年）、9.5（03 年）、9.9（04 年）、10.3（05 年）、10.5（06 年）【15 歳以上】

【情報出所 information sources】

1　外務省「各国・地域情勢」, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html

2　総務省「諸外国の主要指標」, http://www.stat.go.jp/data/sekai/

4　国際労働事務局（2005）『国際労働経済統計年鑑　2005 年版』（二宮書店（2008）『データブック　オブ・ザ・ワールド　2008　Vol.20』からの引用）

5　World Bank Group ‘World Development Indicators 2007’（二宮書店（2008）『データブック　オブ・ザ・ワールド　2008　Vol.20』からの引用）

資料：国計局（2008）を情報更新

■アジア通貨危機後の経済の回復

1990 年代終盤の大きな経済動乱により、インドネシアは経済危機に襲われ、70%以上のインフレと通貨価値が危機以前の 25%までに落ち込むという経済的退行が起こった。一人当たり所得は 1,000 US$に落ち、10%以上の労働階級が解雇された。この経済危機は一部インフラの整備の遅滞と、政治体制の混乱を招いた（以上Ernawi 2008b）。しかし、2000 年代前半にインドネシアの経済は通貨危機の前の状況に戻る傾向を見せた。その後、アジア通貨危機やスハルト政権崩壊による混乱から 10 年を経てインドネシア経済は堅調な推移

を見せ（下図参照）、2007年の成長率は6％と通貨危機後で最高となった[2]（以上MUFG 2008）。2008年の実質国内総生産（ＧＤＰ）は、政府目標値の6.4％は下回ったものの年率6.1％成長を記録した（石油ガスを除いたＧＤＰでは6.5％成長）（以上NNA 2009）。

図　ASEAN４カ国と中国の経済成長率推移

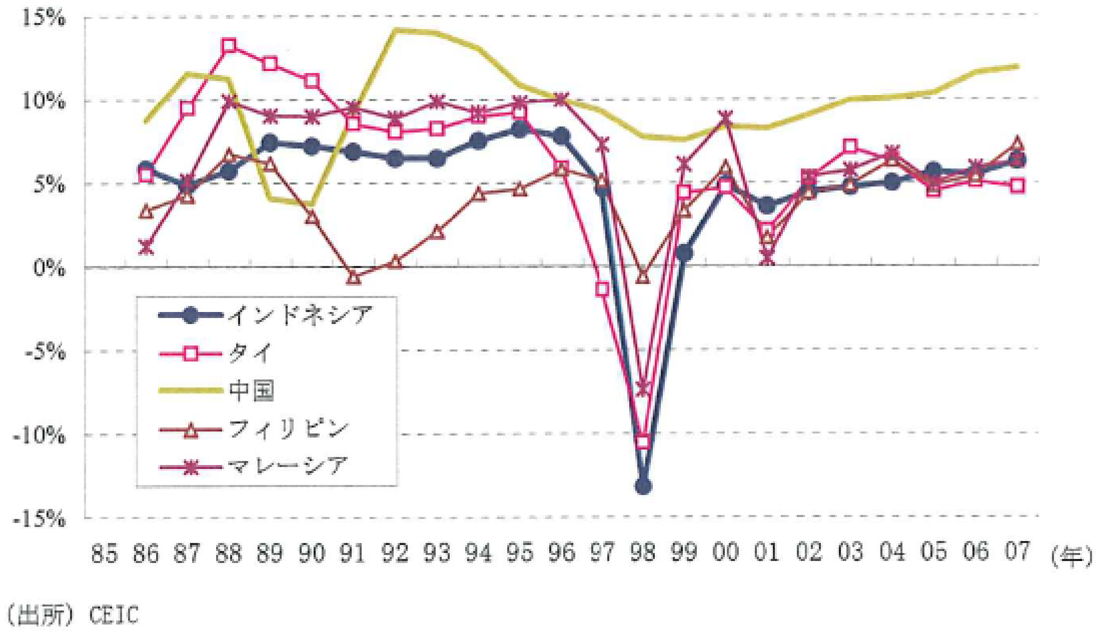

出所：MUFG（2008）

■国際経済における存在感の低下

アジア通貨危機後の経済回復の状況が示すとおり、インドネシアの実体経済は改善している。しかし、そうした改善ぶりにもかかわらず、国際経済における存在感が低下するというパラドックスにインドネシアは陥っている。その背景には、労働集約型産業の投資先として人件費の安いベトナムが台頭してきたことや、インドネシアの投資環境が周辺諸国に比べて魅力的でないと立地企業サイドに評価されているといった要因があるものと考えられる（以下のふたつの表参照）[3]。実際、インドネシアへの海外からの直接投資（FDI）

---

[2] その景気拡大のけん引役は、好調な個人消費であった。為替相場と金利の安定、パームオイル、石炭等の一次産品の生産・輸出好調による所得増、といった要因が消費拡大を後押ししてきたと見られている。（MUFG 2008）

[3] 日本企業から見たインドネシアへの立地の魅力及び問題点について、本調査で行った日系工業団地ヒアリングにおいて、以下のような見解が示された。（KIICヒアリング）

- ●インドネシアは人口が多いため工賃が上がりにくい。また、マニュアルに従ってまじめな仕事をするという国民気質がある。これらは、他のアジア諸国と比べたジャカルタの工業団地の魅力として評価できる。人口規模が大きいと共に資源国家であるインドネシアは、国内需要の増進をベースとした将来の発展性も見込める。現に日本からの立地企業の大部分（感覚的にここ10年位の新規立地企業の９割以上）は内需型産業である。特に内需指向型の日用品関連産業は高い成長率を誇っている。しかし、逆に、インドネシア政府として行う投資インセンティブが乏しいため、輸出指向型の企業にとっては厳しい。

流入額は、足元でタイやベトナムを下回っている。(MUFG 2008)

表　日本の製造業が今後（３年程度）の事業展開先として有望と考える国

順位	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
1位	中　国	中　国	中　国	中　国	中　国	中　国	中　国	中　国
2位	米　国	米　国	タ　イ	タ　イ	タ　イ	インド	インド	インド
3位	タ　イ	タ　イ	米　国	米　国	インド	タ　イ	ベトナム	ベトナム
4位	インドネシア	インドネシア	インドネシア	ベトナム	ベトナム	ベトナム	タ　イ	タ　イ
5位	マレーシア	インド	ベトナム	インド	米　国	米　国	米　国	ロシア
6位	台　湾	ベトナム	インド	インドネシア	ロシア	ロシア	ロシア	米　国
7位	インド	台　湾	台　湾	韓　国	インドネシア	韓　国	ブラジル	ブラジル
8位	ベトナム	韓　国	韓　国	台　湾	韓　国	インドネシア	韓　国	インドネシア
9位	韓　国	マレーシア	マレーシア	マレーシア	台　湾	ブラジル	インドネシア	韓　国
10位	フィリピン	シンガポール	ブラジル	ロシア	マレーシア	台　湾	台　湾	台　湾

（出所）国際協力銀行「海外直接投資アンケート調査結果」（各年版）

出所：MUFG（2008）

表　日本の製造業が中期的有望事業展開先と考えるアジア各国での課題

	項　目	インドネシア	中　国	タ　イ	ベトナム	インド
法制度	法制が未整備	9.8	23.7	4.5	34.5	18.4
	法制の運用が不透明	19.5	**64.9**	8.9	34.5	27.1
	徴税システムが複雑	9.8	19.4	5.4	5.6	19.3
	税制の運用が不透明	24.4	39.1	7.1	14.8	19.8
	課税強化	2.4	32.0	15.2	3.5	4.8
	外資規制	2.4	27.1	17.0	12.0	11.1
	投資許認可手続煩雑・不透明	9.8	27.1	8.0	14.1	15.9
	知的財産権の保護が不十分	9.8	54.5	3.6	8.5	7.7
	為替規制・送金規制	4.9	34.2	17.0	5.6	9.7
	輸入規制・通関手続き	12.2	22.5	6.3	9.9	14.0
労務	技術系の人材確保難	24.4	16.6	24.1	27.5	16.9
	管理職クラスの人材確保難	24.4	27.1	36.6	39.4	19.3
	労働コスト上昇	22.0	53.5	38.4	19.0	15.0
	労務問題	17.1	19.4	17.9	9.9	23.7
販売	他社との競争が激しい	**41.5**	44.9	**42.9**	14.8	24.2
	代金回収が困難	7.3	36.9	0.9	2.8	12.1
インフラ等	資金調達が困難	2.4	4.3	3.6	2.1	4.8
	地場裾野産業未発達	9.8	10.2	2.7	35.2	18.4
	通貨・物価が不安定	22.0	8.3	10.7	6.3	7.2
	インフラが未整備	34.1	27.7	8.9	**47.9**	**54.1**
	治安・社会情勢が不安定	34.1	18.5	23.2	6.3	22.7
	投資先国の情報不足	7.3	2.2	4.5	15.5	23.2

（注1）数字は回答した企業数の比率（%）
（注2）シャドー表示された太字の数字は当該国で最も回答率が高い項目。
〇で囲んだ数字は、当該項目の回答率が４カ国中で最も高いもの。
（出所）国際協力銀行「2007年度海外直接投資アンケート調査結果」

出所：MUFG（2008）

●この国の制度的な部分が現実の社会変化に追い付いていないと感じている。現状に合わせて変わって欲しいのに、いつも制度の手直しが、かなり遅れて後からやって来る。行政の対応が遅いことに、この国で操業している日系企業はかなりのフラストレーションを溜め込んでいる。

インドネシアへの FDI が周辺諸国より少ない理由として、アジア域内での工業生産分業ネットワーク形成にインドネシアが乗り遅れていることや（下図参照）、過去の政府の産業政策において外資誘致戦略が不十分だったことが見逃せないであろう。(MUFG 2008)

図　中国のASEAN４カ国からの輸入額推移（注）

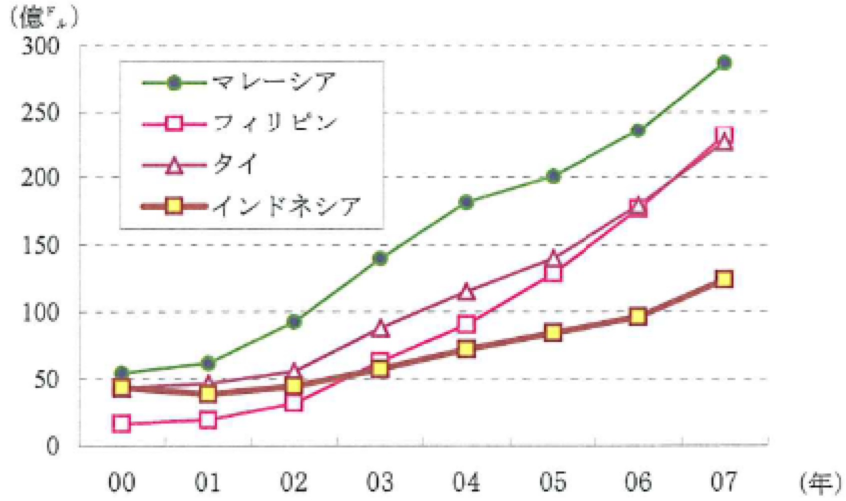

（出所）World Trade Atlas

（注）中国とのサプライ・チェーン形成の観点から各国の対中輸出の伸びに注目

出所：MUFG（2008）

■地域間の開発格差

国内の経済活動の分布をみるとスマトラ、ジャワ、バリ（西部インドネシア地区）が国家経済の約 82-83%を、東部インドネシア地区が約 17-18%を占めている（Djakapermana 2009b)。2006 年 8 月の政府発表によると、後進地域と分類される地域は 199 地域あり、ジャワ島やバリ島にもいくらかみられるが、大部分はインドネシア東部地区にあるといってよい（国計局　2008)。ここに西部インドネシア地区と東部インドネシア地区との開発格差の存在が明らかである。

また、既述の通り、ジャワ島とその他の地域の間には大きな人口集積格差があることからわかるように、‘ジャワと非ジャワ’（志摩 2008）間の開発格差も存在する。

図　東部インドネシア地域の概ねの位置

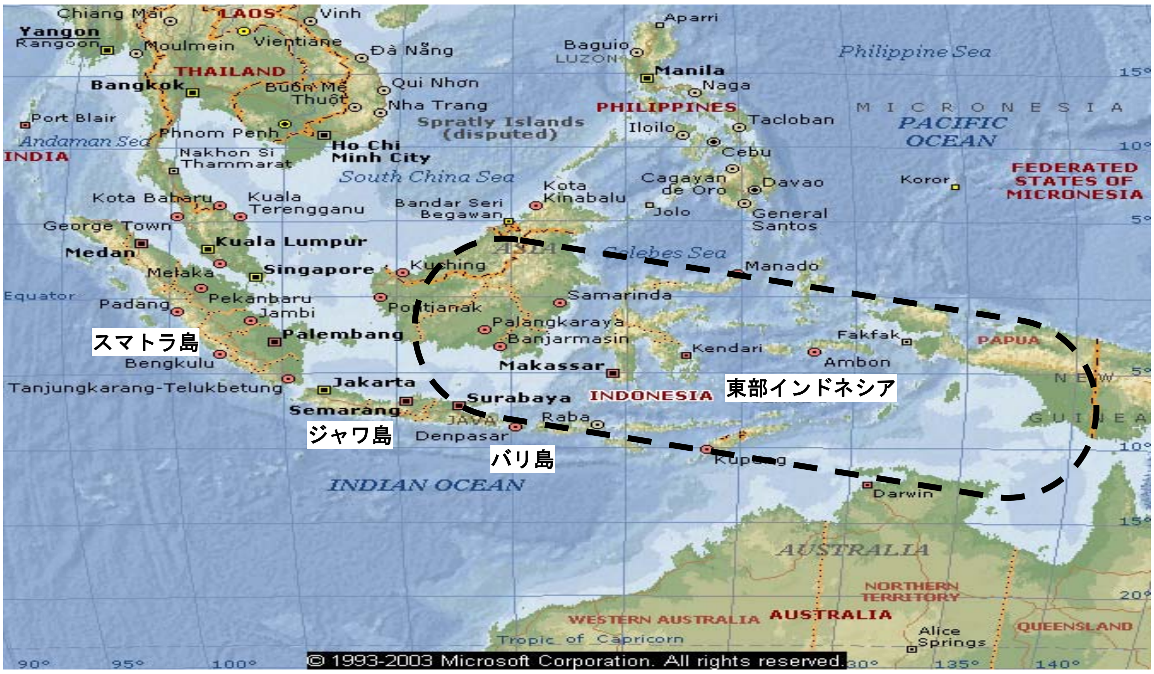

資料：Djakapermana (2009a)の図に加筆

以下の貧困率の表にみるように、地域間の格差には、インドネシア西部と東部の違いというより、島毎の違いあるいは都市部・農村部の違いを反映していると見られるものもある。

表　地域別貧困人口と貧困人口率（2004）

地域	人口（百万人）	貧困人口（百万人）	貧困人口率（%）	
			都市部	農村部
インドネシア全国	**216.94**	**36.15**	**16.66**	**12.13**	**20.11**
インドネシア西部	**176.77**	**28.59**	**16.17**	**12.22**	**19.57**
スマトラ	45.10	7.88	17.47	14.06	19.29
ジャワ	128.29	20.48	15.97	11.96	19.97
バリ	3.39	0.23	6.85	5.05	8.71
インドネシア東部	**40.16**	**7.55**	**18.81**	**11.49**	**21.98**
ヌサ・トゥンガラ	8.20	2.18	26.63	28.15	26.08
カリマンタン	11.83	1.30	11.00	7.51	13.00
スラウェシ	15.53	2.60	16.73	7.70	20.32
マルク	2.11	0.51	24.01	11.40	28.69
パプア	2.50	0.97	38.69	7.71	49.28

（出所：Badan Pusat Statistik (2007)より作成）

出所：志摩（2008）

こうした国内の開発格差の存在を背景に、1990 年代のインドネシアの地域開発政策は、とりわけインドネシア東部地区とインドネシア西部地区の間、各島の間、都市と農村の間の地域格差に対応することを強調してきた。 そして、1997 年の国家空間計画（政令 1997 年第 47 号）において、インドネシア東部地区の開発を推進するための手段として総合経済地域（KAPET）を導入することとされた。ついで、大統領令 2000 年第 150 号に基づき、KAPET開発局が設置されるとともに、下図の 12 のKAPETが決定された。さらに、その後、中央政府は、大統領令 2002 年第 44 号に基づき、インドネシア東部地区の開発を促進することを目的としてインドネシア東部地区開発局を設置した[4]。（国計局　2008）

図　総合経済地域（KAPET）の位置

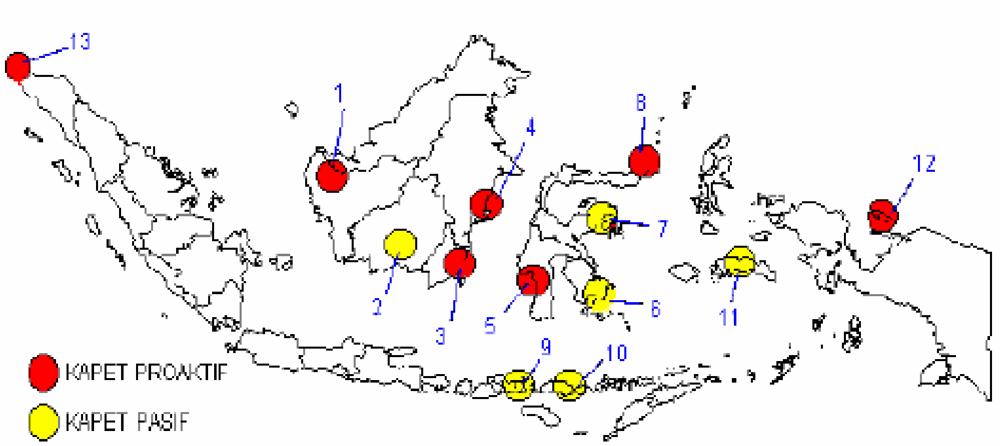

出所：国計局（2008）

次ページの図、次々ページの表は、近年の国内各地域間の経済状況比較情報である。

4 インドネシア東部地区開発局は、地方分権の文脈において、当該地域開発の効果的政策のための情報を収集し、当該地区の実際のポテンシャルを発掘、向上し、優先的戦略を策定、決定し、そして、当該地区の情報システムを構築しようとしている。（国計局 2008）

図　2007 年の主な地域経済指標

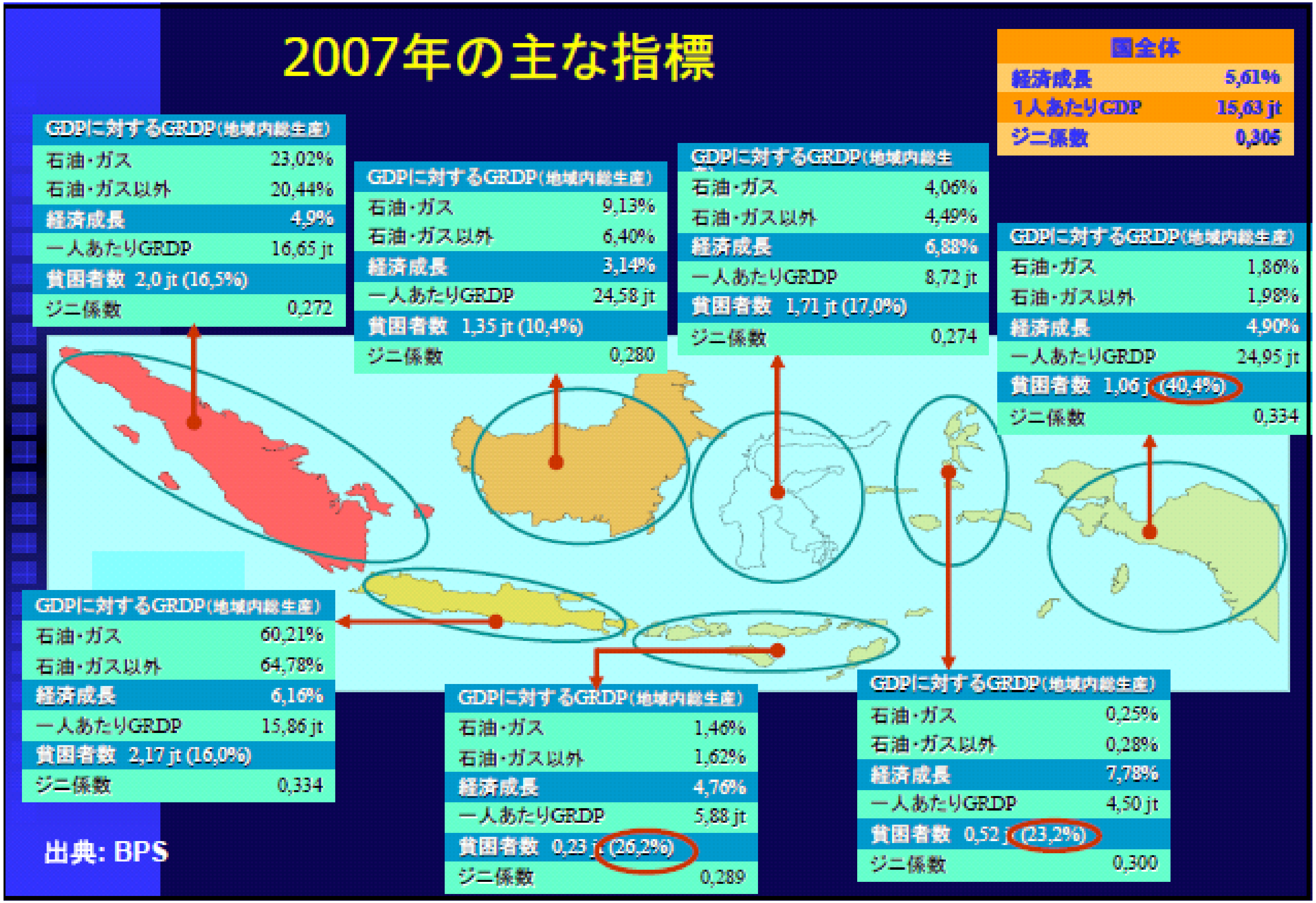

出所：Pohan (2009a)

表　インドネシアの主要地域経済指標

Selected Indicators of Indonesia

Editor, Sub Directorate of Statistical Services, Desember 2007

Province	Population 2006 (000)[1]	Population Below The Poverty Line 2004 (%)	Nutrition Status (< 5 year)(%), 2005 Normal	Nutrition Status (< 5 year)(%), 2005 Over Wg	Unemployment Rate 2007 [2] (%)	Per Capita GRDP 2006 [3] (000 Rupiahs)	Share GRDP 2006 [3] (%) Agriculture	Share GRDP 2006 [3] (%) Manufacturing
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
Nanggroe Aceh	4,073	28.47	-	-	10.27	18,057.3	24.74	15.80
Sumatera Utara	12,643	14.93	67.79	3.56	10.63	12,657.4	22.18	25.74
Sumatera Barat	4,632	10.46	66.88	2.68	11.02	11,448.2	25.26	11.42
Riau	6,101	13.12	67.52	6.67	10.39	35,078.8	21.72	19.34
Jambi	2,683	12.45	71.33	4.41	6.74	9,712.6	26.54	11.99
Sumatera Selatan	6,900	20.92	69.02	4.92	10.40	13,903.0	18.03	23.23
Bengkulu	1,568	22.39	69.91	3.53	5.12	7,268.1	40.07	4.00
Lampung	7,212	22.22	72.33	3.71	8.29	6,759.7	37.19	12.61
Bangka Belitung	1,075	9.07	69.07	5.19	7.36	14,753.5	18.69	22.37
Kepulauan Riau	-	-	-	-	8.86	34,544.7	5.13	59.95
DKI Jakarta	8,963	3.18	72.87	4.80	13.27	55,960.3	0.10	15.93
Jawa Barat	39,649	12.10	74.82	3.19	14.51	11,943.8	11.12	45.24
Jawa Tengah	32,179	21.11	73.34	2.69	8.10	8,763.3	20.34	32.85
DI Yogyakarta	3,389	19.14	81.76	3.19	6.08	8,680.5	15.55	13.86
Jawa Timur	36,592	20.08	73.04	3.20	7.45	12,861.3	17.16	29.26
Banten	9,224	8.58	69.49	4.33	16.11	10,610.2	7.77	49.70
Bali	3,432	6.85	75.73	3.76	4.89	10,895.4	19.96	8.70
Nusa Tenggara Barat	4,257	25.38	64.42	2.19	7.55	6,672.9	22.97	3.38
Nusa Tenggara Timur	4,355	27.86	57.25	1.68	3.98	3,841.4	41.22	1.78
Kalimantan Barat	4,118	13.91	63.61	3.67	7.08	9,157.5	27.13	18.53
Kalimantan Tengah	1,938	10.44	68.54	4.08	5.02	12,618.2	35.32	8.44
Kalimantan Selatan	3,346	7.19	61.94	2.29	7.31	10,302.3	22.77	12.07
Kalimantan Timur	2,936	11.57	69.55	4.53	12.83	67,627.0	5.32	36.16
Sulawesi Utara	2,161	8.94	71.27	5.62	13.04	9,952.5	19.39	8.84
Sulawesi Tengah	2,349	21.69	66.50	2.18	7.01	8,228.4	44.80	7.25
Sulawesi Selatan	8,621	14.90	66.51	3.33	12.01	7,982.3	30.40	13.54
Sulawesi Tenggara	2,002	21.90	67.69	2.93	6.93	7,628.2	40.73	6.85
Gorontalo	941	29.01	56.44	2.07	7.26	4,315.0	30.58	5.90
Sulawesi Barat	-	-	-	-	4.09	5,168.3	53.59	7.57
Maluku	1,271	32.13	62.51	3.83	14.37	3,996.6	35.49	4.47
Maluku Utara	919	12.42	68.90	3.80	8.34	3,066.3	37.90	13.77
Papua Barat	2,662	-	-	-	10.18	12,994.6	27.15	19.47
Papua	-	38.69	63.93	4.86	5.52	23,761.8	10.97	1.78
INDONESIA	**222,192**	**16.66**	**68.48**	**3.48**	**9.75**	**14,840.8**	**12.90**	**28.05**

Province	Growth GRDP [4]) 2006 (%)	Inflation 2006 (%) [5])	Inflation Jan-Nov 2007 (%) [5])	Production of Paddy 2007 (000 Ton) [6])	Number of Processing Establishment 2006	Export 2006 (Million US $)	School Enroll. Ratio (7 - 12) 2006 (%)	Percentage of household possesing telephone (2006)	Average Number of Children Ever Born per Women Aged 15-49 years (2006)
(1)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
Nanggroe Aceh	2.40	9.54	6.98	1,538	61,798	2,032.8	98.88	5.43	1.70
Sumatera Utara	6.18	5.97	4.68	3,204	78,551	5,523.9	98.19	9.00	1.86
Sumatera Barat	6.14	8.05	5.30	1,983	57,818	1,074.1	97.71	10.14	1.89
Riau	5.15	6.32	5.82	492	22,106	8,694.7	97.68	7.29	1.77
Jambi	5.89	10.66	5.47	593	17,521	838.8	97.20	5.96	1.73
Sumatera Selatan	5.20	8.44	6.50	2,727	52,480	2,403.4	96.84	7.75	1.72
Bengkulu	5.95	6.52	3.91	473	12,083	80.3	98.10	7.04	1.82
Lampung	4.93	6.03	5.84	2,304	88,211	1,525.7	97.77	5.68	1.95
Bangka Belitung	3.48	6.42	2.61	24	6,097	1,055.9	96.26	6.14	1.71
Kepulauan Riau	6.78	4.58	3.89	0	7,940	6,073.1	97.78	17.89	1.43
DKI Jakarta	5.90	6.03	5.13	8	37,822	29,809.5	98.46	38.34	1.28
Jawa Barat	6.01	5.33	4.44	9,901	460,699	686.9	97.64	12.69	2.17
Jawa Tengah	5.33	6.08	5.97	8,632	834,046	3,114.7	98.47	6.07	1.67
DI Yogyakarta	3.69	10.40	7.49	710	76,352	4.4	99.35	14.63 [7])	1.24
Jawa Timur	5.80	6.71	5.30	9,501	666,617	9,157.9	98.22	12.70	1.51
Banten	5.53	7.67	5.30	1,880	79,176	812.6	97.36	16.81	1.75
Bali	5.76	4.30	4.69	828	83,826	298.6	98.27	15.27	1.52
Nusa Tenggara Barat	2.19	4.17	6.97	1,502	124,182	1,219.5	96.75	4.09	1.78
Nusa Tenggara Timur	5.08	9.72	6.35	511	69,857	11.9	94.00	3.59	2.01
Kalimantan Barat	5.23	6.32	7.97	1,222	39,944	620.7	96.53	6.61	1.80
Kalimantan Tengah	5.84	7.72	5.96	562	18,390	179.2	98.33	6.68	1.71
Kalimantan Selatan	4.76	11.03	6.55	1,811	48,420	2,361.5	96.36	8.93	1.73
Kalimantan Timur	2.82	6.50	8.37	559	14,723	16,481.0	97.51	18.97	1.85
Sulawesi Utara	6.16	5.09	8.30	493	30,693	191.1	97.37	12.09	1.49
Sulawesi Tengah	7.97	8.69	4.68	785	23,921	202.0	97.12	5.39	1.86
Sulawesi Selatan	6.72	7.21	4.15	3,675	108,134	1,836.7	95.08	12.25	1.66
Sulawesi Tenggara	7.68	10.57	6.76	410	39,451	350.8	97.04	5.35	1.97
Gorontalo	7.30	7.54	3.41	197	14,980	14.7	93.39	5.29	1.76
Sulawesi Barat	6.99	-	-	312	13,556	37.3	94.02	3.04	1.95
Maluku	5.55	4.80	4.75	58	14,839	49.5	97.55	7.82	1.85
Maluku Utara	5.48	5.12	7.64	57	7,589	197.4	97.35	4.56	1.92
Papua Barat	4.55	-	-	23	2,348	339.4	90.94	5.91	1.87
Papua	-17.20	9.52	8.62	74	5,986	3,518.5	80.38	6.14	1.82
INDONESIA	**5.48**	**6.60**		**57,049**	**3,220,156**	**100,798.6**	**97.39**	**11.20**	**1.76**

Note: [1]) Based on Population Projection

Note: [2]) February 2006
[3]) At Current Price, preliminary figures

Note: [4]) Preliminary figures [6]) First forecast
[5]) Capital City

Note: [7]) Without Bantul Regency

Year	Population (000)	Percentage of Population Below the poverty Line (Million)	School Enrollment Ratio (%) 7-12	School Enrollment Ratio (%) 13-15	School Enrollment Ratio (%) 16-18
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
2004	216,381 [8])	16.66	96.77	83.49	53.48
2005	218.869 [9])	15.97	97.14	84.02	53.86
2006	222.192 [8])	17.75	97.39	84.08	53.92

Note: [8]) Based on Population Projection
[9]) Based on Results of The Intercencal Population Survey (SUPAS) 2005

Unemployment Rate (%)	GDP (Trillion Rupiahs) Cur. Price	GDP (Trillion Rupiahs) Const. Price [12])	Growth GDP (%)	Per Capita GDP [15]) (Million Rp.)
(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
9.86 [10])	2,295.8	1,656.5	5.0	10.6
11.24 [11])	2,785.0 [13])	1,750.7 [13])	5.7	12.7 [13])
10.28 [11])	3,338.2 [14])	1,846.7 [14])	5.5	15.0 [14])

Note: [10]) August [12]) Constant Prices 2000 [14]) Very preliminary figures
[11]) February [13]) Preliminary figures [15]) At Current Price

Inflation Rate (%)	Export (Million US $) Total	Export (Million US $) Non Oil-Gas	Import (Million US $)	Production of Paddy (000 Ton)
(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
6.40	71,585	55,939	46,525	54,088
17.11	85,660	66,429	57,701	54,151
6.60	100,799	79,589	61,066	54,664

Year	TFR	IMR	eo	CBR	CDR	NRR
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
2004	2.25	33.9	68.6	19.6	6.7	1.04
2005	2.23	32.3	68.0	19.5	6.6	1.03
2006	2.21	30.8	69.4	19.3	6.5	1.02

Note: TFR: Total Fertility Rate　CBR: Crude Birth Rate
IMR: Infant Mortality Rate　CDR: Crude Death Rate
eo: Life Expetance　NRR: Net Reproduction Rate

出所：BPS (2007)

（３）政治・行政システム

■概況

下表は国土交通省国土計画局『平成 19 年度諸外国の国土政策分析調査　調査報告書（その２）各国の国土政策の概要』に記載されたインドネシアの行政システム情報の一部を更新したものである。

表　インドネシアの行政システム（抜粋）

政体[1]	大統領制、共和制
元首[1]	スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領（2004 年 10 月 20 日就任、任期 5 年）
国会[1]	（1）国会（DPR）：定数 550 名 （2）国民協議会（MPR）：678 名（国会議員 550 名と地方代表議員 128 名の計）
内閣[1]	内閣は大統領の補佐機関で、大統領が国務大臣の任免権を有する。（ユドヨノ大統領は、2005 年 12 月に第 1 回内閣改造、2007 年 5 月に第 2 回内閣改造を行った。）
政党[6, 7]	国会（2004 年 4 月改選）： ゴルガル党 128、闘争民主党 109、開発統一党 58、民主党 55、国民信託党 53、国民覚醒党 52、福祉正義党 45、その他 50

6　CIA 'The World Factbook' , https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/
7　複数政党制民主主義研究所「各国の選挙と政党」, http://www14.plala.or.jp/elections/

資料：国計局（2008）を情報更新

■地方分権化の進展

1990 年代末以降の 10 年間のインドネシアの行政システムの変化で重要なものは、地方分権化の進展である[5]。その概況は下図に示すとおりである。

5 1990 年代終盤以降、政治・行政システムが地方分権型に再構築されてきた。開発政策における多くの自治権が中央政府から地方自治体に移管され、中央政府は、外交、防衛、治安、宗教、財政、金融、法律、裁判以外の要素に責任を取らなくなった。この政治・行政システムの再構築は意思決定プロセスの大転換へとつながり、中央から地方へというだけでなく、行政部から議会へ、行政からコミュニティへといった流れを生み、また、空間計画を含む全ての行政システムにおける自由主義へのシフトに展開していった。（Ernawi 2008b）

図　インドネシアにおける地方分権化の進展

1999年地方分権化2法
（地方行政に関する法律1999年第22号、中央地方財政均衡に関する法律1999年第25号）
・本格的な地方分権化。
・ポイント：
1) 地方政府（特に県／市）に対する大幅な権限の委譲
2) 地方首長の責任関係が垂直関係（中央－州－県／市）から水平関係（地方首長－地方議会）へと変化
3) 中央から地方への政府間資金移転の規定を明確化（一般配分金(DAU)、特別配分金（DAK））
4) 村落自治の復活と民主化

1. 中央、州、県／市の責任関係、役割分担、調整システム明確化の必要
2. 地方政治への悪影響
3. 地方財政の中央依存と財政自立化のジレンマ
4. 資源富裕地方と資源貧困地方の格差に対する懸念

2004年地方分権化2法
（地方行政に関する法律2004年第32号、中央・地方財政均衡に関する法律2004年第33号）
・1999年地方分権化2法の改変。
・改変のポイント：
1) 地方首長公選制の導入
2) 地方首長の罷免が司法の判断に委ねられる
3) 村議会の廃止
4) 分権・権限分離から集権・権限分有へ
5) 予算や財源設定に対する上位政府の監督機能強化

出所：志摩（2008）

インドネシアの政府は国、州、県／市の三層構造であり、地方レベルでは全国が 33 の州、359 の県、 92 の市に分かれて行政が行われている。各知事は 1990 年代後半のスハルト退陣以降、すべて一般公選で選ばれている（Djakapermana 2009a）。インドネシアは中央・地方政府とも類似性のある組織形態を有している[6]（諸外国研究会 2008a）。

法律 2004 年第 32 号に従い、中央政府が主に責任を負うのは、①外交、②防衛（軍事）、③安全（警察）、④ 法と司法、⑤金融財政、⑥宗教――の 6 主要分野となっている（Djakapermana 2009a）。基本的には、これら以外の分野は地方政府の判断で行政を進めてよいということになっている（DKI Jakarta ヒアリング）。

1999 年法の運用過程では、場所により、地域エゴなど地方税の問題で混乱が起きた。これは、1999 年法において、国・地方の体制が整わないまま地方に権限を与え過ぎた面があったことの影響と考えられる。2004 年法では、この問題に対応するため、国及び上位政府の権限を幾分再強化したと理解できる。（諸外国研究会 2008a）[7]

[6] 地方政府でも、社会経済開発計画（開発計画）と空間計画を担当する部局が別々に存在する（国の国家開発企画庁と公共事業省（空間計画総局）の関係と同様）。（諸外国研究会 2008a）

[7] 1999 年法制定後、2004 年法制定後それぞれの比較事情については、以下のジャカルタ首都特別州職員の見解から読み取ることができる。（DKI Jakarta ヒアリング）

「1999 年法では地方の裁量で地方条例を定める事が出来たが、その影響でかなり混乱してしまったため、2004 年の改訂法が出来た。この改訂法において、全ての地方条例は、内務省の承諾を得なければ運用できないことになった。地方の予算や計画も同じで、州知事や議会の承認を得ても、内務省の承

地方財政の中央依存の状況には変化が見られず、分権化の実質的効果については疑問が呈されている。[8]（志摩 2008）

図　地方政府（州、県／市）の財源

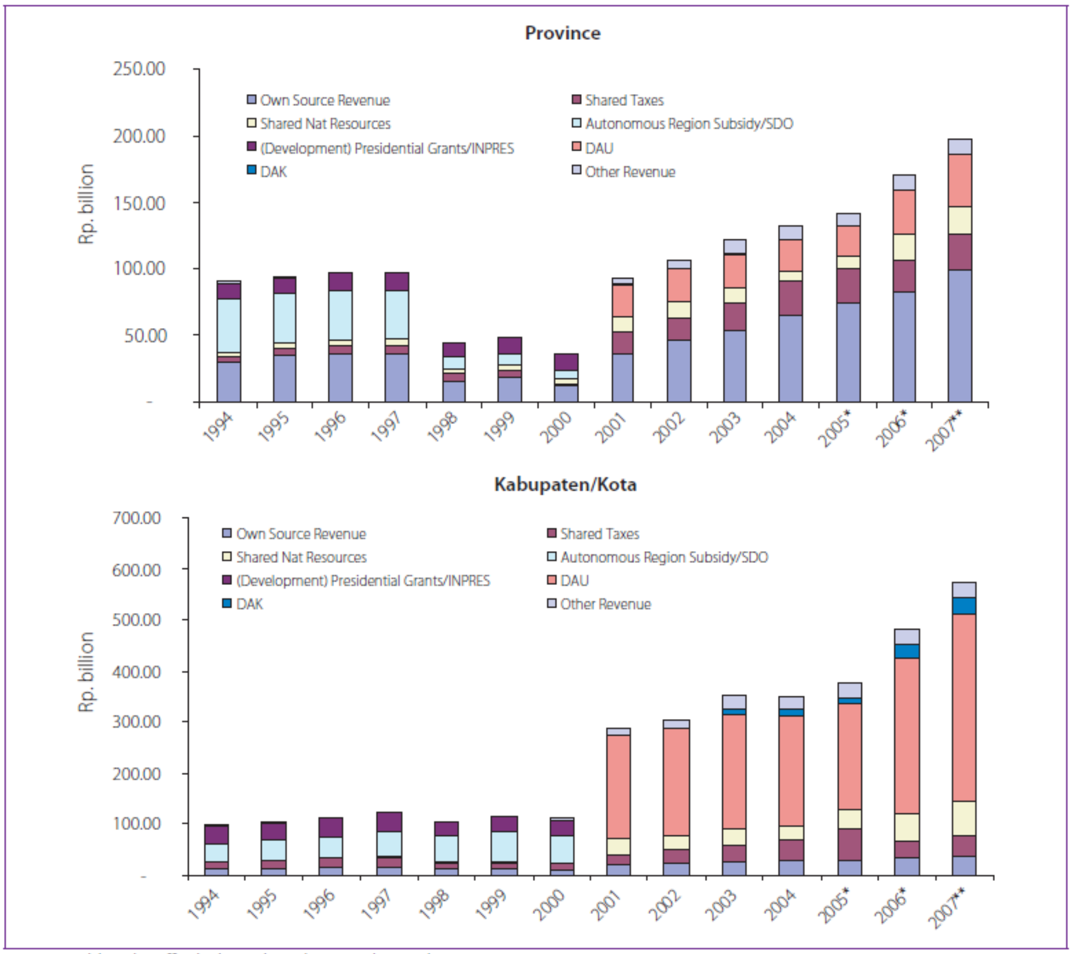

Source: World Bank staff calculation based on BPS data and SIKD MoF.
Note: Data in real terms (1994 price = 100). * = Planned budget. ** = Estimated budget.

（出所：World Bank (2007) Spending for Development: Making the Most of Indonesia's Opportunities より）

出所：志摩（2008）

■地域間協力の動き

地方分権化に伴う興味深い動きとして、地方政府の再編が進む中（下表参照）、地域間協力（地方政府間協力）の必要性が高まっていることが挙げられる。（志摩 2008）

認が必要とされる。地方税に関しては、課税のガイドラインや最高・最低税率も国により決められている。このため、地方の権限範囲が拡大されて一見分権化が進んだように見えても、実態としての分権はなかなか進んでいない、‘統制された地方分権’というのが実情でないか、というのが、地方行政の現場の見方である。」

なお、中央政府が地方政府に示すガイドラインとして、「公共サービス（住居・衛生・健康）関連 20 部門の最低サービス基準が策定されることになっているのが、公表が遅れており、地方政府として実際何をすればよいのかわからず困っている」（DKI Jakarta ヒアリング）という。

[8] 前注参照。

表　地方政府の再編（県／市数の変化）

Population 2001		No. of District/City Governments		
	(millions)	1998	2001	2004
Java	112.0	103	105	109
Sumatra	47.7	74	96	132
Kalimantan	10.9	30	38	52
Sulawesi	14.4	40	45	62
Bali/Nusa Tenggara	10.9	29	30	34
Maluku/Papua	4.2	16	22	45
Total	**200.1**	**292**	**336**	**434**

Source: Fitrani et al., 2005.

（出所：USAID (2006) Decentralization 2006: Stock Talking on Indinesia's Recent Decentralization Reforms より）

出所：志摩（2008）

インドネシアにおける地域間協力の既存の代表例としては、以下のものが挙げられる。

表　地域間協力の代表事例

ジャボデタベックジュール開発協力局（BKSP Jabodetabekjur）	1971 年からの長い歴史を有するジャカルタ首都圏（Jabodetabekjur）での取組み。1971 年当時は今日のJabodetabekjurより狭いJabotabek地域（Jakarta（首都特別州）と西ジャワ州のBogor、Tangerang、Bekasi）を対象とする組織（BKSP BKSP Jabotabek）が、ジャカルタの街がジャカルタ州を越えて広がり始めた頃、中央政府主導で設立された。
ジョグジャカルタ首都特別州（Joint-secretariat Kartamantul）	1980 年代後半 IUIDP（Integrated Urban Infrastructure Development Programme：総合都市インフラ開発計画）をきっかけに、2001 年、ジョグジャカルタ都市圏の地方政府が共同事務所設立。廃棄物処理施設、下水処理場などの整備、維持管理での協力（スポット的協力）
「スラウェシ地域開発協力局(BKPRS)」設立の動き	スラウェシ島５州での動き。2000 年、地域開発ビジョン・ミッションと緊急課題に関する全州協定を締結。キーワードは「地方自立と地域連携」。商工会議所もスラウェシ島レベルでの連携。「スラウェシ銀行」設立の動きもある。（情報源：松井和久（2002）「スラウェシだより－地方から見た激動のインドネシア」アジア経済研究所より）

資料：志摩（2008）、諸外国研究会（2008a）

上記の３事例はいずれも、複数の地方政府が参加して共同事務局をつくり、地域内の政策協力・調整にとりくんでいこうというものである。共同事務局設立の動きは、これらの事例を含め、既存のメトロポリタン地域（人口 100 万人以上の地域）で４つあるほか、中小都市群があつまったメトロポリタン地域で共同事務局をつくろうという動きもある。共同事務局の設置、運用に対する国の予算付けはなく、国が関与した首都圏のものを除き、地域の自主的な取り組みである。(MPW-DGSP ヒアリング)

（４）首都圏の問題

■都市化の傾向

1950 年、ジャカルタの人口は 140 万人であったが、その後の人口流入により、1961 年には 300 万人、1971 年には 470 万人となった。さらに、1970 年代、ジャカルタはその首座都市としての地位を強めた。1980 年代のジャカルタは、かつて経験したことのない急成長を遂げ、その人口は 520 万人に達した。この時までに 開発における公共セクターと民間セクターの役割がかなり明確となった。すなわち、公共セクターは工業開発や不動産開発に必要なインフラ、投資環境を整備し、民間セクターが開発を進めてゆくという形である。1990 年ー1997 年にかけては、工業化の進展、高速道路の整備や鉄道網の改善に伴う都市化の進行によってジャカルタは大ジャカルタ都市圏（Greater Jakarta）と呼ばれる地域を形成するに至った。 さらに、様々なスケールで様々な目的を持つ郊外の開発も進み、より複雑で多様な要素を含むようになった。例えば、郊外の生産性の低い広大な農地がハイテクパークや大学、ゴルフ場として開発された。1990 年代は結果としてジャカルタの都市化が余りに加熱した時であり、1990 年代に発行された開発許可は 1,047 件、70,353 ヘクタールに及んだ。（国計局 2007）

しかし、アジア通貨危機以降は、大ジャカルタ都市圏の郊外部の工業団地等において、広大な未開発の敷地が多く残されることとなった。交通機関の開発も例外ではなく、予算付けされているはずのほぼ全ての交通関係のプロジェクトは延期されるか中止された。その代表的なものは、MRT やジャカルタ外環高速道路である。スハルト大統領時代決定された大規模都市開発プロジェクトも当初の予定からの遅れを余儀なくされた。（国計局 2007）

■都市問題の概要

ジャカルタ首都圏の人口はほぼ 2000 万人に達し、人口流入を主要因として年３％の人口増加率を示している。高い人口圧力により、居住地の開発が自然的な面で許容量を超える様相を呈している。これに伴い、水資源・土地・森林などの保全が問題化している。（BKSP Jabodetabekjur ヒアリング）

首都圏の抱える主要な都市問題としては、洪水、ゴミ処理、交通、環境汚染等があり（下図参照）、これらはジャカルタ首都特別州の行政区域を越えた広域的な問題として捉えられる。例えば、洪水問題は、大部分が西ジャワ州に源流を持つ河川の下流部（ジャカルタ）に問題を発生させる。また、ジャカルタ首都特別州外の郊外部から通勤する人々の多さが、交通渋滞[9]、環境汚染、大量のゴミの問題等に影響している。（Jakarta post 2008a）

[9] ２輪車、４輪車を含め、ジャカルタ首都圏で４90 万台と想定され車輌の増加が、問題として指摘されている。増加率は年間 9.8％である。（BKSP Jabodetabekjur ヒアリング）

図　都市問題の代表例

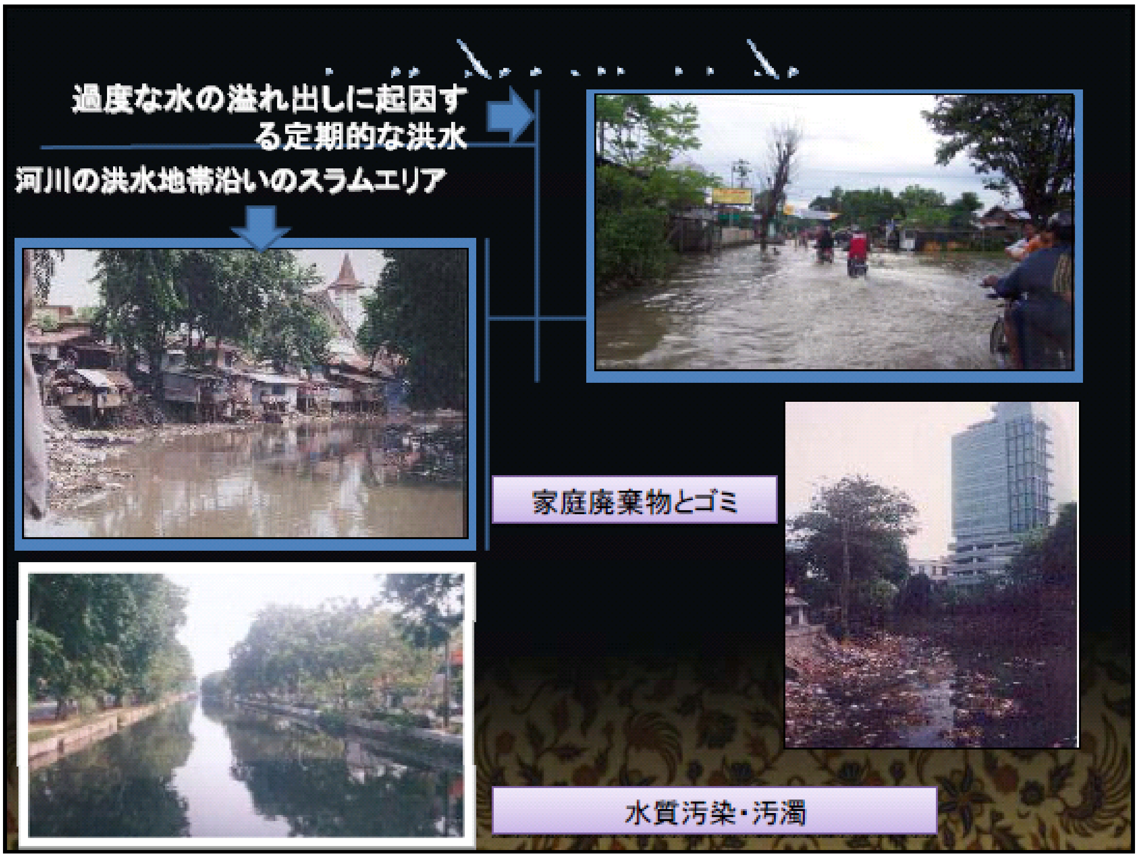

出所：Djakapermana (2009a)

こうした都市問題の顕在化は、ジャカルタ首都圏の開発に対する有効な規制措置が取られず、いわば野放図に開発が進行した面を反映しているとともに、必要な都市インフラの整備が遅れ遅れになったことも反映していると考えられる。例えば、ジャカルタでは雨季に洪水が頻発するが、それには、排水施設がほとんど整備されていないことが影響している[10]。（EoJ Jakartaヒアリング）

■有効性を欠く土地利用規制

ジャカルタにおいて、緑地の減少が著しいことが問題として捉えられている（下図参照）。そうした減少の主因は、土地利用条例（敷地の60～80%をオープンスペースとすることを求めるもの）が遵守されない状況が数10年続いたことにあるとの見解がある（Jakarta Post 2008b）。また、このように土地利用規制が遵守されない状態が続いたことが、後述するとおり、2007年制定の新空間計画法における土地利用違反に対する罰則強化につながったという(Febrina 2007)。

10　地下水くみ上げによる地盤沈下も洪水被害に影響している。（EoJ Jakartaヒアリング）

図　ジャカルタにおける土地被覆の変遷（1972～2002）

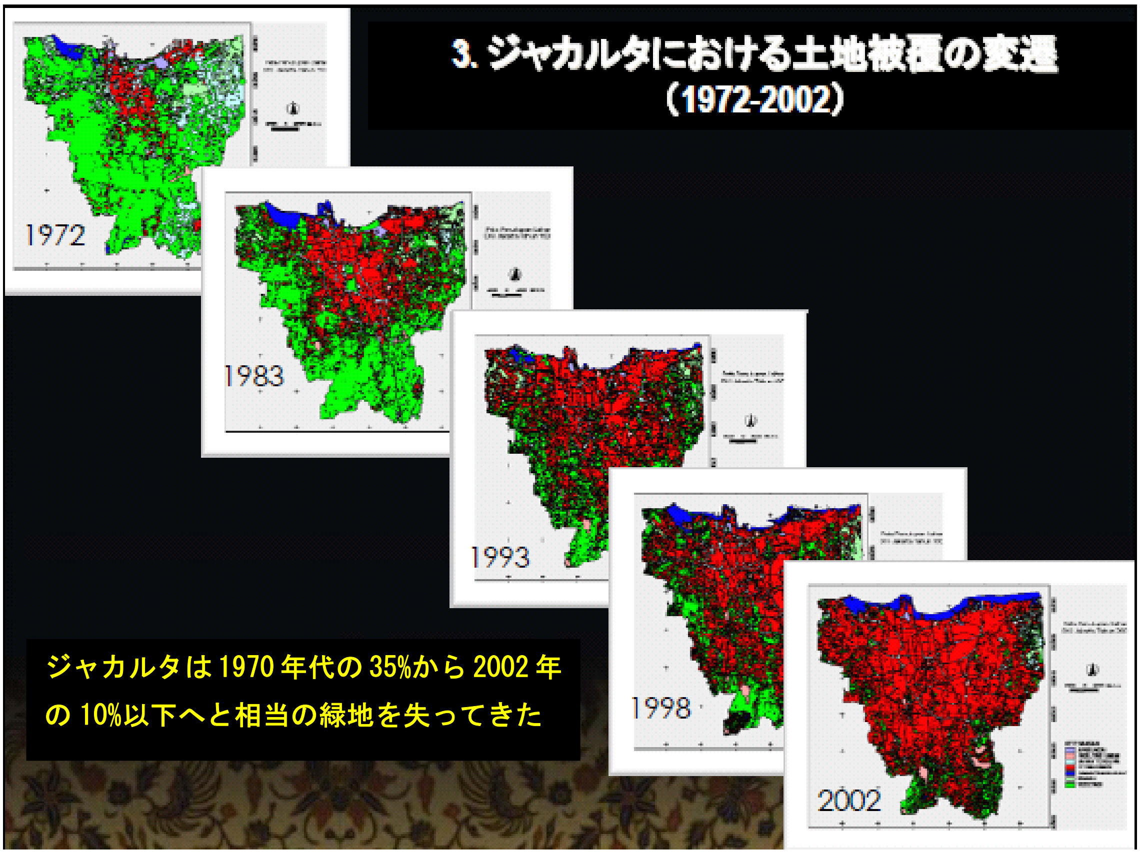

出所：Djakapermana (2009a)

適切な土地利用の制御を欠いた結果、以前は居住地として指定されていた場所が工業用地に転換され、汚水やゴミ処理等の生活環境低下の問題を生じている例がみられることも、問題として捉えられている。(BKSP Jabodetabekjur ヒアリング)

■都市インフラの不足

ジャカルタ市（特別州）内の交通渋滞は、産業活動にも影響を与えている。例えば、市外東部の工業地帯から市内の港までは、渋滞の影響で、高速道路を利用してもラッシュ時に４時間かかる（KIICヒアリング)。こうした渋滞の問題に対する対策として、ジャカルタの街の中心部から空港へ向けた新高速道路計画や外環高速道路計画など、道路交通インフラの整備が進められている（諸外国研究会 2008a)。進捗状況には遅れが見られるものの、整備によるアクセス改善が期待されている（Kotadeltamasヒアリング)。2008年に至り、工業地帯形成と交通インフラ整備の統合という観点から、新規工場の立地は工業団地内に制限するという新しい法令（工業団地法）が出された。今後の道路網整備、鉄道網整備[11]な

[11] 鉄道を利用して、港と東部の工業団地を結ぶアイデアも行政サイドで検討されている。東部の工業地帯からは、高速道路利用の場合、ジャカルタ市内を通過しないと港湾にも空港にもアクセスできないため、

どの考えが背景にあるとみられている（以上、KIICヒアリング、Kotadeltamasヒアリング 2008)。

産業インフラでは、電力供給能力不足の問題もあり、本調査での現地調査実施時点（2008年 11 月）で月２回（５日間）程度の操業規制がかけられている、との情報が工業団地ヒアリングでえられた。[12]（KIICヒアリング）

■ジャカルタの自然災害リスク

ジャカルタで起こる可能性のある自然災害には、地震、洪水、津波がある。2007 年空間計画法は、自然災害軽減対策を空間計画に記載することが義務付けている。しかし、ジャカルタ首都特別州の現行計画は旧法に基づくものであるため、自然災害対策はまだ空間計画に記述されていない（新計画策定時には、当然記述する。(DKI Jakarta ヒアリング）

JICAにより、ジャカルタの地震、洪水、津波の危険度について調査が行われた（次ページ以降の諸図参照)。それらの調査のうち、地震についてのものでは、ジャカルタ周辺で３つの震源地を想定しており、そのうちひとつは、まさにジャカルタ自体を震源地と想定するものである。実際、1903 年にこの想定震源地の近隣で地震が発生した。また、JICA調査によると、津波が起きた場合には、北ジャカルタ、千の島（プラウスリブ）群島が被害に合うと想定されている[13]。(DKI Jakartaヒアリング）

今後は鉄道輸送の役割が高まると予想される。内陸で通関もできるため、輸送時間は日単位で短縮できる。（KIICヒアリング）

[12] インドネシア国営電力会社によれば、2009 年に１万メガワットクラスの発電所を稼動させるということであり、それが実現すれば、電力不足は解消されると見られている。（カラワン工業　団地ヒアリング）

[13] 津波に関してはジャワ島南部の方が被害が大きいと考えられている。ジャワ島西沖のクラカタワ島（火山島）が爆発した場合、ジャカルタも津波に襲われる可能性があるが、震源地がジャカルタ直下の場合の津波は予測されていない。ジャワ島南方で大津波が発生した場合もジャカルタには大きな被害はないと考えられている。（DKI Jakartaヒアリング）

図　ジャカルタの地震危険度評価

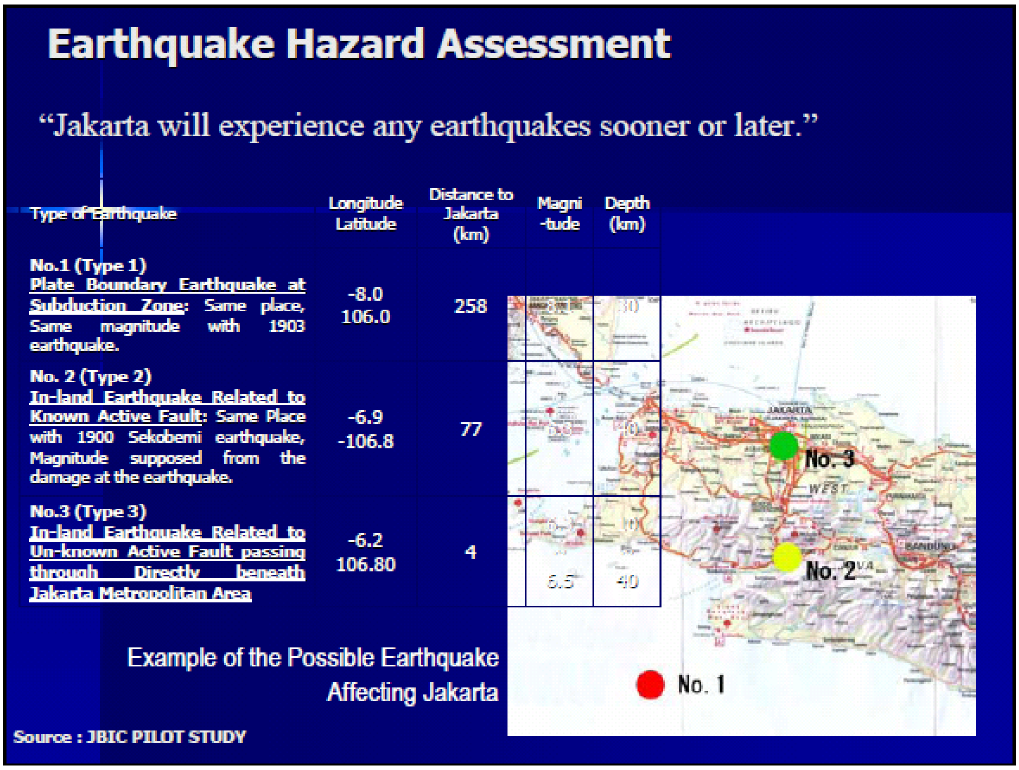

出所：DKI Jakarta (2008)

図　ジャカルタの洪水危険度

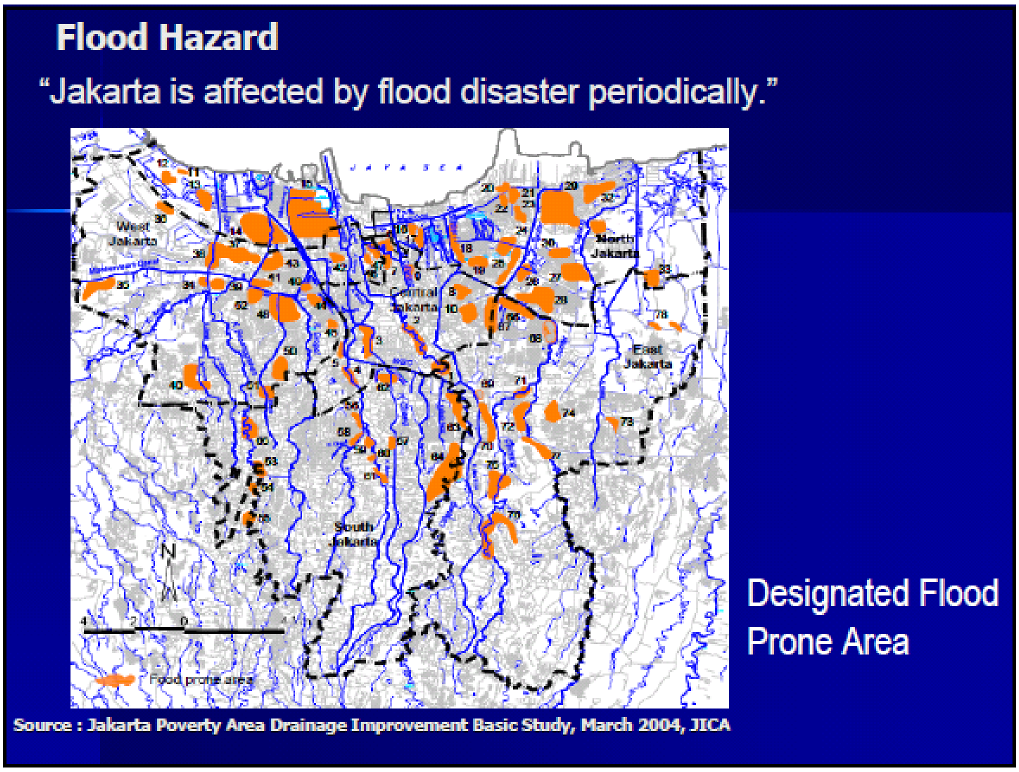

出所：DKI Jakarta (2008)

図　ジャカルタの津波危険度

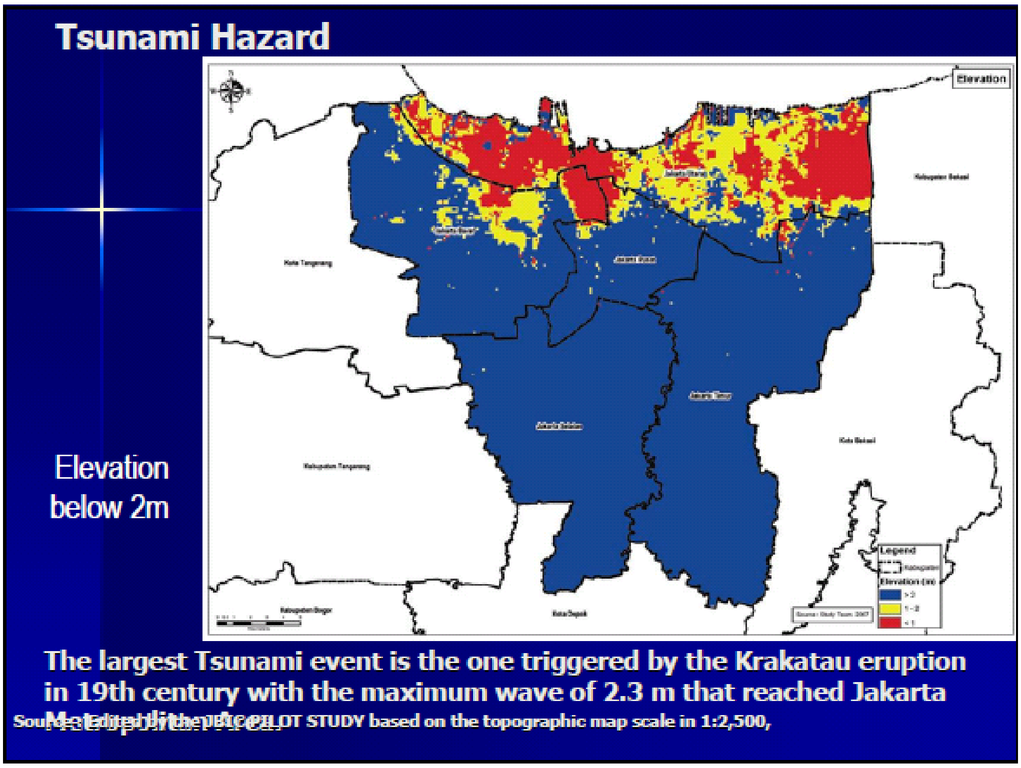

出所：DKI Jakarta (2008)

図　洪水及び津波に影響する地盤沈下の状況

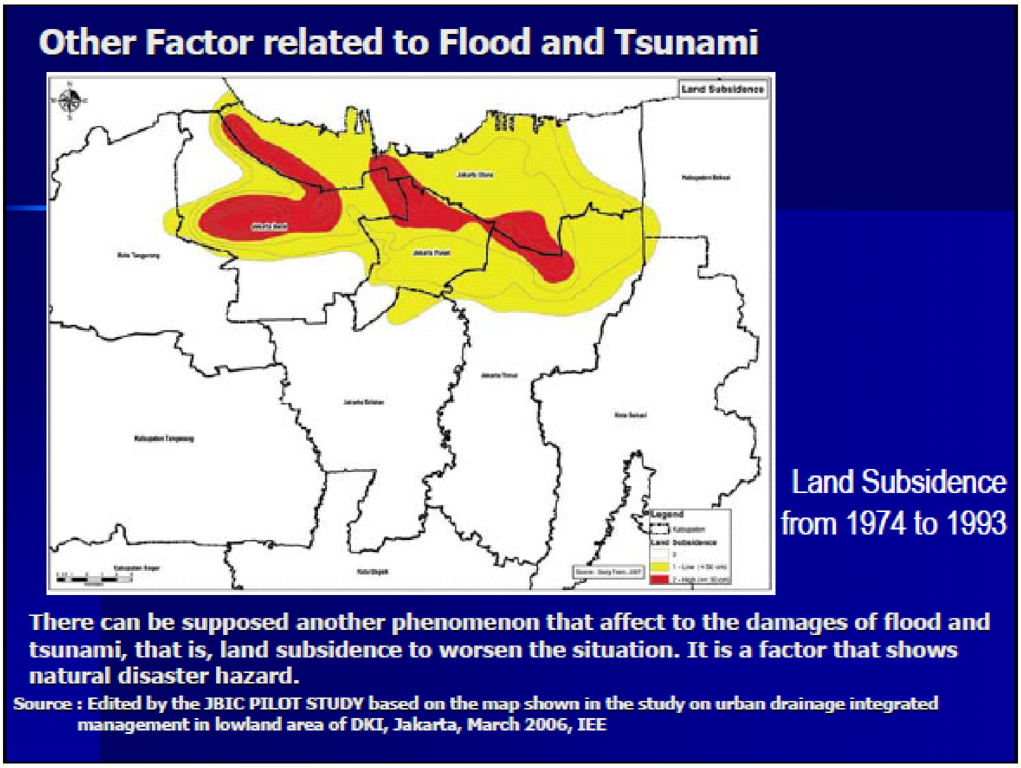

出所：DKI Jakarta (2008)

２．国土政策関連計画システム

（１）社会・経済開発計画

本報告書では、インドネシアの社会・経済開発計画システムとして、国家開発企画庁（BAPPENAS）が所掌する国家開発計画システムを参照する。

■国家開発政策の変遷

インドネシアの国家・地域開発計画の歴史を概観すると、1960 年代後期から 1980 年代前期までは、石油輸出益と海外投資の流入により、インドネシアの経済は好調であった（下図参照)。このため、中央政府は、石油輸出益と国外からの経済援助を原資として地域経済開発の資金をまかなうことができた。しかし、インドネシアにとって石油の時代が終わった 1980 年代とアジア通貨危機以降は、いかに効率的に資金を活用し、地域間の経済バランスの確保に取組むかが、中央政府にとって大きな課題となった。生態的・人口的・社会的・経済的に地域毎の多様性が極めて大きいインドネシアにあって、地域経済政策の役割は、インドネシアの地域開発の課題を解決するために重要である。（Pohan 2009b）

図　インドネシアの GDP 成長率の推移（年率%）

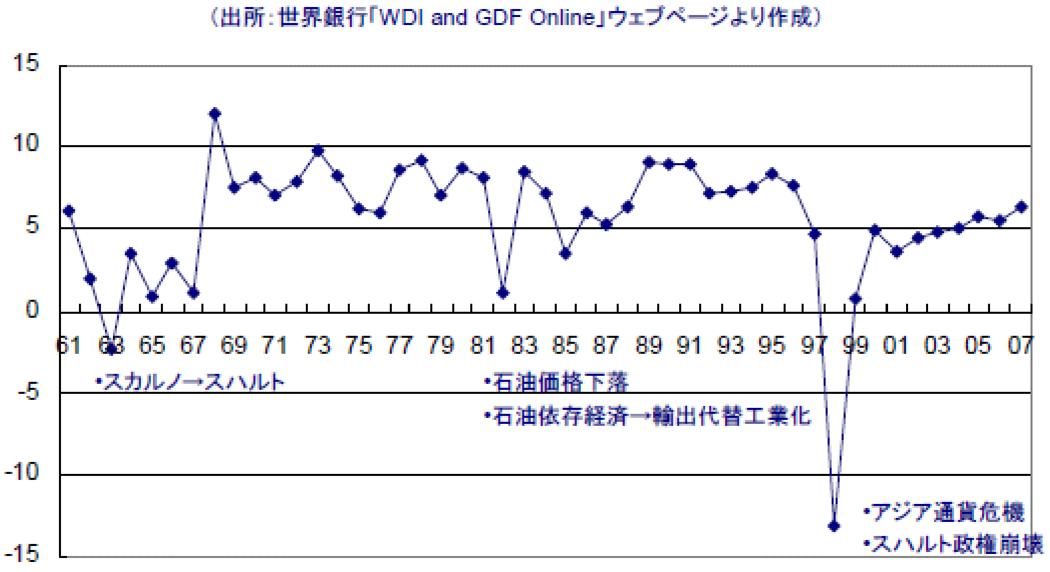

出所：志摩（2008）

次ページの表はインドネシア独立後の、国家開発政策に係る計画文書と主要課題の変遷を整理したものである。

表　国家開発政策にかかる計画文書と主要課題の変遷

大統領	スカルノ （1945～66）		
長期計画	工業化計画		
中期計画	･3ヵ年生産計画（Kasimo Plan） （1948～50） ･特別福祉計画 （1950～51） ･緊急工業・中小産業開発計画 （Sumitro Plan） （1951～52）	5ヵ年開発計画 （1956～60）	国家総合開発8ヵ年計画 （1960～67）
主要課題、（特に地方開発に関するもの）		･植民地計画からの脱却。 地方開発： ･オランダ植民地時代からの開発計画を引き継ぎ、カリマンタンやスマトラ、西ジャワの開発を重視。開拓や移住政策。 ･長期計画、中期計画、年次計画による開発計画。	･開発計画を通してパンチャシラに基礎を置く「インドネシア式社会主義」を具現化。 ･8分野の優先課題（精神教育、調査、社会福祉、行政、特別開発（国防、治安）、生産、輸送･コミュニケーション、財政）。 地方開発： ･優先課題に対応したプログラムを全国で満遍なく実施。
関連する出来事	45　インドネシア共和国独立、1945年憲法 45～49　独立戦争 50s　各地で地方反乱	59　スカルノ、確立「指導民主主義」体制	66　スカルノ、スハルトへ大統領権限委譲

大統領	スハルト （1966～98）					
長期計画	RPP I （1969～93）					RPP II （1994～）
中期計画	Repelita I （1969～73）	Repelita II （1974～78）	Repelita III （1979～83）	Repelita IV （1984～88）	Repelita V （1989～93）	Repelita VI （1994～98）
重要課題、（特に地方開発に関するもの）	･経済の復興。Repelita II、IIIへの成長基盤の形成。農業の重視。 地方開発： ･都市と農村のネットワーク化。灌漑施設、道路、電話などのインフラ修復と整備。	･Repelita Iの規模拡大。 地方開発： ･都市と農村のネットワーク化。インフラ整備。 ･新規課題として港湾や空港の整備による島嶼間のネットワーク化。 ･地方政府能力向上、第1級自治体に地方開発計画局設置。	･公平の重視。 地方開発： ･セクター間、地域間のプログラム調整による開発機会の平等。 ･拠点開発方式。地方中小都市のインフラ整備。 ･地方政府能力向上、第2級自治体に地方開発計画局設置。	･開発機会の平等。 地方開発： ･開発機会の平等。 ･ジャワ島以外での都市開発。 ･参加と地方分権化。	･第2次25ヵ年開発計画に向けた土台作り。 地方開発： ･開発機会の平等。 ･インフラ整備と共に維持･管理。	･人的資源の質的向上、経済発展と経済構造調整、公平性と貧困削減。 地方開発： ･空間計画の活用。地方自治の推進。開発機会の平等。 ･都市のヒエラルキー化と対応した開発戦略。 ･KAPETによる東部インドネシア開発。
関連する出来事	66　インドネシア債権国会議、国家開発計画局	74　1974年地方行政基本法 79　1979年村落行政法	82　P5D	85　IUIDP	92　空間計画法、地方自治に関する実施規則	95　地方分権化実験 98　スハルト大統領辞任

大統領	ハビビ （1998～99）	ワヒド （1999～2001）	メガワティ （2001～2004）	ユドヨノ （2004～）
長期計画				RPJP （2005～25）
中期計画		PROPENAS （2000～04）		RPJM （2005～09）
重要課題、（特に地方開発に関するもの）		･平和で民主的で構成で構想力のある進歩的かつ平和な社会の構築。 地方開発： ･地方自治と参加の拡大。州から村／町に至る地方自治プログラムの実施。		･安全･一体的･調和的で平和な人々の生活、法･平等･人権を大切にする人々と国家、雇用機会を創出し、人々が適正な生活を送れ、かつ、持続可能な開発への土台となる経済。 地方開発： ･地方間の不均衡な開発の是正。 ･急成長地域の開発促進により後進地域の成長を誘引。 ･国境地方の開発（隣国との連携）。 ･国家都市開発システムに基づく都市開発。急成長する大都市の成長管理と非ジャワ地域の中小都市の開発。
関連する出来事	99　1999年地方分権化2法	04　国家開発システム法、2004年地方分権化2法		07　空間計画法

(注)RPP＝25 ヵ年開発計画、Repelita＝5 ヵ年開発計画、PROPENAS＝国家開発計画、RPJP＝国家長期開発計画、RPJM＝国家中期開発計画

出所：志摩（2008）

■今日の社会・経済開発計画のシステム

今日の社会・経済開発計画（国家開発計画）の体系は、法律 2003 年第 17 号（国家予算法）および法律 2004 年第 25 号（国家開発計画システム法）に基づくものである。（Pohan 2009b）

法律 2004 年第 25 号によれば、国家レベルならびに地方レベルの「長期開発計画」が、20 年間にわたるビジョン、使命（mission）、政策の方向性を指し示す役割をもつものとされている。（Pohan 2009b）

インドネシアの大統領は、５年ごとに国民の直接選挙で選ばれる。各大統領選挙の終了後間もなく、当選した大統領の施政方針（ビジョン、使命）に従って、国家開発戦略、マクロ経済フレーム、ならびに５年間の優先的取り組み施策を示す「中期開発計画」が策定される。この計画は「長期開発計画」との整合性に配慮しつつ策定されるとともに、この計画に従って各省庁・国家機関の戦略計画が立てられる。また、この「中期開発計画」を参照しつつ、各年の開発の優先事項を定めるため、「年次開発計画」が立てられる。（Pohan 2009b）

全ての地方政府（州、県／市）は中期（５ヵ年）計画を策定することが求められている。その策定にあたっては、国の開発計画との整合性に配慮するとともに、新任の州知事（選挙で選ばれる）、州幹部（局長級）、市長のビジョン、使命、戦略が反映される。この計画の策定後は、国同様、地方レベルでも、年次開発計画や部門別の戦略計画が、国の関連計画との整合性をとりつつ立てられる。（Pohan 2009b）

以上から、国家開発計画システムを構成する諸計画は、次のように整理できる。

表　国家開発計画体系

国家	州・自治体	期間
長期開発計画	長期開発計画	20 年
中期開発計画	中期開発計画	5 年
省庁・部局の戦略計画	州・自治体機関の戦略計画	5 年
年次開発計画（政府実施計画）	年次開発計画（地域・自治体実施計画）	1 年
省庁・部局の実施計画	自治体期間の実施計画	1 年

出所：Pohan（2009a）

国レベル、地方レベルとも、「長期開発計画」や「中期開発計画」「年次開発計画」の立案にあたっては、公聴活動（public consultation）が実施される。また、各レベルの政府は、下位のレベルの政府から提出された提案に基づいて年次開発計画の草案を作成する。そうした提案のベースにも公聴活動（村レベルでのミーティング等）が位置づけられている。（Pohan 2009b）

限られた資源を活用し、全国各地域の持続的でバランスの取れた発展を促すための地域

経済政策のツールとしては、①政府間財政移転（法律 2004 年第 33 号（中央・地方財政均衡法）に基づく包括的補助金と特定目的補助金、）、②中央政府による投資、③民間投資の促進、の 3 つがある。（Pohan 2009b）

国家開発計画システム、国家財政システム双方を含む全体体系は、下図のように整理される。

図　インドネシアの計画と予算の仕組み

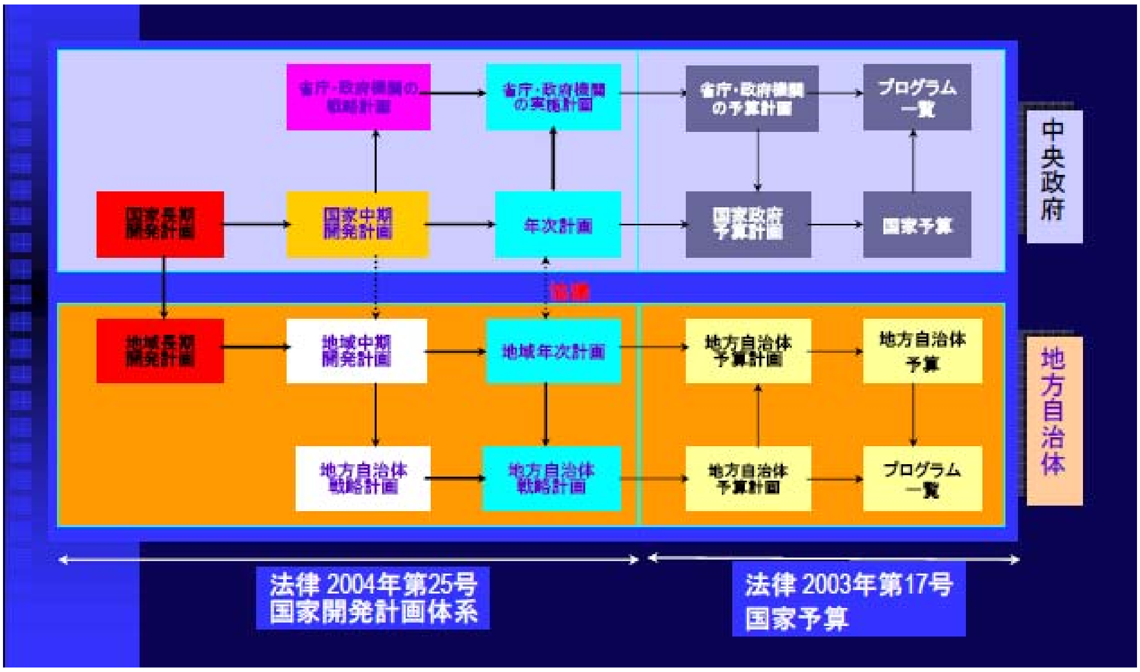

出所：Pohan (2009a)

中央政府レベルの開発計画作成と予算編成の流れは、下図のように整理できる。地方政府レベルでの計画と予算の作成の流れもほぼ同様である。

図　中央政府レベルの中期開発計画、年次計画、予算編成

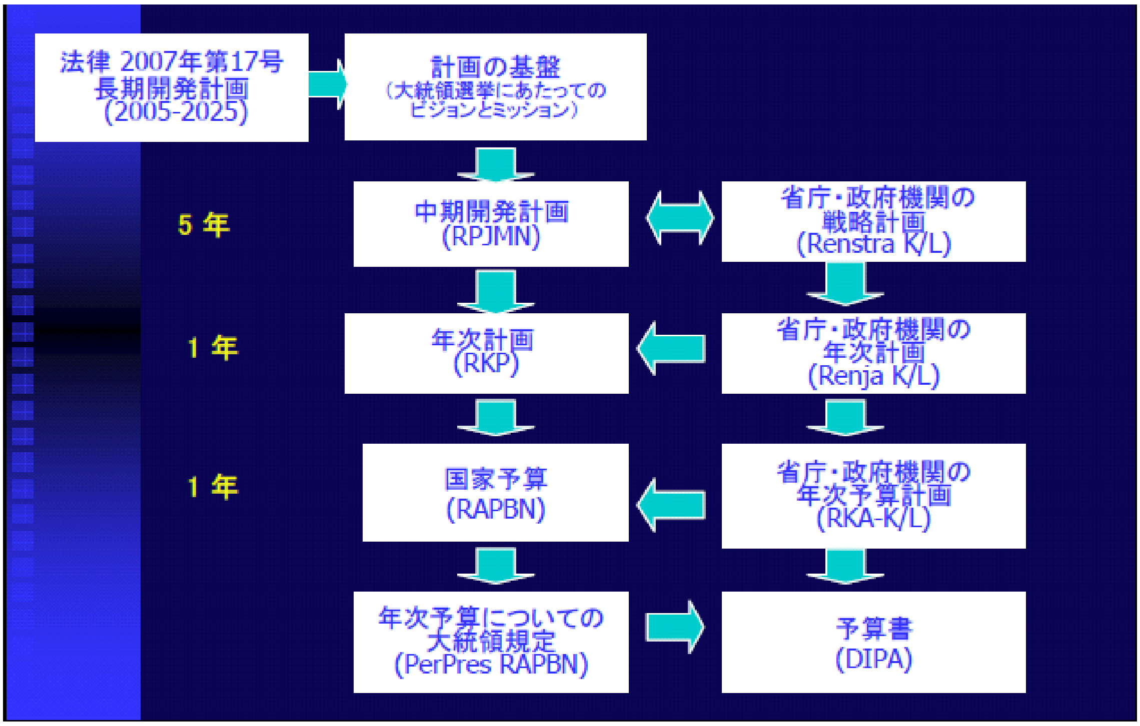

出所：Pohan (2009a)

（２）空間計画

■国土の空間利用に関する政策の変遷

空間計画法が成立したのは 1992 年であるため、それ以前は空間計画に法的根拠はなく、国家レベルの計画はオランダ植民地時代の規制を踏襲した1948年政府広報のみに根拠が置かれていた。1970 年代になると、公共事業省や内務省によって総合的な空間計画が策定され、1992 年、空間計画法（法律 1992 年第 24 号）の成立により、国家空間計画（National Spatial Plan：RTRWN)、州空間計画（Province Spatial Plan：RTRWP)、県空間計画（District Spatial Plan：RTRW Kabupaten）及び市空間計画（City Spatial Plan：RTRW Kota）という各行政レベルの空間計画が定められた。RTRWNは 25 年間の開発計画として策定されるものとされた。さらに、法律 1996 年第 69 号によって、コミュニティが空間計画策定過程に参加する義務と権利、さらに、参加の形態と手続きが定められた。そして、最初の国家空間計画は 1997 年に策定され、大統領令 1997 年第 47 号として発効された。(国計局 2008）[14]

1990 年代終盤、特に地方分権化の導入に係る法律 1999 年第 22 号の制定以降、インドネシアの行政システムには大きな変更が行われ、それは空間計画の作成や運用のあり方にも再検討を求めることとなった。このため、インドネシアでは新たな空間計画法（法律 2007 年第 26 号）を制定させた。（国計局 2008：Djakapermana 2009b）

■今日の空間計画のシステム

法律 2007 年第 26 号を基本法とする新たな空間計画の体系は下図のようになっている。

図　法定空間計画体系を構成する諸計画

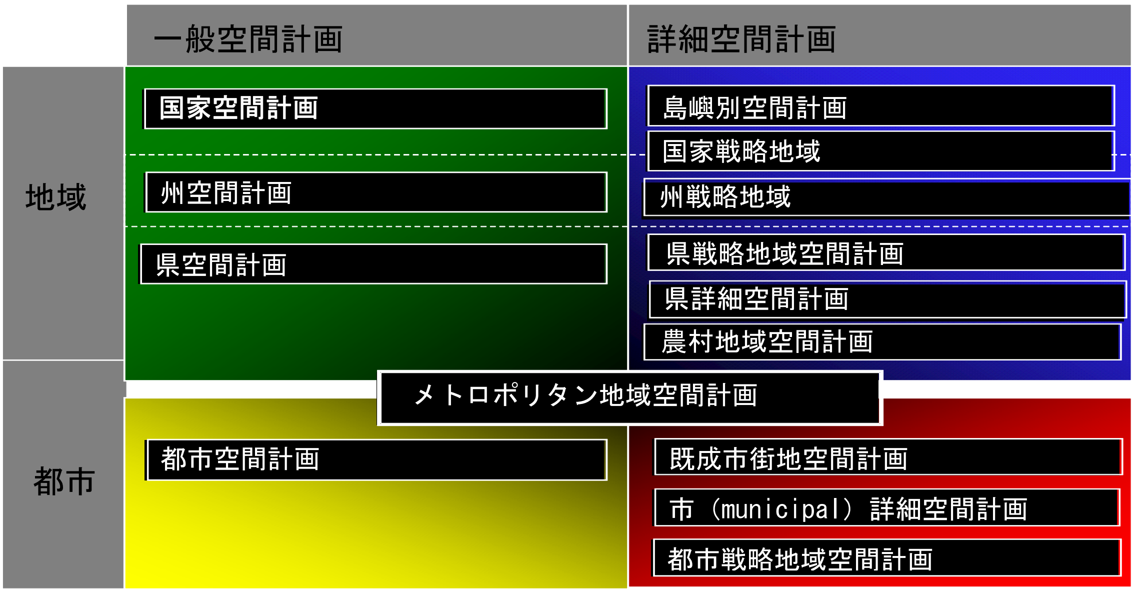

資料：Djakapermana (2009b)（英文）を和訳

14 インドネシアの空間計画史概要についてはIndonesia's Urban Studies (2008)参照。

図　国家・州・県／市各レベルの空間計画及び詳細空間計画のイメージ

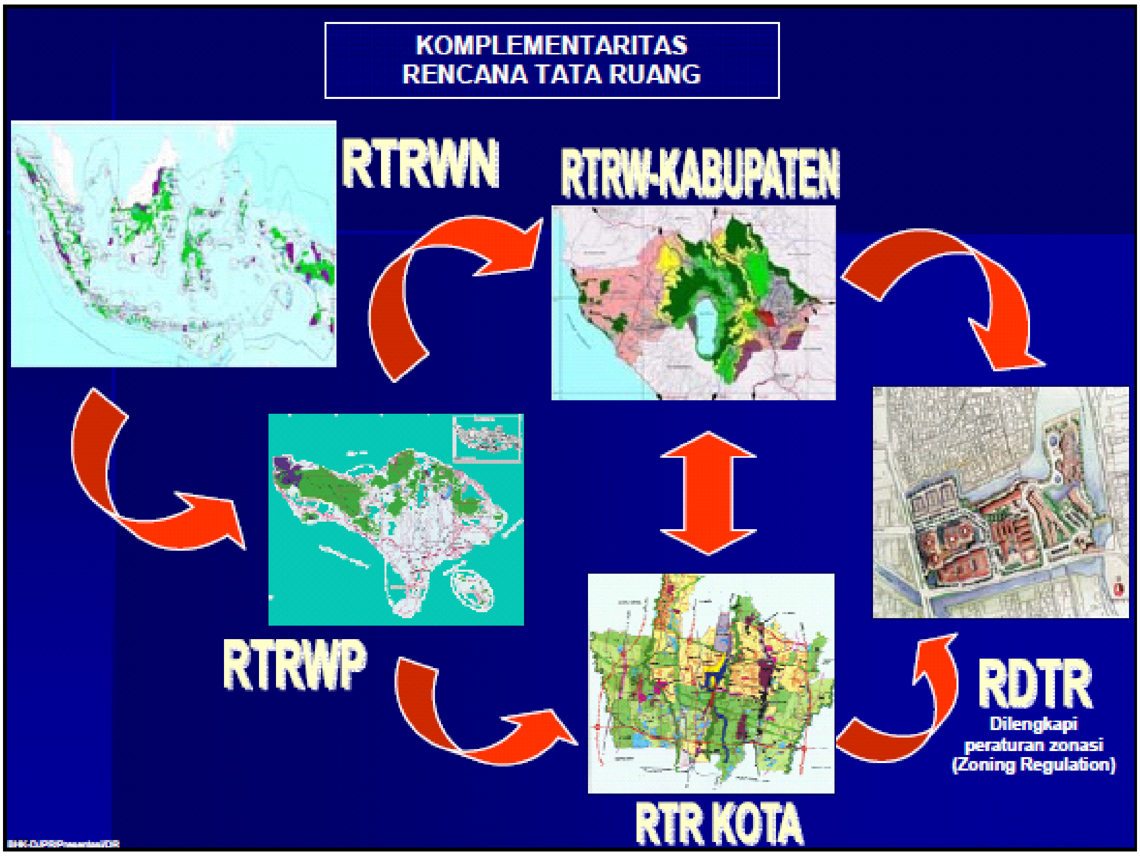

（注）RTRWN＝国家空間計画、RTRWP＝州空間計画、RTRW Kabupaten＝県空間計画、RTRW Kota＝市空間計画、RDTR＝詳細空間計画

出所：DKI Jakarta (2008)

上図に示された通り、法定空間計画には、行政各層とも、一般空間計画と詳細空間計画がある。一般空間計画は行政区域の全体空間構造や土地利用計画、実施戦略（プログラムや開発規制を含む）を定めるものである。詳細計画は、一般計画に示すものがどのような絵姿になるかを詳細に示すもので、通常、地図の縮尺を拡大して描かれる。県／市レベルの詳細計画は、例えば、ゾーニング規制、開発許可、インセンティブとディスインセンティブの付与、罰則等といった開発規制を行う基準として用いられる。(Djakapermana 2009b)

また、各行政層において、戦略的な整備や保全を行うべき地域、すなわちフリートレードゾーン、経済特区、成長拠点などの戦略地区について、特別の空間計画（戦略地域空間計画）を策定することが可能である(Djakapermana 2009b)。そうした戦略地域空間計画には、スマトラ島、カリマンタン島、スラウェシ島、ジャワ島など、大きな島で立てられる島単位の空間計画（複数州にまたがるもの）が含まれる。それは、県、州をまたがる広域的、国家的な観点から立案するものである（BAPPENAS ヒアリング）。

国家空間計画は地方自治体が州・県・市の空間計画を作成する際の指針として機能する。

従って、国、州、県／市の空間計画は互いの内容に配慮したものとなる。国家空間計画は国家の法規を通じて制定され、州または県／市空間計画は各地の条例を通じて制定される。(Djakapermana 2009b)

新法では、全ての空間計画の計画期間を 20 年と規定しており、この期間は国家、州、県・市の「長期開発計画」と一致している。また、計画期間内に起こりうる、戦略を巡る重大な環境変化に適合させるため、5 年毎の見直しを可能としている。(Djakapermana 2009a)

新法制定に伴い、国土開発に関するパラダイムが転換された。新たなパラダイムは、経済、社会・文化、環境の 3 つの側面を調和させ持続可能な発展を促す、というものである。経済面では、本来の経済力を活性化し、最適化する一方で、自然発生的、または人為的な危機のリスクを最小化するよう努めている。社会・文化面では、地域社会の参加を促し、地域コミュニティの監視を通じた開発のコントロールを目指している。環境面では、森林や緑地の保全・保護を通じた持続可能な発展を推進している。(Djakapermana 2009b)

また、旧法下の空間計画システムからの移行にあたり、以下のような観点からシステムの見直しが行われた。(Djakapermana 2009b)

- ●法定計画制度の全体的な階層性を高める
- ●中央政府と地方政府の間で権限と責任を分担する
- ●国家戦略地域、メトロポリタン地域[15]および既成市街地を経済成長の牽引役として成長促進させる
- ●新たな戦略的社会経済発展の基盤として、アグロポリタン地域[16]を含む国境地帯や農村地域を成長促進させる
- ●森林保護、エコ地域、緑地に関する環境部門の政策を強化する
- ●空間計画におけるコミュニティの参加を促進する
- ●ゾーニング規制、開発許可、インセンティブとディスインセンティブ、罰則など、新たな空間開発管理の仕組みを導入する

上記の「新たな空間開発管理の仕組み」に係るツール（空間管理の方法）としては、下図のものがあげられている。

[15] 1 または複数の連続的と支部（人口 100 万人以上）のうち、特に政策的に重要な地域（志摩 2008）

[16] 1 または複数の県のうち、特に政策的に重要な地域（志摩 2008）

図　法定空間計画における空間管理のツール

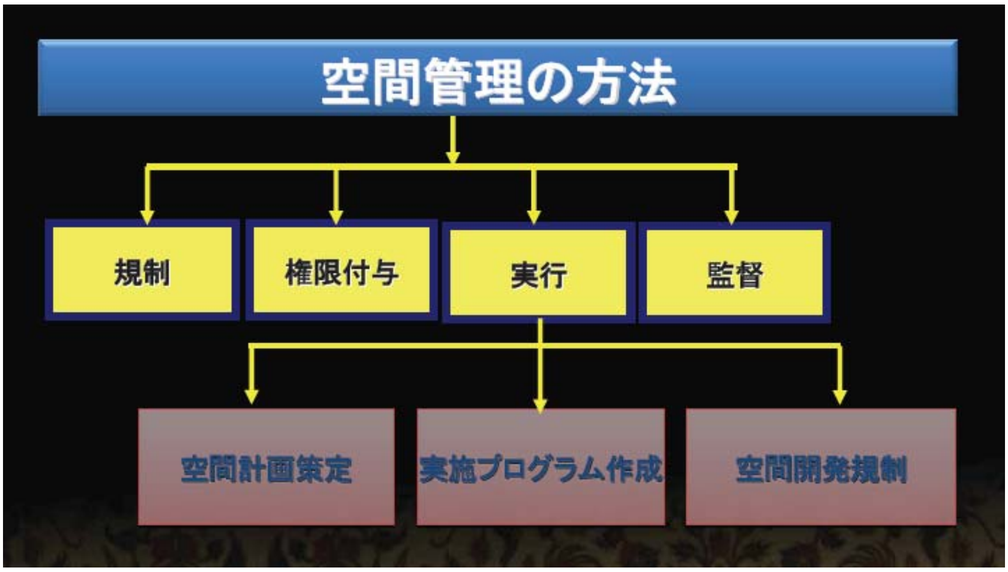

出所：　Djakapermana (2009a)

上図に示された「空間計画策定」、「実施プログラム作成」、「空間開発規制」それぞれの意味するものは以下のとおりである。(Djakapermana 2009a)

●空間計画策定：空間計画を実施・統制するための規制および政策を含む計画の構造・空間構成的側面を整える方法

●実施プログラム作成：主要プログラムおよび予算編成を通じて空間計画を実施する方法

●空間開発規制：ゾーニング規制、許可制度、インセンティブ・ディスインセンティブ手法や罰則を含む強制力を発揮する方法

中央政府、州政府、そして県／市政府は、空間管理における規制、権限付与、実行（計画策定、実施、規制）および監督において責任を分担する。中央政府は、下表の役割を担う。州政府は、地域版ガイドラインを提供し、州空間計画を策定し、県／市政府を監督する責任を負う。県／市政府は、主として自らの行政境界の範囲について全体および詳細空間計画を策定し、実施計画をたて、それぞれの権限に応じて種々の開発許可手法を用いて開発の規制を行う責任を負う。(Djakapermana 2009a：Djakapermana 2009b)

表　空間計画に係る中央政府の役割

規制分野	政府規制、技術指針、国家空間計画、国家戦略地域指定、空間関連最低基準の準備
能力強化（権限付与）分野	各レベルの政府や部門間の空間計画の調整促進、技術指針・基準の普及、地方政府に対する話し合いと監督、研修・研究開発の実施、国家空間計画についての情報提供、空間計画がコミュニティに与える成果の決定と計画づくりへのコミュニティの参加の促進、複数の州間ならびに隣国との国境地帯に関する調整の促進
実行分野	国家空間計画・国家戦略地域・主要な島の詳細空間計画の立案と法制化の促進、国家レベルのプログラムの実施の準備、各レベルの政府や部門間のプログラムの調整、戦略地域内での開発のコントロール
監督分野	国家・州・自治体各政府レベルでの空間管理実施のパフォーマンスのモニタリングと評価

資料： Djakapermana（2009b）（英文）を和訳

以下の図は、中央、州、県／市各レベルの政府の規制、権限付与、実行および監督における役割分担がどのような影響関係にあるかを模式的に示したものである。

図　行政各層における規制、権限付与、実行、監督の影響響関係

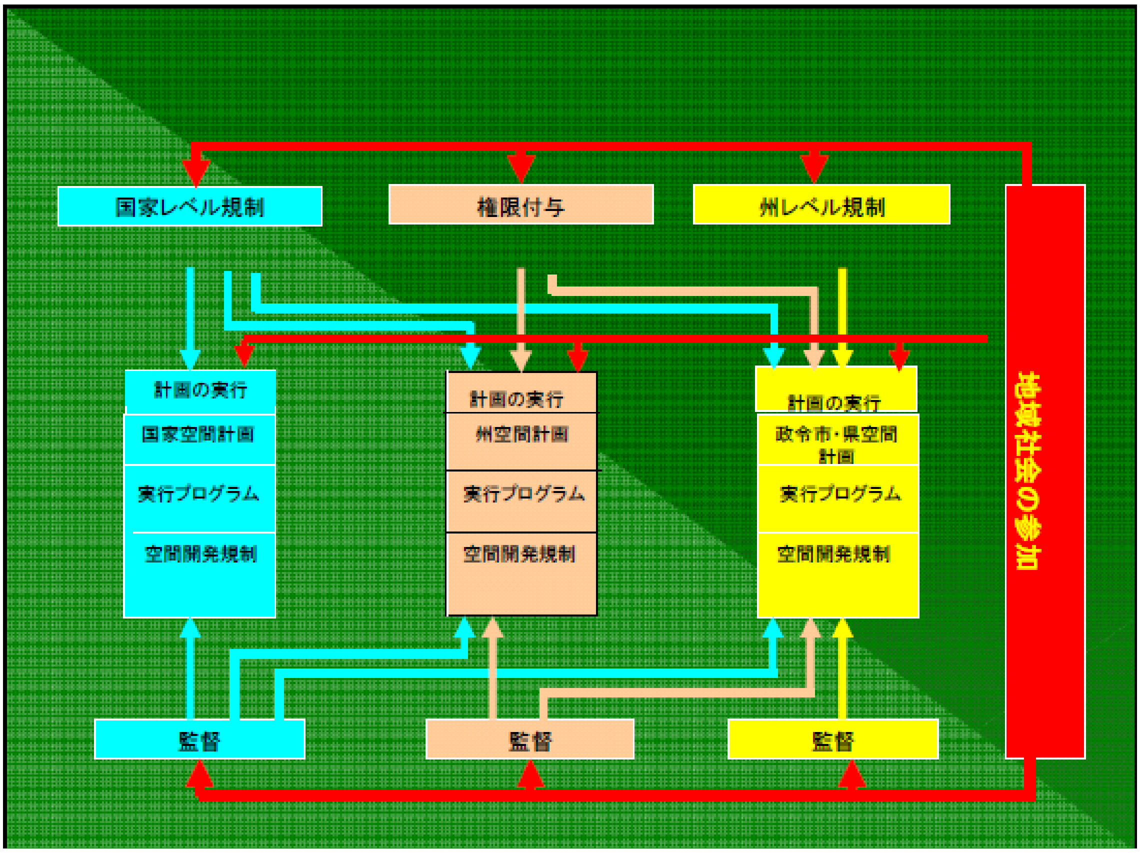

出所：Ernawi (2008a)

（３）大都市圏計画

■ジャカルタ首都圏の大都市圏計画づくりに向けた取り組みの推移

ジャカルタ首都特別州（DKI Jakarta）は州と同等の権限を有する。その面積180k ㎡全域は1970年代には都市化された大都市圏を形成していた。当時から政府は州域を超えた大都市圏構想を描き、特に住宅開発と産業開発において都市機能を分散させることを企図していた。（国計局 2008）

こうした構想に基づいた都市圏の開発協力機関として、ジャカルタ首都特別州と西ジャワ州にまたがるジャボタベック（Jabotabek。Jakarta、Bogor、Tangerang、Bekasiの各地域名の合成語）地域を対象とするBKSP Jabotabek（Jabotabek Development Cooperation Agency）が設置された。1976年にはジャカルタ首都特別州と西ジャワ州の両州政府間で、BKSP Jabotabekがカバーする地域が合意され[17]、内務省令1980年29号、後に国家開発計画庁令1984年において法的位置づけが与えられた。政令1997年第47号により、ジャボタベックには特別地区（kawasan tertentu）かつ先進的経済地区（kawasan andalan）の位置づけが与えられた。（国計局 2008）

ジャカルタの中心地区は空間的にも経済的にもかつての市域を超えており、西部のタンゲラン市（Kota Tangerang）、東部のベカシ市（Kota Bekasi）や南部のデポック市（Kota Depok）を包む地域へと徐々に拡大してきた（タンゲラン市はバンテン州[18]、その他は西ジャワ州に所属）。デポック市が市自治体となった1999年以来、ジャボタベックはジャボデタベック（Jabodetabek）を呼ばれるようになった。

旧空間計画法下の2004年6月には、ジャボデタベックよりエリアを拡大したジャボデタベックジュール（Jabodetabekpunjur。Jabodetabek と Puncak-Cianjurの合成語)地域の空間計画が大統領令として検討された[19]（以上、国計局 2008)。

長期にわたり首都圏を悩ませてきた都市問題（洪水、ゴミ処理、交通、都市化等）に対応するため、ジャボデッタベックジュール地域を一体の‘メガシティ’と捉えて開発を進めようとするジャカルタ首都特別州知事の提言も2006年に行われた。ただし、このメガシティの提案に対しては、特別州外のエリアから反対の声も上がった。それは、ジャカルタが行政区域の外まで支配するようになるのではないか、という懸念からだった。(Jakarta Post 2008a)。

---

17 ジャボタベックの地域設定の法律的根拠は、ジャカルタと西ジャワとバンテン州などの知事間の共同宣言、すなわち、関係市・関係州・関係県の首長が調印した共同承認書（共同令）である。チャンジャール市が加わって、今日のジャボデタベックジュールに地域が拡大した際にも、各地方政府の首長が共同承認書に調印し、それを中央政府（内務省）が承認するという手順がとられた。（BKSP Jabodetabekjurヒアリング）（BKSP Jabodetabekjurヒアリング）

18 今から10年ほど前に西ジャワ州からジャカルタを挟んだ西の部分がバンテン州として独立した。（BKSP Jabodetabekjurヒアリング）

19 旧空間計画法（法律1992年第24号）にはメトロポリタン地域を含む広域空間計画の策定手順が示されていた（第10条）。そのような計画の策定は国家空間計画調整委員会によって調整され、国家空間計画（RTRWN）、当該地域の州空間計画や県・市空間計画に適合するものとされていた（第23条）。計画の内容は当該地域の州知事によって決定され、各県・市政府が実施責任を負うとされていた。

■ジャカルタ首都圏の計画づくりについての今日の状況

上記のような経緯を経つつ、2007 年には、国民議会（House of Representatives） が、中央政府にジャカルタ大都市圏の一体的な空間計画策定の権限を与える「ジャカルタ行政法」を承認した。これに対しても、ジャカルタ以外の周辺地域の利益を損ねるというバンテン州の議員たち等から反対意見があったが（以上Jakarta Post 2008a）、2008 年 10 月には、ジャボデタベックジュールの空間計画に関する大統領令が 2008 年第 54 号として出された[20]。これを受けて 2009 年から 2013 年の期間で、ジャボデタベックジュール地域全体の計画を準備している。計画確定には、中央政府と関係州・県の共同プログラムが明示され、関係地方政府の首長が共同で調印するという手順を踏むことになる。その手順を経たものが、最終的にはジャボデタベックジュールの中期開発計画各及び長期開発計画となる。また、これらを実行に移すためには、３州・各県・各市の首長が共同実施書に調印することになる（以上BKSP Jabodetabekjurヒアリング）。

一方、ジャボデタベックジュールの空間計画作成も始動した。国家空間計画（政府通則 2008 年第 26 号）によると、33 の国家都市地域（national urban areas）があり、それらはPKN（国家の核となる活動）、PKW（地域の核となる活動）、PKSN（国家戦略上の核となる活動）に分かれる。中央政府は、これらの地域の空間計画の立案・活用ならびに土地利用規制等についての指導を行う基盤を固めるべく、国家都市地域のなかから手始めとしてジャボデタベックジュールを選び、その空間計画を策定することを決定した（以上MPW-DGSPヒアリング）。これまでもジャカルタ首都圏の空間計画は策定されてきたが[21]、複数自治体にまたがる空間計画の大統領令、政令による規制の効力は弱かった。法改正により、広域的組織の空間計画の法的な位置づけが強化されており、その効果の程が注目される（以上、諸外国研究会 2008a）。

なお、より広域的な地域空間計画へのとりくみとして、公共事業省空間計画局は、ジャカルタ・バンドン間のメガロポリタン構想を検討している。（MPW-DGSP ヒアリング）

---

[20] 国家開発計画体系に関する法律（法律 2004 年第 25 号）にはメトロポリタン地域の社会・経済開発や当該地域の長期開発計画あるいは地方政府間の長期開発計画の調整に関する明確な言及はない。（国計局 2008）

[21] 大統領令 1976 年第 13 号に基づき、世界銀行の協力のもと「Jabotabek Metropolitan Development Plan」が作成された（1976 年～1980 年）。これは 2005 年までジャボタベックは成長し続けることを前提として、Bogor、Tangeran、Bekasiを含む都市圏の望ましい都市構造をデザインしたものである。同計画は 1973 年には「Jabotabek Sructure Plan 1985-2005」として見直された。しかし、ジャボタベックは想定以上の成長を見せており、さらなる見直しが求められた。1993 年には「Jabotabek Metropolitan Development Plan Review（JMDPR）」が策定された。同計画では大規模な住宅地や工業団地の造成等が検討された。（国計局 2008）

図　ジャボタベック地域の広がり

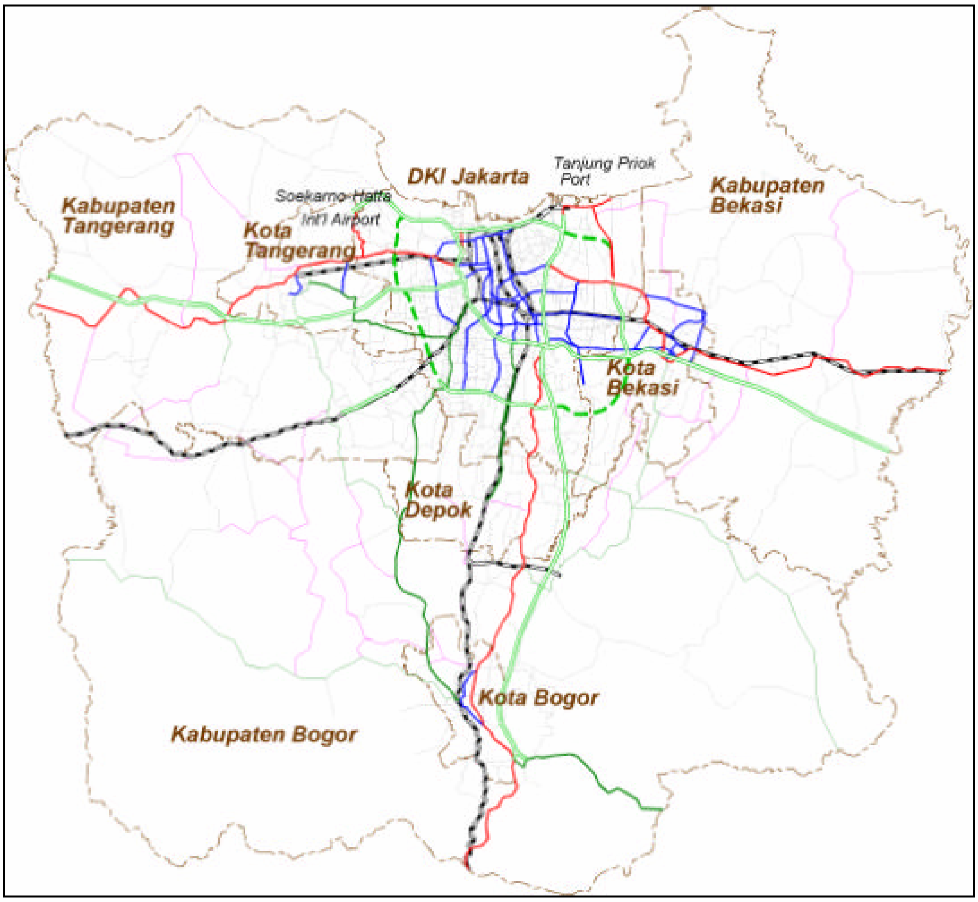

出所：国計局（2008）

（４）計画間の調整システム

国家開発計画（社会・経済開発計画）と空間計画とは互いに参照すると法律に示されており、（諸外国研究会 2008a）。現行計画体系における開発計画と空間計画の相互の参照関係は、概念的に以下のような図で示される。

図 開発計画と空間計画の関係

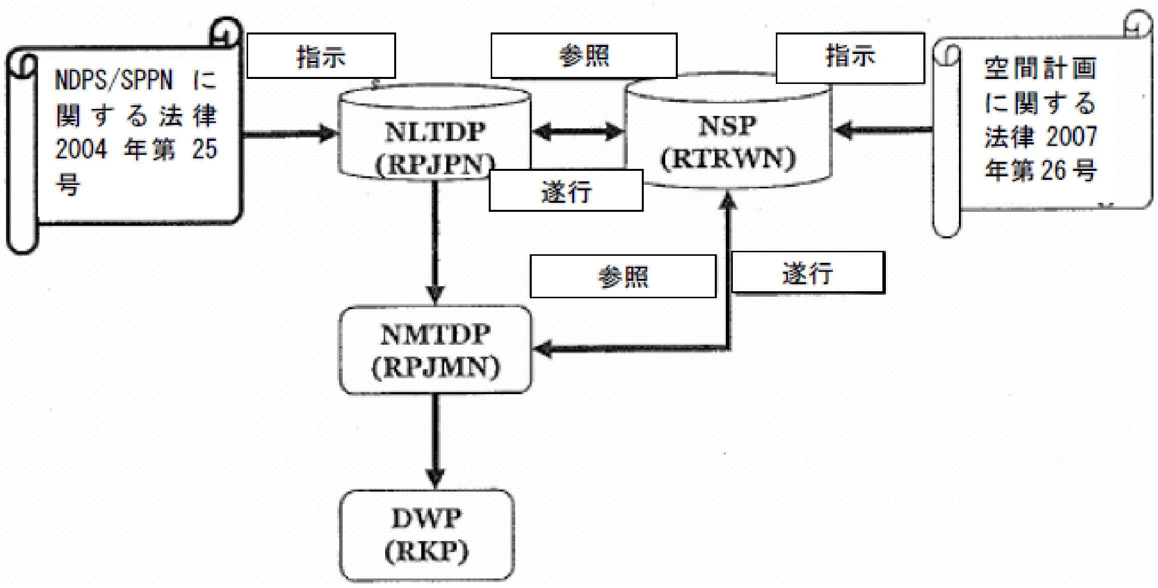

NDPS/SPPN＝国家開発計画システム、NLTDP（RPJPN）＝国家長期開発計画、NMTDP（RPJMN）＝国家中期開発計画、DWP（RKP）=部局の実施計画、NSP（RTRWN）＝国家空間計画

資料：Koespramoedyo（2008）（英文）を和訳

しかし、現実には、開発計画と空間計画の間の調整は欠落しており[22]、いかに両計画システム間の調整を行うかが課題であると認識されている（下図参照）。（Pohan 2009b）

[22] インドネシアには公共事業省、国家開発庁（BAPENAS）双方に空間計画局があり、行政機構内での役割分担も、外部から見てわかりにくくなっている（諸外国研究会 2008b）。これまで作成されてきた開発計画（社会・経済開発計画）は、地域開発計画、すなわち空間的ファクターを含むものとして作成されてきた（国計局 2008）。

図　開発計画体系（マクロ計画）と空間計画、部門別計画の連携

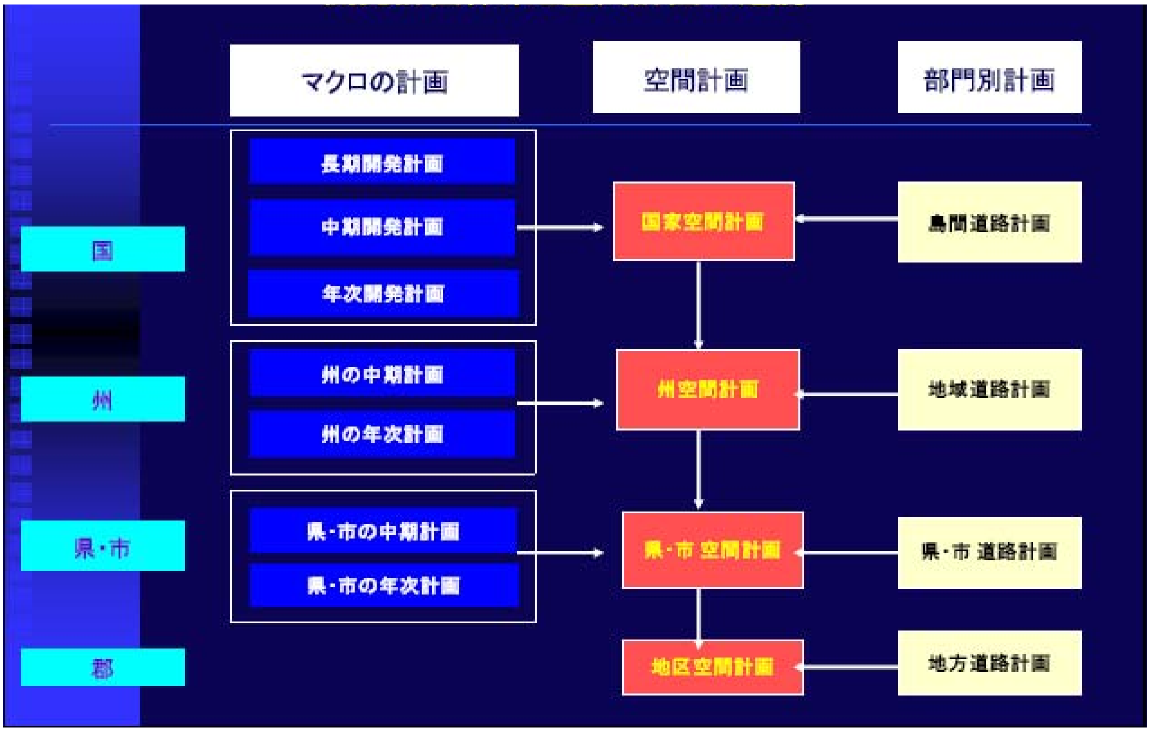

出所：Pohan (2009a)

今日、開発計画と空間計画の間の調整を図ることの重要性が強く認識されることに至っている理由は、国家開発企画庁（BAPPENAS）の立場から、以下のように説明されている[23]。以下の論点のほか、「地方分権の時代にあって全ての県／市政府は、空間計画を、地域計画にとって重要なツールだと考えている」（Pohan 2009b）とも言われている。.

■**開発計画システムにおける空間計画の役割と位置づけは極めて重要である。その理由は**：

- ビジョン、使命、目的を有する開発計画を「空間」（開発活動を実現する場）として理解することが重要である。
- 空間計画（space plan）は、空間を必要とする活動を実施する指針として用いる空間配置検討（space planning）の成果である。
- 「空間計画」（RTRW）と「長期開発計画」（RPJP）の計画期間が同じであるということは、これら二つの計画文書の実行が一体的に行われなければならないことを示す
- 空間計画の図は、「中期開発計画」（RPJM）と切り離してはならない。それらは RPJM の付属資料でなければならない。

資料：Koespramoedyo（2008）英文を和訳

[23] インドネシアは、オランダの植民地であり、アジア諸国の中では最もヨーロッパ的な制度を持っているといえる。世界銀行がかつて導入した 5 ヵ年計画を策定するスタイルは、他の国では廃れているがこれがまだ続いている。また、20 年の長期の開発計画を策定し、これと空間計画の整合を図ろうとしているという点は珍しい国である。これは、地域が多様であり、地方への配分が政治的に重要な国であることを特徴づけていると考えられる。（諸外国研究会 2008b）

具体的には、以下を論拠に、今後作成される 2010-2014 年の国家・地域中期開発計画に空間計画を組み入れたいとの意向が国家開発企画庁にある（Pohan 2009a）。

１．より包括的で目標を絞りこんだ、合意ずみの筋書きのもとで、地域格差を縮小する。

２．地域および地方の開発を加速させるために、部門間、地域間の連携と協調を強化する。

３．すべての利害関係者の間に相乗効果を生み出す：実施官庁、地方自治体（州、県／市）、民間、大学、研究機関、市民社会など。

４．国家開発計画討議（Musrenbangnas）を通じて、国家の重点事項と地方の重点事項を同調させる手段や仕組みを提供する。

以下は、そうした空間計画組み入れの手順として想定されているものである（下図参照）。（Pohan 2009a）

１．パプア、マルク、ヌサトゥンガラ、カリマンタン、スラウェシ、ジャワーバリ、スマトラの主な島について、各島の空間計画を精査し、5 年間（2010-2014）で各地域に最も高い付加価値を生み出すため、資金投入の優先事項を特定する。

２．地域間計量経済モデル、地域間投入歳出モデル、地域間計算可能一般均衡モデルのシミュレーションおよびシナリオを検討し、各地域における成長を最適化させるパターンを特定する。

３．5 年間にわたる政策、プログラムおよびプロジェクトの重点事項をまとめるため、事業実施省庁との意見交換や協議を実施する。

４．5 年間の国家の重点事項を地方自治体の政策と調和させるため、州政府との意見交換や協議を実施する。

５．国の政策・プログラム・プロジェクトと地方自治体の資金投入が及ぼす複数地域間の関連性を理解するため、"収容力（環境容量）評価（carrying capacity assessment）"を各地域に対して実施する。

図　空間計画を 2010-2014 国家開発計画に組み入れる手順

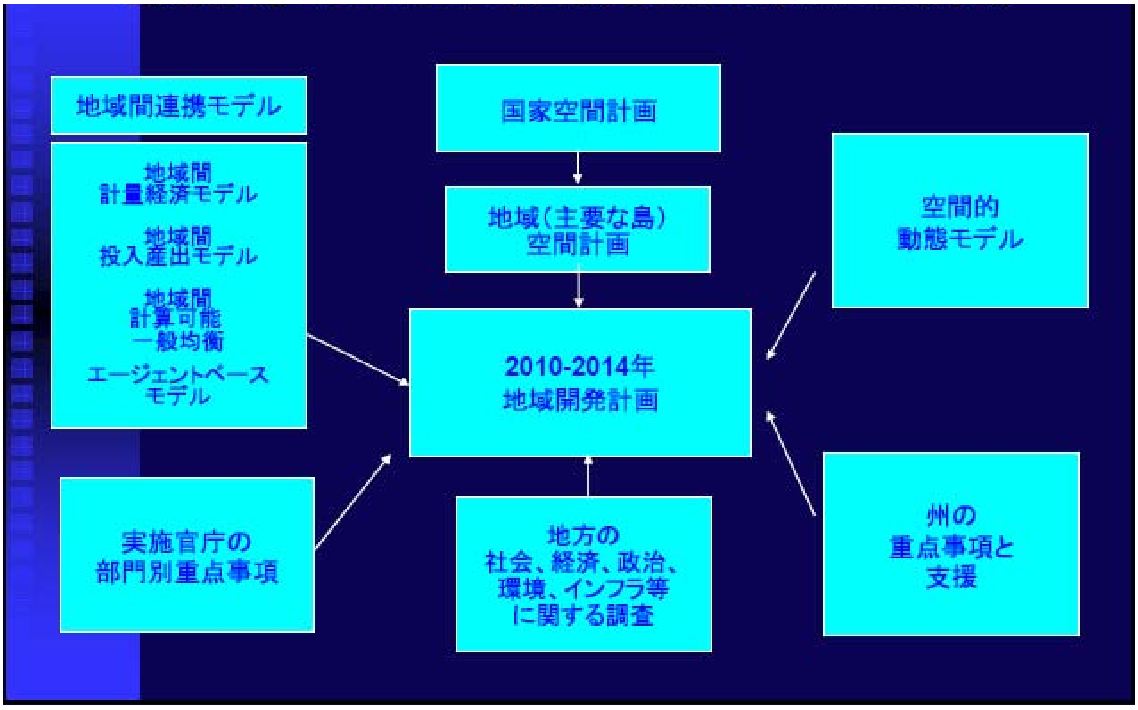

出所：Pohan (2009a)

３．国土政策に関わる現状の取り組み

（１）国家社会・経済開発計画

■長期計画と中期計画による構成

インドネシアの国家レベルの開発計画（社会・経済開発計画）は、20 年計画である国家長期開発計画と５ヵ年計画である国家中期開発計画で構成される。現行の長期計画は2005-2025 年の計画（法律 2007 年第 17 号として発効された）である。また、現行の中期計画は 2004－2009 年の計画である。（Pohan 2009b）

今日、インドネシアは、国際的には経済・社会のグローバル化の波にいかに乗るか、国内的には地方分権化をいかに進めるか、というふたつの大きな挑戦課題に挑んでおり、それらに挑戦しつつ、国家の競争力向上と地域間の均衡発展を両立させることをめざしている。（Pohan 2009b）

国家長期開発計画と国家中期開発計画は、そうした課題への挑戦ならびに目標実現化をめざす上での重要な政策文書であり、5 年ごとの中期計画の積み上げ（５年ごとにフェーズ１、２、３、４と順次進む）による長期計画の実現化のプロセスは下図のように示されている。現行の国家中期開発計画 2005－2009 は、長期計画実現化のフェーズ１にあたる。

図　中期開発計画との関係でみた 2005-2025 年国家長期開発計画の段階構成

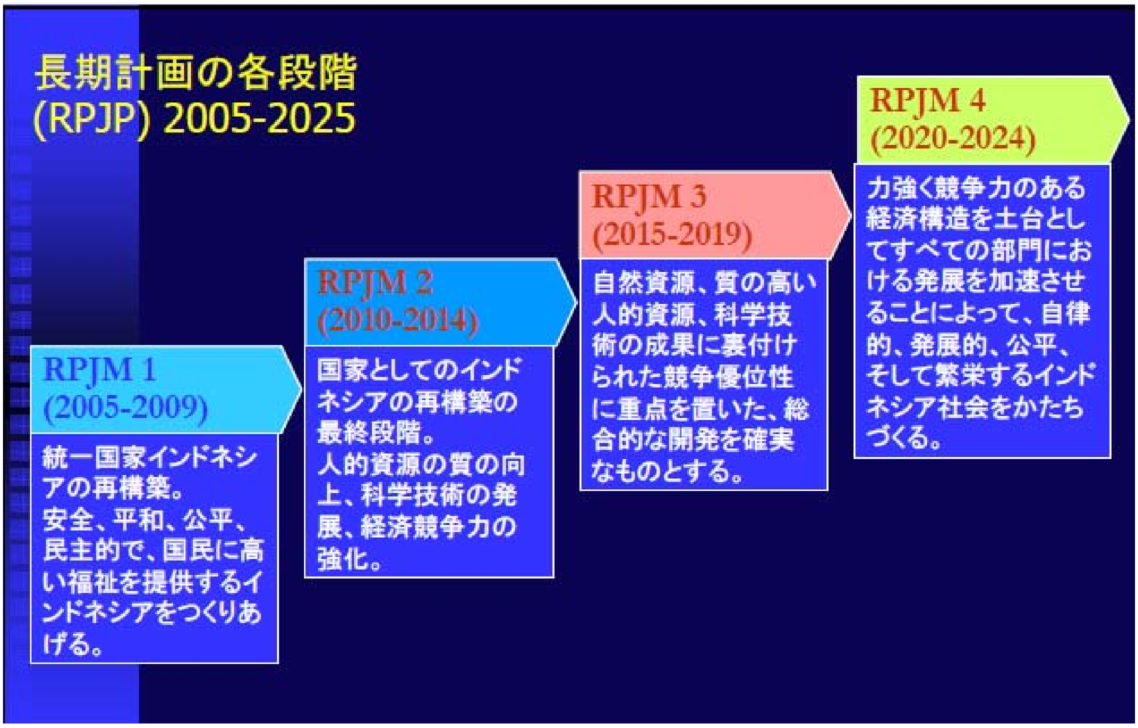

出所：Pohan (2009a)

■国家中期開発計画 2004－2009 の概要

国家長期開発計画 2005－2025 の概要については本報告書では紹介を省略し、以下では、国家中期開発計画 2004－2009 について概要を紹介する。

まず、中期開発計画 2004-2009 は、安全、公正、繁栄という３つの政策課題を掲げ、優先的に取り組むべき主要施策の方向性を提案している。この開発計画は、フィジカル（物的）な目標に重点をおいていた歴代の計画に比べ、行政と組織・制度の改革にかなりの重点をおいていることが特徴である。すなわち、社会的・行政的課題と経済的課題を同等に扱っている。（Pohan 2009b）

インドネシアが解決しなければならない主要地域課題には、以下の５つであるというのがこの計画の認識である。（Pohan 2009a：Pohan 2009b）

1.国境地帯や孤立したジャワ以外の地区など、未だ多くの地域が低開発地域に分類されている
2.既存の戦略地区およびポテンシャルエリアにおいて開発の進行が遅い
3.都市開発のマネジメント向上が必要
4.開発において首都、大・中・小都市の相互連携がみられない
5.地方部と都市部の格差

また、近年、特に対応の重要性を増している課題として、以下が認識されている。

表　インドネシアにおける最近の課題

空間的要素	1.地域間の所得格差（ジャワとそれ以外、東部と西部、地方部と都市部） 2.都市化と都市のスプロール現象 3.開発の遅れ（低開発地域、国境地域、外縁部の小島） 4.土地にかかる紛争・対立、環境の質の低下 5.土地保有の細分化、土地所有権の集中 6.農業地から非農業地への大量の土地利用転換 7.海洋資源の活用不足
非空間的要素	1.世界的な経済危機を見越した経済の再生と安定化 2.停滞する民間投資 3.高い失業率と貧困 4.分権化と民主化 5.より良い公的サービス提供のための地方自治体の能力向上 6.災害を受けた地域の復興と再建：アチェ、北スマトラほか 7.水平的対立[24]
挑戦課題	1.マクロ経済の安定を維持し、地方経済の発展を促進する（生産性と競争力の向上） 2.汚職の分散かアカウンタビリティ、透明性、有効性の確保か 3.政策協調か地方主導か 4.地方自治体の収入増大か高コスト経済か 5.長期的な人材育成の利益か短期的な政治利益か

資料： Pohan（2009a）：Pohan（2009b）

上記のような諸課題に対応した政府の政策として、以下があげられている。（Pohan

[24] 「同一地域内における複数の民族集団や宗教的集団間の紛争」を意味する（JBICI 2003）

2009a：Pohan 2009b）

1.産業および流通の連携を重視し、ゆるやかな開発と、戦略地区および潜在的に成長速度の速い地区の成長を目指す

2.後進地区、国境地区、孤立地区を開発する

3.経済活動の前方連関・後方連関を増大させることにより、首都、大・中・小都市の間の開発の均衡を促す

4.特にジャワ以外の中小都市の開発を加速させる

5.都市部と農村の経済活動の連携を強化する

特に、地域開発を強化するためには、以下の政策をとるものとしている。（Pohan 2009a：Pohan 2009b）

1.中央政府レベルでは法律や規制の調和をとり、高コスト経済を生む地方政府レベルの規制を見直す

2.良好なガバナンスと基礎的なインフラを提供することにより、ビジネス環境を向上させる

3.地方政府レベルにおいて、貧困対策、開発推進、雇用促進を重視した計画および予算編成を行う

4.地方自治体の資産運用力（土地および自然資源の管理を含む）を強化する

5.コミュニティベースの開発を強化する

6.予防メカニズムを向上させる（MIS、CRU 等）

7.地域連携と政府・地方の連携と協調を強化する

8.近隣他国との互恵的な地域経済連携を強める

以下の表は、国家中期開発計画 2004-2009 について、概要を整理したものである。

表　国家中期開発計画 2004－2009 の概要

名称	国家中期開発計画 2004-2009（The National Medium-Term Development Plan 2004-2009）
計画期間	2004 年～2009 年（5 ヵ年）
策定機関	国家開発計画庁（Badan Perencanaan Pembangunan Nasional (BAPPENAS)：National Development Planning Coordination Board）
計画の法的位置づけ	大統領規則 2005 年第 7 号として発効された。
計画の目標と開発戦略	■国家開発のビジョン 1.安全で、団結し、調和し、平和な国民生活と国家の実現 2.法、平等、基本的人権を支持する国民と国家の実現 3.雇用と機会、程よい生活を創出し、持続発展の確固たる基盤を提供する経済の実現 ■国家開発の使命／課題 1.安全で平和なインドネシアの実現 2.公正で民主的なインドネシアの実現 3.繁栄するインドネシアの実現

	■2004–2009 年の国家開発の優先事項 1. 安全で平和なインドネシアを実現に向けて A) 安全／安心と平和の感覚の増進 B) 史上最強の統一国家インドネシア共和国 C) 平和な世界の創造に向けたインドネシアの役割増進 2. 公正で民主的なインドネシアの実現に向けて A) 公正と法の執行の拡大 B) 様々な開発分野での女性の役割の増進のための男女の公平性確保 C) 社会サービスの拡大 D) 官僚機構による一般市民に対するサービスの向上 E) 2009 年総選挙の民主的で、公正で、公平な実施 3. 国民福祉の向上に向けて A) 総貧困人口の削減 B) 地域間格差の縮小 C) 人的資源の質の向上 D) 環境の質の向上と自然資源の管理 E) インフラストラクチャーの改善
計画の構成	第 I 部　2004–2009 年の国家開発の課題 第 1 章　2004–2009 年の国家開発の課題 第 II 部　安全で平和なインドネシアの創造に向けて 第 2 章　諸社会集団間の相互信頼と調和の増進 第 3 章　品位を重んじる文化の発展 第 4 章　安全、秩序の拡大と犯罪の克服 第 5 章　分離主義の防止と克服 第 6 章　テロ活動の防止と克服 第 7 章　国家防衛力の向上 第 8 章　外交政策の確立と国際協力の増進 第 III 部　公正で民主的なインドネシアの創造に向けて 第 9 章　法と政治の制度の矯正 第 10 章　あらゆる差別の根絶 第 11 章　法と基本的人権に関する認識の尊重、遵守、執行 第 12 章　生活の質の向上、女性の役割、児童の福祉・擁護の拡大 第 13 章　地方分権化と地域の自律プロセスの活性化 第 14 章　クリーンで信頼できる政府づくり 第 15 章　確固たる民主主義制度の実現 第 IV 部　国民福祉の向上に向けて 第 16 章　貧困軽減 第 17 章　投資と非石油／ガス輸出の拡大 第 18 章　製造業の競争力向上 第 19 章　農業の活性化 第 20 章　組合、零細、中小企業の振興 第 21 章　国営企業の管理向上 第 22 章　科学技術力の向上 第 23 章　労働力の向上 第 24 章　マクロ経済の安定化 第 25 章　農村開発 第 26 章　地域間の開発の不均衡の縮小 第 27 章　質の高い教育への国民のアクセス向上 第 28 章　質の高い医療への国民のアクセス向上 第 29 章　社会保障と福祉の向上 第 30 章　人口、質の高い小世帯、若者、スポーツへの対応増進 第 31 章　信仰生活の質の向上 第 32 章　自然資源管理の向上と自然環境の機能保全 第 33 章　インフラストラクターの整備促進

	第Ｖ部　マクロ経済フレームと開発資金手当て 　　第 34 章　マクロ経済フレームと開発資金手当て 第 VI 部　巻末付則 　　第 35 章　実施基準 　　第 36 章　2010 年政府実施計画案の作成
主な特徴	・安全、公正、繁栄という３つの政策課題を掲げ、優先的に取り組むべき主要施策の方向性を提案している。この開発計画は、フィジカル（物的）な目標に重点をおいていた歴代の計画に比べ、行政と組織・制度の改革にかなりの重点をおいていることが特徴である。すなわち、社会的・行政的課題と経済的課題を同等に扱っている。 ・第 20 章「地域間の不均衡の縮小」には、以下のような目標が掲げられている。 １戦略地域（国境地帯等の後進地域を含み、早期の成長のポテンシャルを備えた地域）の開発強化 ――総合的で相乗効果を生みやすい経済成長地域のシステムの下で 2.大都市（メトロポリタン）地域、大・中・小都市のバランス成長 ――「国家都市開発システム」の下で階層的な構成を備えて 3.中・小都市（特にジャワ以外）の成長強化 ――都市居住者向けの公共サービス提供を実現しつつ､「経済開発地域システム」の下、これらの都市が周辺地域の成長のエンジンとなるように 4.大都市、大都市地域（メトロポリタンシティ）の成長管理 ――コンパクトで、心地よく、効率的な都市管理が行われ、持続可能な開発の必要性が考慮された「大都市地域開発システム」の下で 5.;都市・農村地域の経済活動の相互連携の実現 ――相互に便益のある関係を確保する「一元化地域（one area）経済成長システム」の下で 6.空間／立地の活用とコントロールのバランス（調和）の実現 ――「持続可能な開発のための一元化地域（one area）システム」の下で 7.効率的で実効性のある土地管理のシステム実現、一般国民の土地の権利に関する法の執行 ――公正・透明・民主原則の適用により

資料：Republic of Indonesia (2005)：Pohan（2009b）

■地方レベルの開発計画（社会・経済開発計画）策定状況

2004 年法第 25 号で、大統領および州、県・市の首長は就任後３ヶ月以内に中期開発計画を策定しなければならない、と決められている。国レベルの計画についてみると、国家中期開発計画 2004-2009 は、2004 年 10 月のユドヨノ大統領就任後、この規定により制定された。この後、空間計画、長期開発計画についての長い見直し・策定プロセスを経て、長期開発計画 2005-2025（20 年計画）が 2007 年に制定された（2007 年法 17 号）。（BAPPENAS ヒアリング）

州、県・市の中期開発計画については、この法の規定により、すべて策定されている。州レベルの長期計画については、9 州（州の３分の１）の計画書が州議会で承認済みであり（2008 年 11 月の本調査におけるヒアリング時点の情報）。国でも 2005-2007 計画の国会承認に２年かかったように、地方においても、地方議会の承認を得るのには時間がかかるため、残りの州の計画が出揃うのには、あと２年間程度で出揃うとみられている。

県・市の長期計画については、全自治体の４分の１から３分の１が策定済み（議会承認済み）といったところであり、州同様、全部が出揃うにはまだ時間がかかるとみられてい

る。州政府が州の計画を立てる際には国の開発計画や空間計画の内容を参照しなければならず、また、県や市の政府が計画を立てる際には国及び州の開発計画や空間計画を参照しなければならないため、自ずと、全国計画の策定→州計画の策定→県・市計画の策定という順序となり、県や市の計画策定には時間もかかる、ということになる。（BAPPENAS ヒアリング）

しかし、地方の長期開発計画の策定プロセスの迅速化を、空間計画の策定が促している効果が見受けられる。そもそも空間計画が開発計画と補完関係をなすことが期待されており、その期待のあらわれの一形態だと理解されている。（BAPPENAS ヒアリング）

■2010－2014 年を計画期間とする.新しい国家中期開発計画の作成準備の状況

実際には、次の大統領の方針が中期開発計画に記されることになり、国家開発企画庁（BAPPENAS）はセカンドオピニオンやコンセプトを次期大統領に提示することになる。2008 年 11 月現在は、まだバックグランドスタディをするとともに、現中期計画の成果の暫定評価をしている準備段階にある。テクニカルな検討を行うとともに、中央政府、地方政府のみならず、幅広いステークホルダーに問いかけるべく、セミナー、ディスカッション、パブリックコンサルテーション（公聴活動）を行っている。（BAPPENAS ヒアリング）

次期計画では、国境地域の開発がひとつの重要テーマになる。例えば、マレーシアがインドネシア国境に近い所で観光に対する投資を行っている中、インドネシア国内の国境地帯でもそういう対応をしていかないといけない状況が出てきている。気候変動が進む中で、災害リスクの減少も一層の重要課題となる。農業の問題も、開発と保全という土地利用調整や防災という観点から、重要なテーマとなる。土地利用調整という観点では、保全をしたい国と開発をしたい地方との間の調整も課題である。空間計画をうまく介在させることで、開発計画と、財政計画、インフラなどの部門別計画をうまくつなげていくということも重要テーマである。（BAPPENAS ヒアリング）

国家開発企画庁内の議論の中で、３冊の計画書をつくる、という考え方が出てきた。①マクロ計画、②部門別計画、③空間計画、の３分冊である。空間計画の計画書では、マクロ計画や部門別計画を統合した地域開発的なアプローチで、主要な島を単位としてまとめていく、という考え方である。（BAPPENAS ヒアリング）

なお、法律 2007 年第 17 号（長期開発計画 2005－2025 に関する法律）には、中期開発計画 2010－2014（長期計画期間中の第二ステージの５ヵ年計画）について、以下のような位置づけがなされている。

図　中期開発計画 2010－2014 の位置づけ

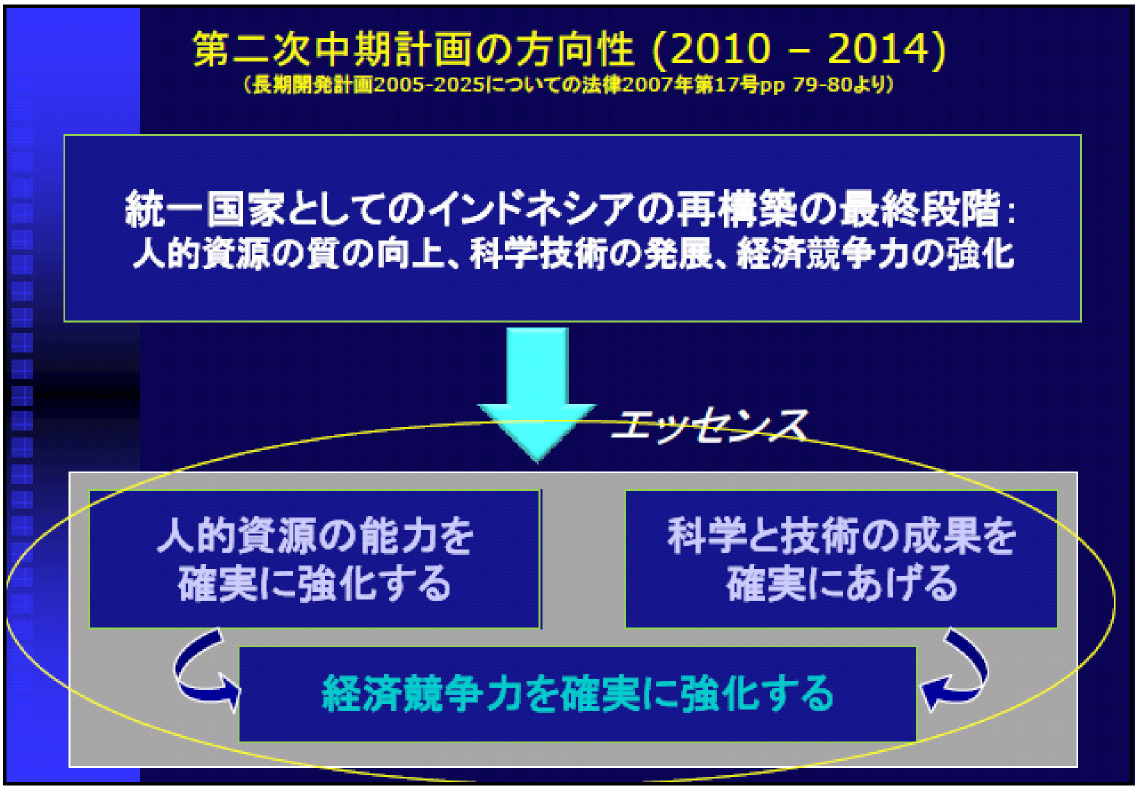

出所：Pohan (2009a)

■地域間格差の是正、後進地域の発展促進に向けた取り組みの状況

中央政府はすでに東部インドネシアの後進地域に資金を配分した。例えば、インフラ整備に関しては、スラウェシ島のスラウェシ横断ルートの整備に資金投入した。しかし、政府が資金投入しただけでは資金的に充分ではなく、民間資金の投入が必要とされているという問題があり、このため、東部インドネシアに民間資金投入を導くインセンティブをどう構築するかに課題である。すなわち、依然として東西格差是正をどう実現するかは大きな課題である。（BAPPENAS ヒアリング）

およそ 12 年前、東部インドネシアの各州に成長センター（総合経済地域 KAPET）を指定した。また、免税期間（tax holiday）など、投資のためのいくつかのインセンティブを導入した。しかし、それだけでは十分でなく、KAPET の形成は期待通りに進んでいない。投資のインセンティブについては検討されたものの、人材開発、交通、輸出・輸入方針など諸々の条件形成について総合的検討が足りなかったという反省がある。例えば、５つしかないインドネシアの主要港に、13 州の各 KAPET をどうつないで輸出ルートを形成するかについて検討が不足していた。後進地域に成長拠点を形成しようという KAPET のマクロアプローチは失敗だったと判断している。（BAPPENAS ヒアリング）

近年、マクロアプローチにかわるマイクロアプローチ（商品的アプローチ）として、政

府は、National Program for Community Involvement（国家コミュニティ参加プログラム）を導入し、これには世界銀行やJBIC（国際協力銀行）の支援が得られた。これは、地域特性にあった商品の開発、雇用の創出、インフラ整備（地域の道路、地方の小港、灌漑）などを県／市よりも小さな行政単位の地区で行い、それを地域の戦略的開発につなげていこうという発想で行われているものである。農村地域と都市地域を結びつけるインフラが最も重要な鍵だと考えている。[25]（BAPPENASヒアリング）

■開発計画（社会・経済計画）と空間計画の連携の重要性の認識

国や地方レベルの中期開発計画は、大統領や首長が取り組むべき使命を記した文書であるとともに、公共セクターのパートナーとなってプロジェクトを実施する民間セクターにとっての参照文書にもなるものである。そして、公共投資を補完する民間セクターの投資に大きな期待がかかる。このため、中期開発計画を実現するためには、公民両セクターが手を携えていくことが必要である。しかし、中期開発計画には、具体的にどの場所に投資を行うかが書かれず、それが書かれるのは空間計画である。その投資場所を明確にする一方、どこは開発できないかも空間計画は明確に記す。そこに開発計画と空間計画がしっかりと連動する意味の重要性がある。[26]（BAPPENASヒアリング）

---

[25] このように、片やマイクロレベルの取り組みを重視しつつ、もう一方で、前述のとおり大きな島単位の空間も重視されており、両者は地域発展の両輪である。大きな島で島全体を結ぶような大きなインフラネットワーク（道路、灌漑等）の整備は、マイクロアプローチで行うコミュニティレベルの取り組みを大きく結びつけるために重要である。両方の取り組みを通じて、重要な民間投資を誘導したい。（BAPPENASヒアリング）

[26] 中期開発計画の原案作成過程で、BAPPENASは、空間計画との調整だけでなく、国民、政党、大学、地方政府、ドナー、経済団体などに意見を求め、記述内容の調整を行っていく。（BAPPENASヒアリング）

（２）国家空間計画

■概要

法律 2007 年第 26 号に基づき、国家空間計画に関する政府通則 2008 年第 26 号として制定された現行の国家空間計画は 20 ヵ年であり、５年毎に見直しがされる。策定機関は国家空間計画調整委員会（経済担当調整相が委員長）であり、その事務局は国家開発企画庁（BAPPENAS）に置かれ（BAPPENAS長官が事務局長）、公共事業省空間計画局が委員会の実務を担うという策定･運用体制になっている[27, 28]。（国計局 2008：Pohan 2009b：MPW-DGSPヒアリング）

国家空間計画は、国家空間開発についてのマクロな戦略計画であり[29]、次のような事項を内容とする。（国計局 2008）

ａ．国家空間計画の最終目標、政策、戦略

ｂ．全国の都市地域の体系と主要インフラ網を含む国家空間構造計画

ｃ．国家的に重要な国家保存地区及び市街地を含む国家空間パターン計画

ｄ．国家戦略地域の決定

ｅ．中期５か年の主要開発プログラムの指示を含む実施ガイドライン

ｆ．ゾーニング規制、許可システム、インセンティブ・ディスインセンティブ、罰則を含む国家レベルの開発コントロール政策のガイドライン

■国家戦略開発フレーム（内容ａ）

国家空間計画に含まれる内容ａの戦略（国家戦略開発フレーム）は、国家空間計画の目標を達成するための効果的かつ効率的な計画プロセスに向けた指針となるものである。戦略開発フレームは、国家の土地戦略を構築するために存在し、群島国家としての空間活用に安全性、採算性、持続性を実現し、国家としての一体感と安定を確保しようとするものである。（国計局 2008）

現行の国家開発戦略フレームは下表のとおりである。

---

[27] 空間計画は、国、州、県、市のレベルで立てている。BAPPENASは州、県、市の空間計画書の策定の承認を行う。（BAPPENASヒアリング）

[28] 国家開発計画庁にも空間計画課という課があり、公共事業省との調整は必ずしもついていない観がある。（諸外国研究会 2008b）

[29] 「インドネシアは、土地利用計画より広い概念で空間の再編をめざす、空間計画を実行しようとしている。」（BAPPENASヒアリング）

表　国家空間計画における国家開発戦略フレーム

a.経済投資を促進するための戦略的枠組み	・世界市場志向の経済開発中心地を支援する。 ・国内市場向けの経済開発中心地を支援する。 ・戦略的なグローバル・コリドーと国家軸の開発を促進することで投資を増加させる。
b.分散的な地域開発を促進するための戦略的枠組み	・既存のインフラの活用を強化することで開発を調整し、都市部と地方部の連携を強める。 ・既存の、並びに新しい成長中心地（農業都市地区を含む）におけるインフラ整備を加速する。
c.領域的な独立性を促進するための戦略的枠組み	・国境地区を国家戦略中心地として開発し、国境の両側にある主要都市を連携させる。 ・地元資源に基づき輸出志向の経済開発地域を開発する。 ・国境地域を平時及び有事にダイナミックな安全保障地域として活用する。 ・国境近くの外縁部にある島について保護、開発を行う。 ・該当地区についてサービスの向上とインフラの改善を行う。
d.持続可能な環境を促進するための戦略的枠組み	・森林保護地区を、水源管理の支援、洪水防止、浸食の管理、海水浸入の防止と土壌の肥沃性保護といった保護システムの一部として、保存と開発を推進する。 ・保護地区の一部としての森林地区内の国立公園地域の保存を推進し、生物の保護、生物多様性の維持、自然資源と生態系の活用を行う。 ・森林地区の一部としての自然保存地区を、生物を保護する保護地域としてその保存を促進し、生物多様性の維持、生物の保護を行う。 ・特定の文化、歴史、考古学上の重要性を有する特定の地域である文化遺産地区の保存を促進し、遺産としての価値を保全する。

資料：国計局（2008）

■国家空間構造計画（国家空間計画の内容 b）

‘空間構造’とは居住の中心地とインフラ網の体系であり、相互に機能的に連携しあうコミュニティ同士について、その社会経済的活動を支援する機能を有するものだとされている。国家レベルの計画は、①国家都市体系、②国家輸送ネットワーク、③国家エネルギーネットワークシステム、④国家通信ネットワークシステム、⑤水資源ネットワークシステム――が、縮尺 1:1,000,000 で描かれる（以下の諸図参照）。（国計局 2008）

図　国家空間構造計画諸図（次ページ以降に続く）

都市体系についての国家計画

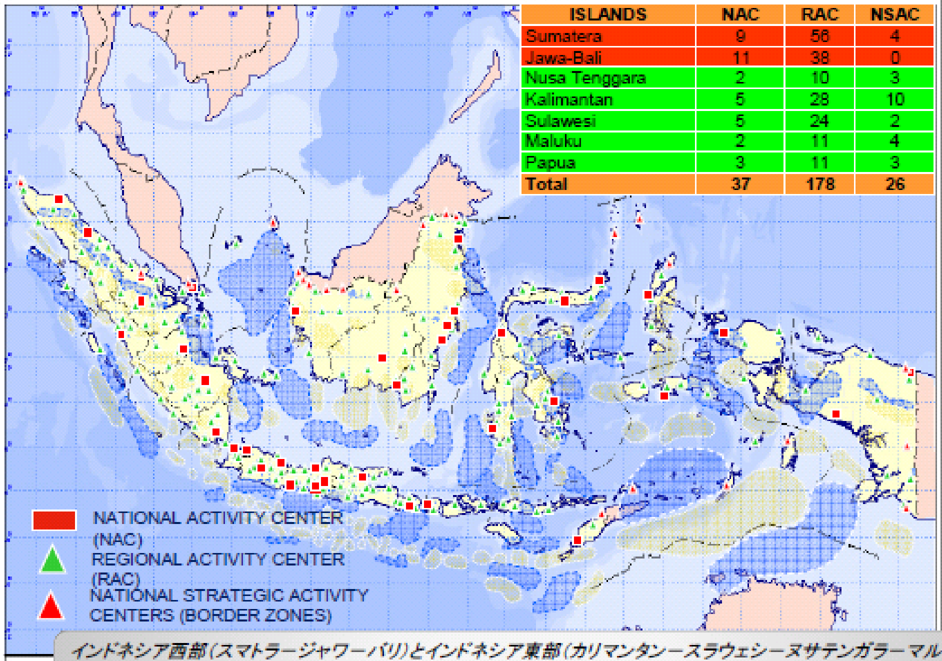

ISLANDS	NAC	RAC	NSAC
Sumatera	9	56	4
Jawa-Bali	11	38	0
Nusa Tenggara	2	10	3
Kalimantan	5	28	10
Sulawesi	5	24	2
Maluku	2	11	4
Papua	3	11	3
Total	**37**	**178**	**26**

インドネシア西部（スマトラージャワーバリ）とインドネシア東部（カリマンタンースラウェシーヌサテンガラーマルクーパプア）の間での均等な開発の配分を促すために、全国に分散している国家活動センター、各地方、各国境地区を通じて経済活動センターが設立されている。

全国の道路網計画

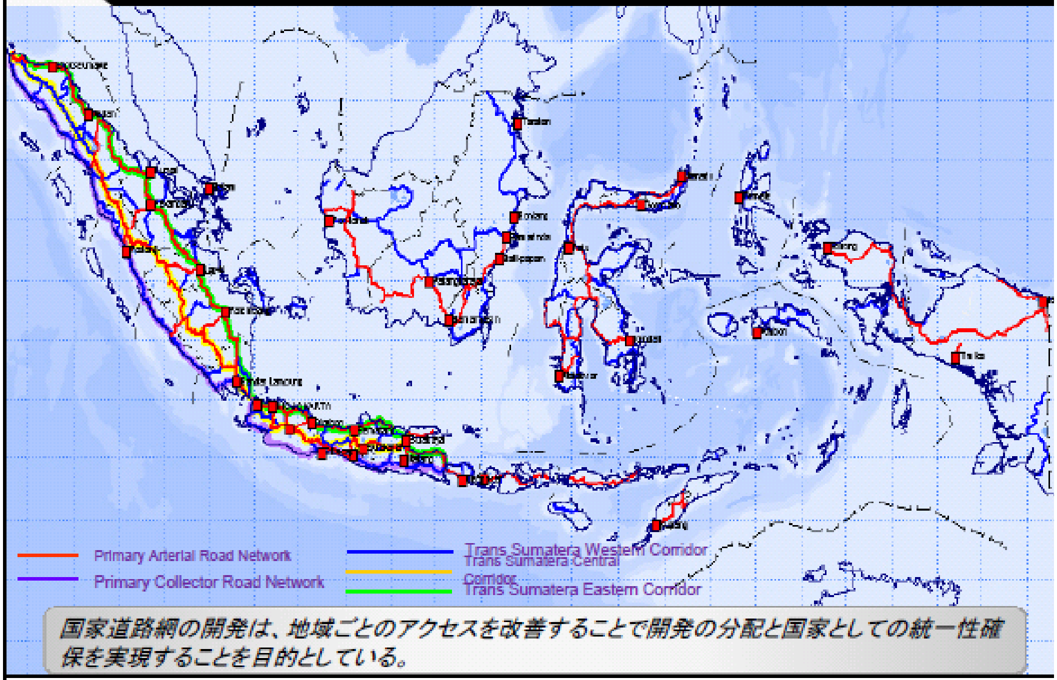

国家道路網の開発は、地域ごとのアクセスを改善することで開発の分配と国家としての統一性確保を実現することを目的としている。

I N D O N E S I A

有料道路網の計画

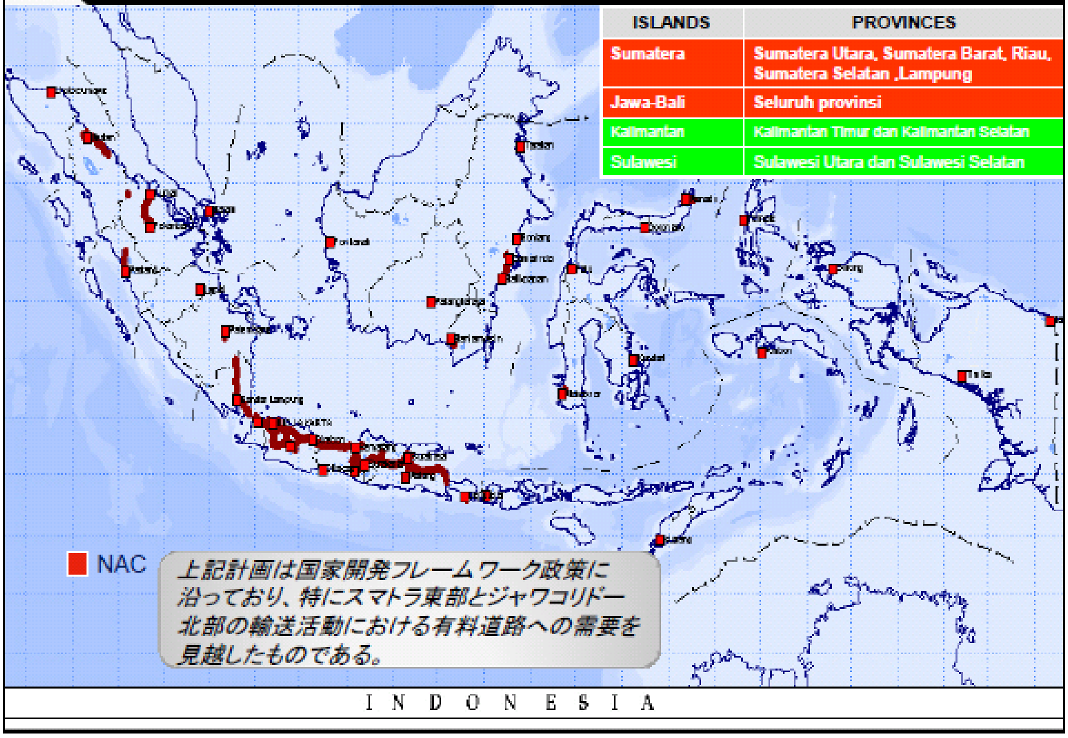

ISLANDS	PROVINCES
Sumatera	Sumatera Utara, Sumatera Barat, Riau, Sumatera Selatan ,Lampung
Jawa-Bali	Seluruh provinsi
Kalimantan	Kalimantan Timur dan Kalimantan Selatan
Sulawesi	Sulawesi Utara dan Sulawesi Selatan

上記計画は国家開発フレームワーク政策に沿っており、特にスマトラ東部とジャワコリドー北部の輸送活動における有料道路への需要を見越したものである。

海上輸送網の計画

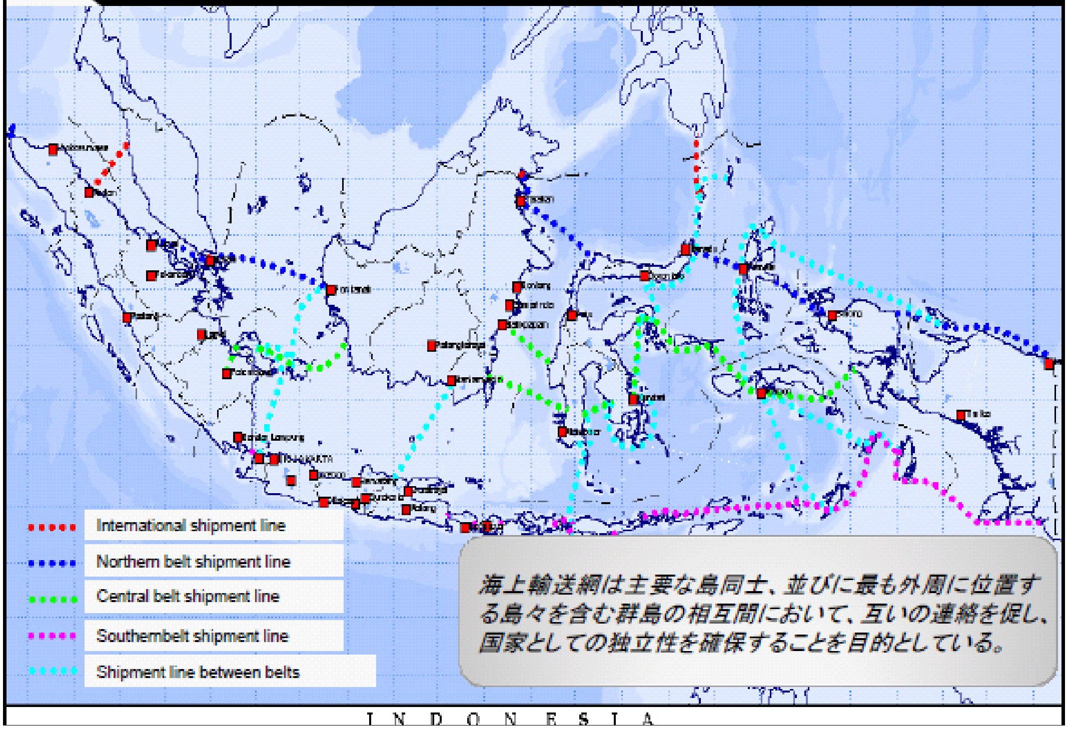

海上輸送網は主要な島同士、並びに最も外周に位置する島々を含む群島の相互間において、互いの連絡を促し、国家としての独立性を確保することを目的としている。

鉄道網の計画

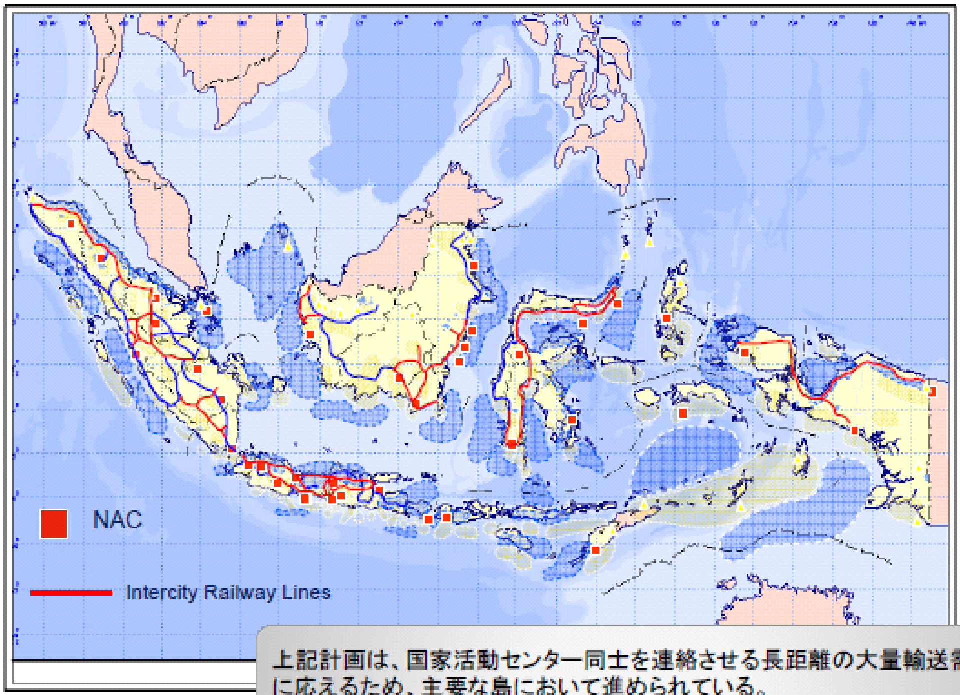

上記計画は、国家活動センター同士を連絡させる長距離の大量輸送需要に応えるため、主要な島において進められている。

海港の計画

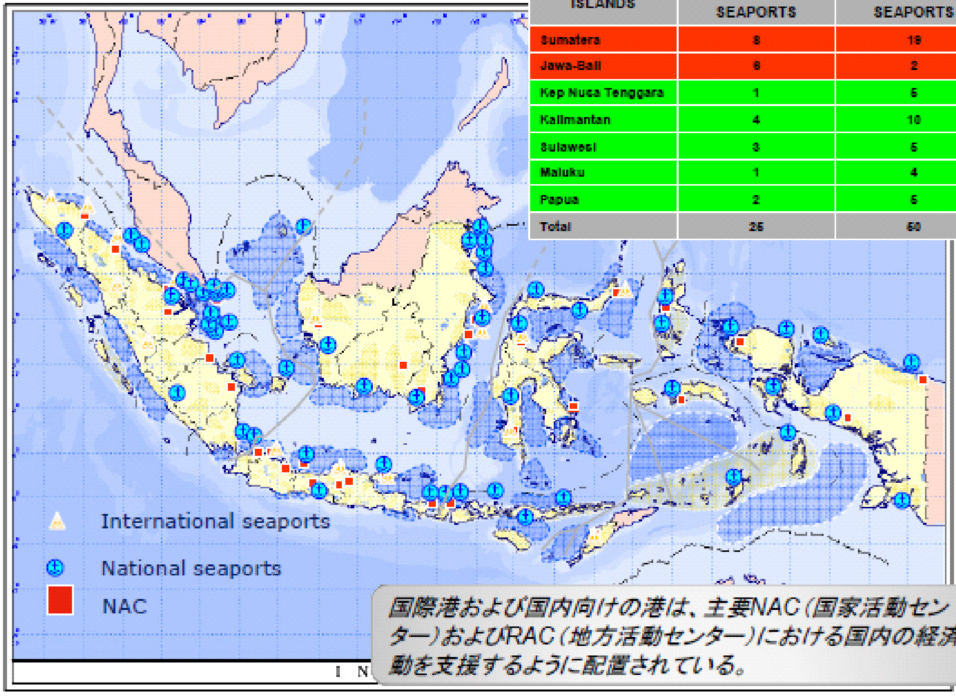

ISLANDS	INTERNATIONAL SEAPORTS	NATIONAL SEAPORTS
Sumatera	8	19
Jawa-Bali	6	2
Kep Nusa Tenggara	1	5
Kalimantan	4	10
Sulawesi	3	5
Maluku	1	4
Papua	2	5
Total	25	50

国際港および国内向けの港は、主要NAC（国家活動センター）およびRAC（地方活動センター）における国内の経済活動を支援するように配置されている。

空港の計画

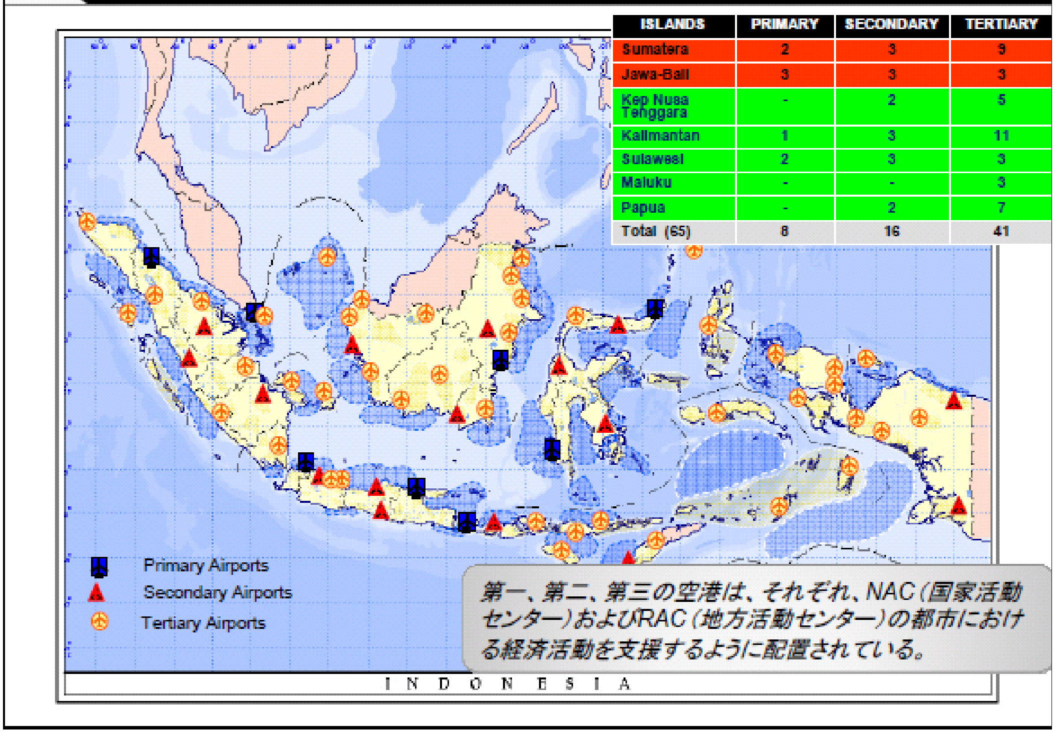

ISLANDS	PRIMARY	SECONDARY	TERTIARY
Sumatera	2	3	9
Jawa-Bali	3	3	3
Kep Nusa Tenggara	-	2	5
Kalimantan	1	3	11
Sulawesi	2	3	3
Maluku	-	-	3
Papua	-	2	7
Total (65)	8	16	41

水資源ネットワークの開発計画

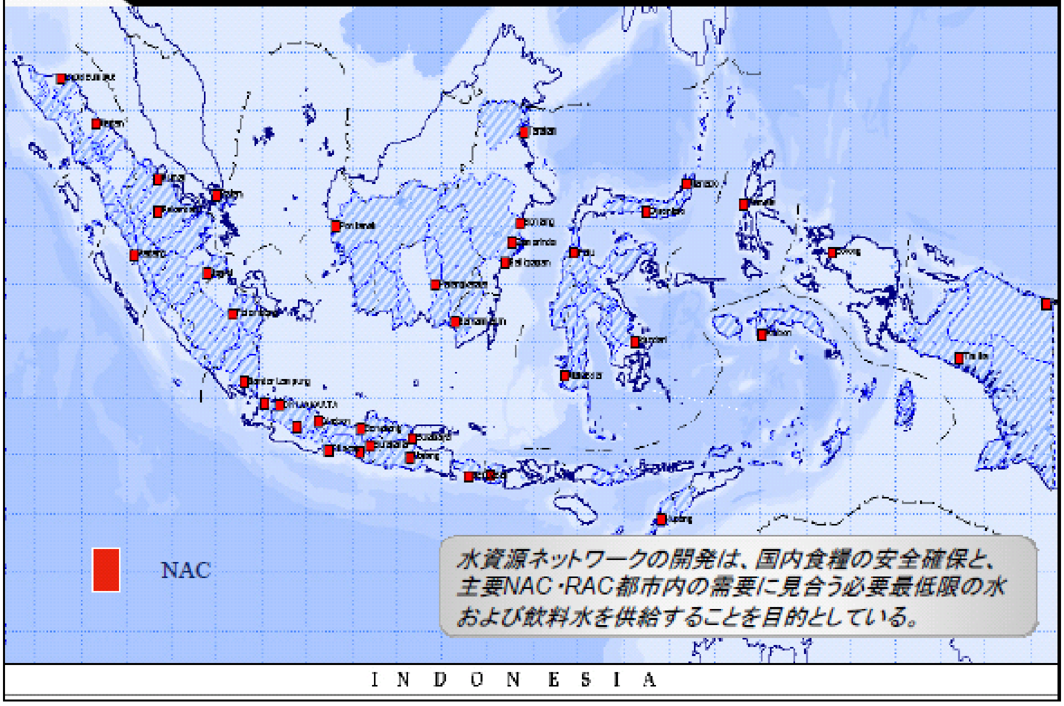

出所：Ernawi（2008a）

■国家空間パターン計画

空間パターン計画は、以下の地域について、概要を示すものである（以下の諸図参照）。（国計局 2008）

●保護地区：下流地区、ローカルな保護を行う地区、自然保存地区、自然保全地区、文化保存地区、洪水多発地区、地質的な災害危険地区、生物多様性保護地区といった保護を行う地区

●耕作地区：生産林地区、コミュニティ林地区、農業地区、漁業地区、採鉱地区、工業地区、観光地区、主要居住地区が含まれる。また、本計画では 112 の有経済力内陸地域と 44 の海洋有力地域[30]を指定する。

●国家戦略地域：国家の独立性、安全、経済、社会文化、環境の面で重大な影響力を有し、又は国際的な遺産として認識されている地区であることによって、開発優先地域とされる 75 の特別な地域

図　国家空間パターン諸図（次ページ以降に続く）

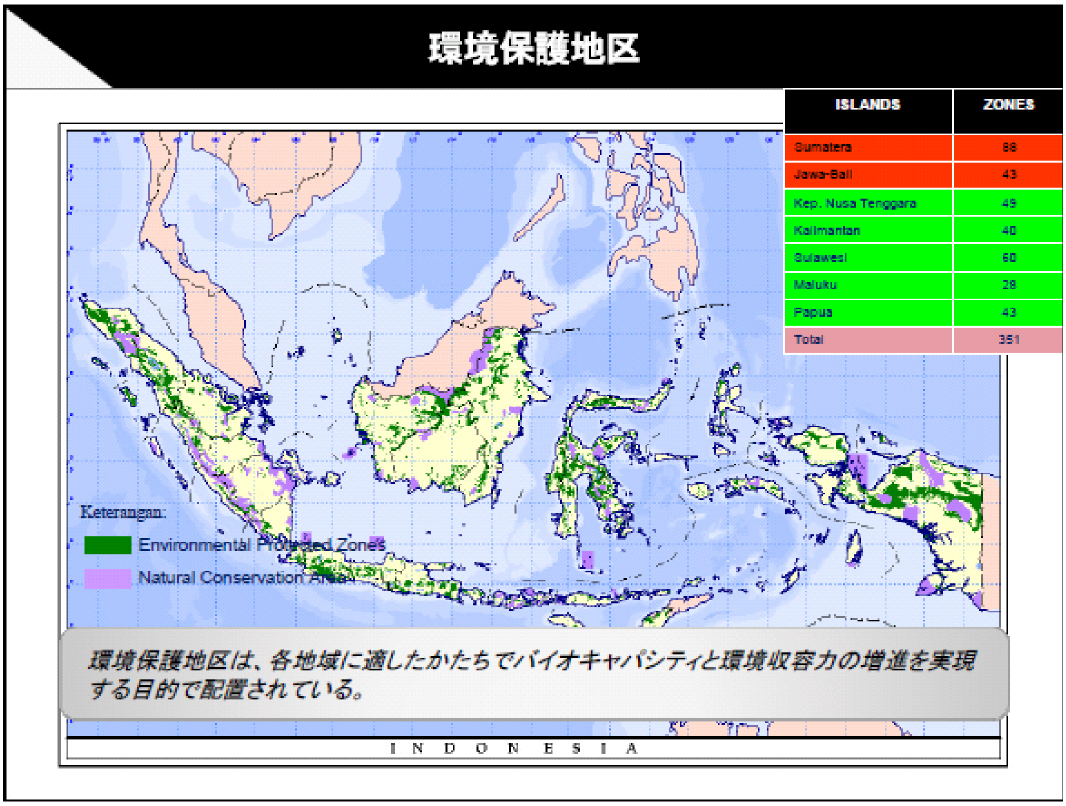

[30] 海域の空間計画（沖合開発）は、地域格差是正をめざす取り組みのひとつとして、県レベルにおいては陸から４海里、州レベルにおいては 12 海里の空間について、漁業、観光、資源開発等について方針を示すもの。（MPW－DGSP ヒアリング）

内陸部開発地区の計画

ISLANDS	ZONES
Sumatera	31
Jawa-Bali	26
Kep. Nusa Tenggara	8
Kalimantan	16
Sulawesi	16
Maluku	6
Papua	9
Total	112

内陸部経済地区は、地域やその周辺地区の経済成長を支援し、均等な開発を促して地域社会の繁栄を拡大することを目的としている。

I N D O N E S I A

沖合開発地区の計画

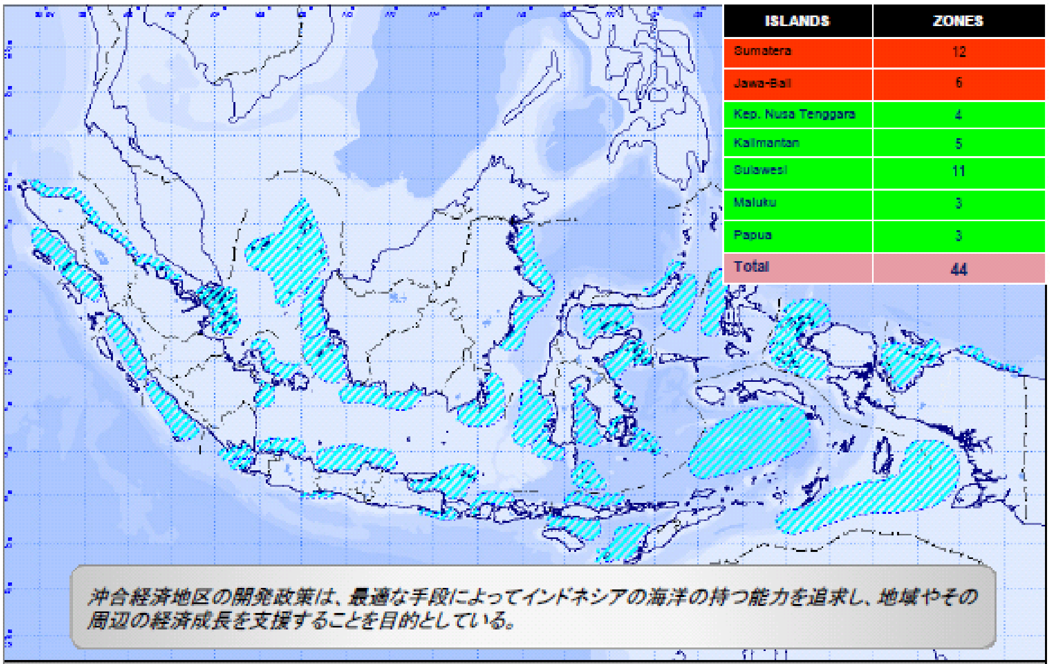

ISLANDS	ZONES
Sumatera	12
Jawa-Bali	6
Kep. Nusa Tenggara	4
Kalimantan	5
Sulawesi	11
Maluku	3
Papua	3
Total	44

沖合経済地区の開発政策は、最適な手段によってインドネシアの海洋の持つ能力を追求し、地域やその周辺の経済成長を支援することを目的としている。

I N D O N E S I A

国家戦略地区

75の国家戦略地区は次のように分類される。

地区の重要性の分類	地区数
社会文化的機能	5
国の経済成長	26
天然資源と戦略的先進技術	13
国家の安全と健全性	9
環境収容力と持続可能性	21
保護機能と国防	1
合計	75

"国家戦略地区は、文化、経済、環境、国防に関する国家のセンターを守り、維持するために指定される"

出所：Ernawi（2008a）

■開発のコントロール

国家空間計画における開発のコントロールのメカニズムは、下図のとおりである。

図　空間開発規制方針

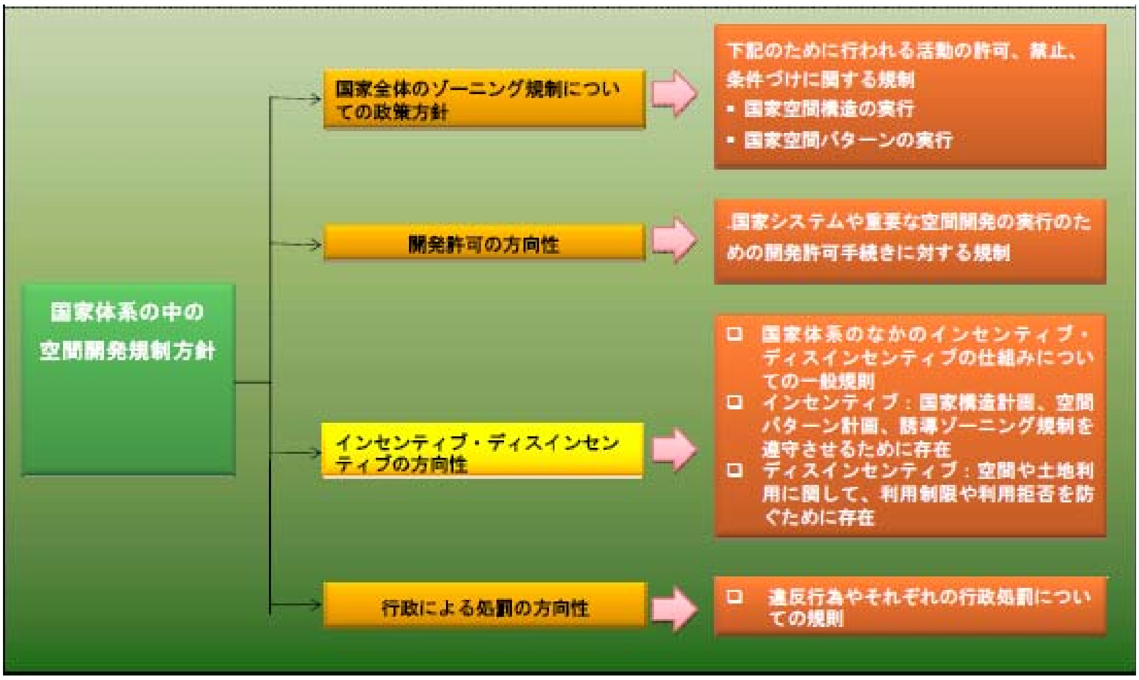

出所：Ernawi（2008a）

これらのうち、ゾーニング規制は、特定の地域に対して何が許可され、何が禁じられ、何が条件によって許可されるのかについて、基本を定める。開発許可は一般計画または詳細計画のいずれかに基づいて与えられる。インセンティブ・ディスインセンティブ手法の実施には、財政的手法、非財政的手法双方が存在する。行政処罰および法的制裁は、故意による計画違反に対して下されることがある。(Djakapermana 2009a)

■公共事業省空間計画総局作成の地方政府向け空間計画作成マニュアル

下表は、旧法時代に、公共事業省空間計画総局が州政府向けに、空間計画を策定するための指針として作成したマニュアル(Manual on Formulation of Spatial Plan for Provinvial Area)の目次である。県、市政府向けのマニュアルも作成されている[31]。なお、新法に基づいて各地方政府の計画が改訂されるまでの間は、旧法に基づく計画が有効である。(JICA長期専門家(公共事業省)原井氏提供情報)

表　州政府向け空間計画作成マニュアルの目次

第 1 章: 序論	1.1 背景	
	1.2 目的と目標	
	1.3 マニュアルの意図	
	1.4 マニュアルの体系的流れ	
第 2 章: 一般規定	2.1 定義	2.1.1 空間 2.1.2 空間計画 2.1.3 空間計画づくり 2.1.4 空間計画の立案 2.1.5 地域 2.1.6 地区
	2.2 全国空間計画、州空間計画、県空間計画の現状	
	2.3 州空間計画	2.3.1 州空間計画の規模と時系列 2.3.2 州計画の目的と目標 2.3.3 州空間計画の役割 2.3.4 州空間計画の内容の詳しさ 2.3.5 州空間計画の成果物
第 3 章: 州空間計画の策定のプロセスとメカニズム	3.1 計画策定プロセス	3.1.1 策定の準備 3.1.2 従前の州空間計画の点検 3.1.3 データと情報の収集 3.1.4 分析 3.1.5 州空間計画のコンセプトづくり
	3.2 策定プロセスに関わる組織	3.2.1 政府の公的組織 3.2.2 職業的組織 3.2.3 社会組織
	3.3 策定プロセスへの住民参加	3.3.1 策定準備への住民参加 3.3.2 計画作成への住民参加
	3.4 州空間計画の承認プロセス	
	3.5 州空間計画策定に関する報告	

[31] 各政府レベルの計画書の構成はほぼ同じである。(BAPPENASヒアリング)

第 4 章: 州空間計画の策定内容	4.1 州空間計画策定に用いるデータ・と分析の内容	4.1.1 開発政策 4.1.2 地域の分析 4.1.3 地域経済 4.1.4 人的資源 4.1.5 人造資源 4.1.6 自然資源 4.1.7 居住システム 4.1.8 土地利用 4.1.9 組織
	4.2 州空間計画の内容	4.2.1 空間利用の構造とパターンの方向性 4.2.2 保護地区・耕作地区の管理の方向性 4.2.3 農村、都市その他の地区の管理の方向性 4.2.4 居住、森林、農業、鉱業、工業、観光その他の地区の開発の方向性 4.2.5 農村及び都市における居住の中心の体系的整備の方向性 4.2.6 地域のインフラ体系整備の方向性 4.2.7 優先地区の整備の方向性 4.2.8 土地、水、空気、森林その他の自然資源の活用施策の方向性
事例:	A. 空間利用構造の方向性図	
	B. 空間利用パターンの方向性図	
	C. 州空間計画作成の費用評価表	

図　州レベルの空間計画の例

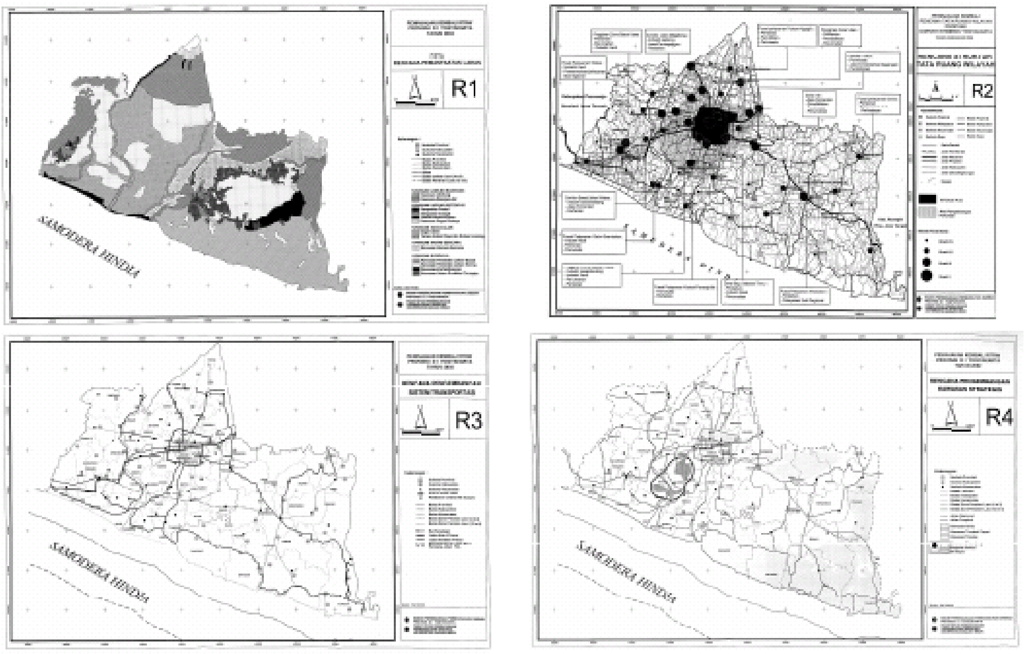

ジョグジャカルタ特別州の空間計画
（左上：土地利用図、右上：空間構造図、左下：交通計画図、右下：戦略地域の開発方針図）

出所：志摩（2008）

■新・旧の空間計画法の概略比較

空間計画法が旧法（1992 年法）から新法（2007 年法）に変わったことで、空間計画に関する規定内容がどのように変わっったかについては、以下のような諸点があげられている。

●1992 年旧法では、どのようにして効果的に計画を実施するか書かれていなかった。これに対して、新法では、どのように計画の実施をコントロールするかが記述された。（MPW-DGSP ヒアリング）

●地方分権化に関しては旧法でも述べていた。しかし旧法では、‘詳細計画は、各行政体の一般空間計画（ジェネラルプラン）に基づいて、地方条例で定めなければならない’という必須条項がなかったため、空間計画の効果的な実行に関し問題があった。新法では、これを規定した。（MPW-DGSP ヒアリング）

●旧法では、いかに計画をつくり、いかにそれを実行し、いかにコントロールするかという３段階で空間管理プロセスを構成していた。新法では、規制、実行、エンパワーメント、コントロールという４つの側面で計画の運用を捉え、それらについての中央政府、州政府、県・市政府の役割がそれぞれどうあるべきかを追い求めた。（MPW-DGSP ヒアリング）

●効果的に開発をコントロールするためのツールとして、新法では４つのツールを導入している。それは、ゾーニング規制、開発許可、インセンティブ及びディスインセンティブ、罰則規定、である。（MPW-DGSP ヒアリング）

●新空間計画法と旧法の違いに計画期間の変更がある。1992 年法のもとでは、国家空間計画書は 20 年、州計画書は 15 年、県・市計画書は 10 年が計画期間とされた。新法では、国、州、県・市の各計画書とも 20 年計画となった。それは、国、州、県・市の長期開発計画（RPJP）の計画期間 20 年との整合性を図り、補完関係を確立するためである。（BAPPENAS ヒアリング）

●新空間計画法は、災害に脆弱な地域の減災の重要性を考慮している。旧法は主に環境保全面を考慮し、減災の観点は薄かった[32]。想定災害は自然災害（噴火、地震、津波等）、人災（原子力発電所の事故等）の双方である。（BAPPENASヒアリング）

●空間計画法改正にともない、都市の拡大抑制、農地の保全を重視する方針が打ち出された。[33]（諸外国研究会 2008a）

---

[32] 「もちろん、新法でも環境保全面の大切さは忘れていない。」（BAPPENASヒアリング）

[33] 空間計画法は土地利用計画とインフラ整備計画が中心で具体的な都市化のコントロールの詳細については言及されていない。都市化の抑制と農地の保全については、空間計画法の解説編に、旧法から新法への切り替えの目的として、都市化の拡大を防ぐために複数の都市的自治体が共同してつくる計画を法律に位置づけた、あるいは複数の農村的自治体が共同してつくる農村部の計画をつくった、いう記述に現れている。新空間計画法制定に伴ない、規制手段として罰則規定は強化されたが、許可制度などは法改正がなされていないため変わっていない。（諸外国研究会 2008a）

（３）首都圏及び首都ジャカルタの計画的整備

①首都圏の計画的整備：ジャボデタベックジュール開発協力局の取り組み

■ジャボデタベックジュール開発協力局の活動概要

ジャボタベック（ジャカルタ首都特別州と、西ジャワ州内の該当エリアの４県）で開発協力がはじまった当初の目的は、１州４県にまたがるインフラ整備のシナジー効果を高めようというものであった。その目的に沿って９つの行政分野での連携が関係地方政府間で始められた。それは、空間計画、居住とインフラ（水源開発、衛生、生活環境）、運輸・観光、産業（アグリビジネス、協同組合・中小企業、商工業、鉱業）、公共投資、安全・治安[34]、衛生・医療、教育、社会・労務などの各分野での連携として今日に引き継がれている。（BKSP Jabodetabekjurヒアリング）

ジャボデタベックジュールに関する大統領令（2008 年第 54 号）を受け、2009 年から 2013 年の期間を対象とするジャボタベックジュール地域の全体計画の作成を準備しており、これは、ゆくゆくジャボデタベックジュール中期開発計画及び長期開発計画となっていくものである。この計画づくりにあたり、各地方政府からは 18 の分野での協力が提案され、ジャボデタベックジュール開発協力局は、その中から水資源・ゴミ処理・空間計画・トランスポーテーションの４分野を重要事項として取り上げた。すなわち、これらの４分野は中期計画の骨格として反映されていくことになるが、それは、ジャボデタベックジュールに関して発せられた４つの大統領令（まず水資源に関するものが出され、ゴミ処理、トランスポーテーションに関するものが次ぎ、2008 年に新たに空間計画に関わるものが出された）に裏打ちされたものである。なお、これらの４つに加え、開発協力局自体の組織編制も、中期計画作成にあたっての重要事項のひとつである（BKSP Jabodetabekjur ヒアリング）

空間計画に関し、ジャボデタベックジュールは、地域の統一性の重視、域内の最適空間利用、各地方政府の空間計画の調整、基本的な空間利用データの共有、将来の空間利用に向けたロードマップづくり、地域経済の全体発展を考慮した経済特区指定、空間計画における社会福祉的な配慮、などを考慮した計画を作成している。（BKSP Jabodetabekjur ヒアリング）

交通インフラに関しては、域内での安全・快適・安価なトランスポーテーションの実現を目標に、ジャカルタとタンゲラン・ジャカルタ・デポック・ブカシなど域内の各都市を直接結ぶ交通システムの整備を行うこととしている。具体的には、バスウェイの整備、通勤鉄道網の整備、交通ターミナルの整備、道路の等級と積載量の統一（交通の規格統一）、道路整備・維持の整合性向上（交通サービスの統一化）等の検討を進めることとしている。これらの実現を図る上で、ジャボデタベックジュール開発協力局には、地域全体の公共交通マスタープランの策定、域内の交通施策に対するコーディネーション、域内交通の効率的な整備を促す予算化などの役割がある（BKSP Jabodetabekjur ヒアリング）

---

[34] 各地方政府間では、災害時に互いに連携する提携が結ばれている。例えば、タンゲランで火事があった場合に、ジャカルタから消防車や救急車が直接出動できる。（BKSP Jabodetabekjurヒアリング）

■共同事務局の運営の仕組み

ジャボデタベックジュール地域として共同で取り組むプロジェクトやプログラムの予算については、各地方政府（３州・４県・４市）それぞれの５年間の中期開発計画、ならびにそれに基づく年次予算の中で確保するよう、各々の地方政府に要請している。いわゆる、どの国にもあるような予算取りをするようなアプローチをとっている。共同事務局は、各地方政府によって確保された予算をプールし、運用する。ジャボタベックジュール地域としての中期開発計画の作成やその実現化のための予算付けについても同様である。(BKSP Jabodetabekjur ヒアリング)

2008 年を例にとると、共同事務局の予算の地方政府別の分担額は、西ジャワ州 35 億ルピア、ジャカルタ 20 億ルピア、バンテン州２億ルピアとなっている[35]。ただし、ジャカルタ州からは圏域内の８県市（西ジャワ、バンテン両州内）に 50 億ルピアづつ（計 400 億ルピア）の補助金、開発支援金が出されている。(BKSP Jabodetabekjurヒアリング)

空間計画の作成に関しては、2008 年８月の大統領令 54 号（ジャボデタベックジュールにおける空間計画に関する大統領令）で、国家は 2008 年８月から１年以内にジャボデタベックジュール地域全体の空間計画を策定し、各州については 2009 年４月までに、市については 2010 年４月までに各々の行政区域の空間計画を策定しなければならないことになっている。各地方政府の中期開発計画については、それぞれの首長の選挙後３ヶ月以内に策定することが法律で定められており、それぞれの地方政府の計画策定時期は異なる。なお、総合計画である中期開発計画には、空間政策的な内容（地域計画）も含まれるため、上位政府の空間計画が下位政府の中期開発計画に反映されることが期待されている。(BKSP Jabodetabekjur ヒアリング)

■ジャボデタベックジュール開発協力局の抱える制度的な課題

インドネシアの行政組織は、中央政府、州政府、県／市政府の３層構造であるが、それぞれの間の権限の分担関係ははっきりしていない。特に中央政府の権限の範囲に不明確さがあり、こうした中、開発協力局のような組織の権限がどのよう位置づくか明瞭でない[36]。

開発協力局は、ジャボタベックから始まって今日のジャボデタベックジュールに至るまで、首都圏の開発計画を担う立場にあったが、未だ権限が定められていないため、ファシリテーターあるいはコーディネーターの位置づけしかないのが実情である。すなわち、開発推進のリーダーシップを発揮するための制度が整っていないため、最適化された活動が出来ない。(BKSP Jabodetabekjur ヒアリング)

開発協力局の正式な予算付けもハッキリしていないため、ドナー機関からのローンや供与など、資金的に何らかの国際援助に頼ってきた面が否定できない。(BKSP Jabodetabekjur

[35] 共同事務局のスタッフは、各州からの出向者で構成され、現状（本調査によるヒアリング時点）で西ジャワ州 28 人、ジャカルタ州 15 人、バンテン州が 5 人である。各州の予算分担額とスタッフ数の割り振りとの関係は明確に定められていない模様である。（BKSP Jabodetabekjurヒアリング）

[36] この位置づけの弱さを勘案し、実際にどういった提携・協力関係を構築していけば、よい結果をもたらしていけるかを、開発協力局は常に考えている。（BKSP Jabodetabekjurヒアリング）

ヒアリング)

人材の確保も問題とされている。現在のスタッフはジャカルタ首都特別州、西ジャワ州、バンテン州からの出向者の集まりであるため、出向元の違いにより、スタッフの育成や訓練の考え方を含め、様々な考え方の違いがあるという問題がある。実際に中期開発計画や空間計画の策定に当たっても、それぞれのスタッフのビジョンやミッションが異なるという問題がある[37]。(BKSP Jabodetabekjurヒアリング)

②首都ジャカルタの計画的整備

■開発計画(社会・経済開発計画)

ジャカルタ首都特別州の地方中期開発計画(5年計画)は、2008－2012年の計画が策定された。中期開発計画に従って、詳細な計画が年次計画として毎年立てられる。新たな長期開発計画(20年計画)は策定途上にある。(DKI Jakarta ヒアリング)

ジャカルタの中間開発計画には、空間計画に関する目標として、①公共サービスの質の向上、②インフラストラクチャーの質とキャパシティの向上、③がインフラの建設及び保守管理の予算拡大、④環境の質の向上、⑤地域社会の関係者間の調整――が記述されている。また、中期開発計画には、空間計画関連プログラムとして、①ジャボデタベックジュールの計画、②バンテン州(ジャカルタの西側)、ジャカルタ、西ジャワ州(ジャカルタの東・南側)の計画、③ジャワーバリ間の計画、④特別地域の開発、⑤ジャカルタ州の空間計画の実施-—の5つがあげられている。これらのプログラムは、中期開発計画と空間計画を繋ぐものであり、これらのプログラムと空間計画の整合を進めることが課題であると認識している。(DKI Jakarta ヒアリング)

■空間計画

ジャカルタ首都特別州の現行の空間計画(20年計画)は、旧空間計画法(1992年法)のもとで作成された2010年までの計画である。現在(2008年11月)、新しい空間計画法に基づいて、2010 年から 2030 年までの新しい空間計画の策定に取り組んでいる。(DKI Jakarta ヒアリング)

ジャカルタでは、オランダ占領下の 1948 年に最初の空間計画がつくられた。1965 年には、1985 年までを計画期間とするマスタープランがつくられた。以降、1985－2005 年を計画期間とする計画(1980年法を根拠とする計画)、そして現行の2010年を計画目標年とする計画(1992年法を根拠とする法律)が順次立てられてきた。それぞれの計画では、都

[37] 具体的には、「複数の政府から来ているため、自分達の行政区域の中で開発の利益をもたらしたいというエゴ意識が抜けない。」、あるいは「各州や県の境界の土地利用調整に関する問題が良くある。一方の地方政府は居住地としての整備を主張し、もう一方の政府は緑地としての保全を主張するというような、それぞれの地方政府の考え方のずれが問題になる。」といったような問題が指摘されている。(BKSP Jabodetabekjurヒアリング)

市構造の捉え方が異なる（下図参照[38]）。1965－1985 年計画では、ジャカルタをワン・センターの構造で捉えていた。1985－2005 年の計画では、ジャカルタの市街地の拡大に合わせ、ジャカルタ都市圏を、センターと 3 つのサブ・センター（バンテン州のタンゲラン、西ジャワ州のブカシとデポック）を持つ 4 極構造で捉えていた。現行の 2010 年までの計画では、さらなる市街地の拡大エリアを、南の方向を中心に四方に押し拡げるようなかたちで空間計画を策定している。1985－2005 年計画では、開発エリアを北部・中部・南部に区分していたが、2010 年までの計画では、それらの開発エリアをつなぐ形で、経済特区（ポテンシャルの高い経済地域）を設けていることが特色である（下図の紫色のエリア）。(DKI Jakartaヒアリング)

図　ジャカルタの歴代の空間計画にみる都市構造の捉え方の変化

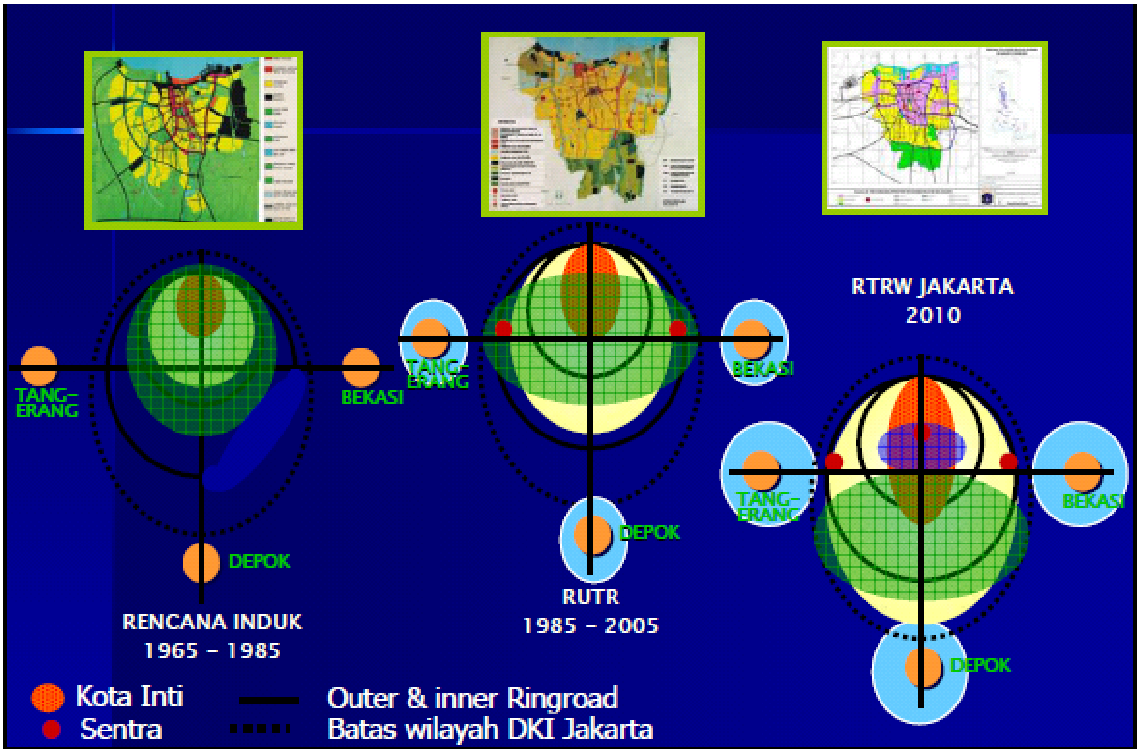

出所：DKI Jakarta (2008)

[38] 図中のOuter & Inner Ring Roads（黒い実線）は高速道路で、既に出来ている。（DKI Jakartaヒアリング）

図　ジャカルタの現行土地利用構想図

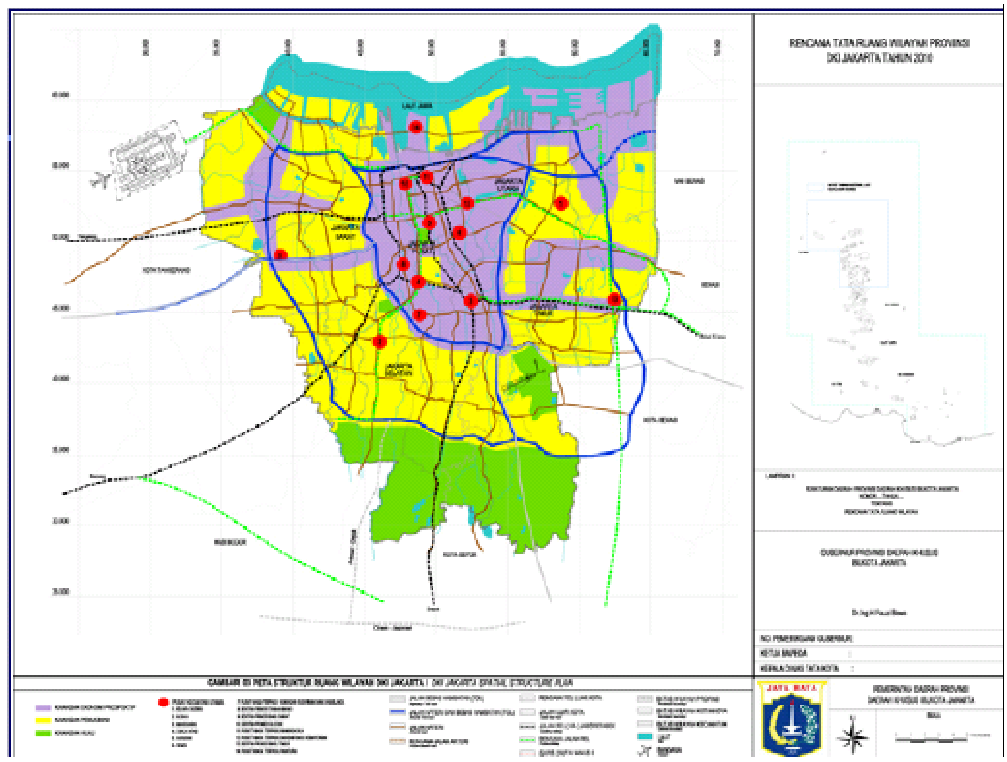

出所：DKI Jakarta (2008)

空間計画に関わるジャカルタの戦略として、ジャカルタの地域資源の活用と、国内の各行政機関或いは海外とのネットワーク強化を重視している。また、空間計画戦略として実際取組まれている事柄には以下のものがある。(DKI Jakarta ヒアリング)

①国際都市としてのジャカルタの機能向上（ポテンシャルのある経済特区における複合開発（住宅地・事務所・商業・経済のセンター群)、モラス（独立記念塔）周辺の公共・公益施設整備、国際レベルの集積のある商業センターあるいは観光地域の整備）

②水害対策のための都市開発コントロール（ジャカルタの行政区域の外の地域を含む開発の適正配置）

③ジャボデタベックジュールの一部としてジャカルタの環境機能保全（水管理、エコロジー保全・緑化）

④ジャボデタベックジュール地域・全国・国際各レベルから見たジャカルタのインフラ体系整備（公共交通・輸送等）

⑤観光・環境資源の活用（観光地整備、海洋エコシステムの機能保存・漁業生産地としての機能向上、文化、観光・歴史的資源の指定範囲拡大等）

⑥周辺各県との協力による、一体的な地域としてのジャボデタベックジュールの空間利用促進

⑦全住民に対する住宅の供給

■諸計画間の調整

システムとして、空間計画と中期・長期の開発計画はシンクロナイズされる必要があり、ジャカルタ首都特別州は両計画の調整を重要視している。空間計画では関連行政部門別（例えば交通部門等）の詳細計画を記述するが、それば中期開発計画の中の部門別の記述と整合性を取りつつ記述される。仮にそれらの調整で問題が生ずるとすれば、１年ごとの計画を実施していく段階でのことであろう、と想定されている。(DKI Jakarta ヒアリング)

現行の空間計画に関連する様々なプログラムは、現行の中期開発計画にも規定され、基本的に整合性はとれている。これは、空間計画をもとに中期開発計画が策定されたからである。以前の中期開発計画での記述は部門別のものだけであったが、現在の中期開発計画では、初めて地域的な計画を盛り込んだ。それが、空間計画に基づいて記述された部分である。ただし、現在の空間計画は旧法に則ってつくられたものであるため、様々な部分で現実とのズレが生じている。そうした部分は、中期開発計画の地域制プログラムからは排除した。(DKI Jakarta ヒアリング)

（４）ASEAN 諸国との地域開発協力

■国レベルでの地域開発協力

対外関係において、インドネシアは地域経済開発協力を推進し続けており、それは国内各地域（とりわけ国境地域）に直接的、間接的な利益をもたらすものと期待されている。近年の国境地帯の計画の殆どは、国境を共有する近隣諸国との開発協力によってなされており、バタムやビンタン、カリムン等が特別経済地域（SEZ）に指定されている。他の地域を特別経済地域に指定する動きも進められている。また、国境付近の小さい島々の取扱いも政策上重視されており、それらの開発促進、近隣の大きな島とのアクセス整備、島々の国連登録などを行うことで、インドネシアの領域の国際的な認知向上、違法な漁業その他の犯罪等の問題軽減につなげようとの狙いがみられる。（国計局 2008）

特に、ASEAN の枠組みでの国際共同プロジェクトである Brunei Darussalam-Indonesia-Malaysia-Philippines-East Asia Growth Area（BIMP-EAGA）、Indonesia-Malaysia-Thailand Growth Triangle（IMT-GT）、Indonesia-Malaysia-Singapore Growth Triangle（IMS-GT）[39]や（下図参照）、オーストラリアとの共同プロジェクトのAustralia-Indonesia-Development Area（AIDA）、といった国境地域における経済協力の進展が期待されている（国計局 2008）。ハート・オブ・ボルネオ（HOB）と称され、地域の管理プログラムに自然保護の実現や持続可能な発展のコンセプトを織り込んだ、ボルネオに領土を持つ３国（インドネシア、マレーシア、ブルネイ）間の国際協調も進展中である（MPW-DGSPヒアリング）。

[39] これらのASEANのプロジェクトの位置づけ、取り組み経緯等については、ASEANホームページやASEAN（1998）（Hanoi Action Plan）を参照されたい。なお、これらのプロジェクトのうちIMS-GTは長い取り組みの歴史を持つもので、1970 年代後半に地域間協定によりスタートした（志摩 2008）。

図　ASEANの地域経済協力（成長地域など）

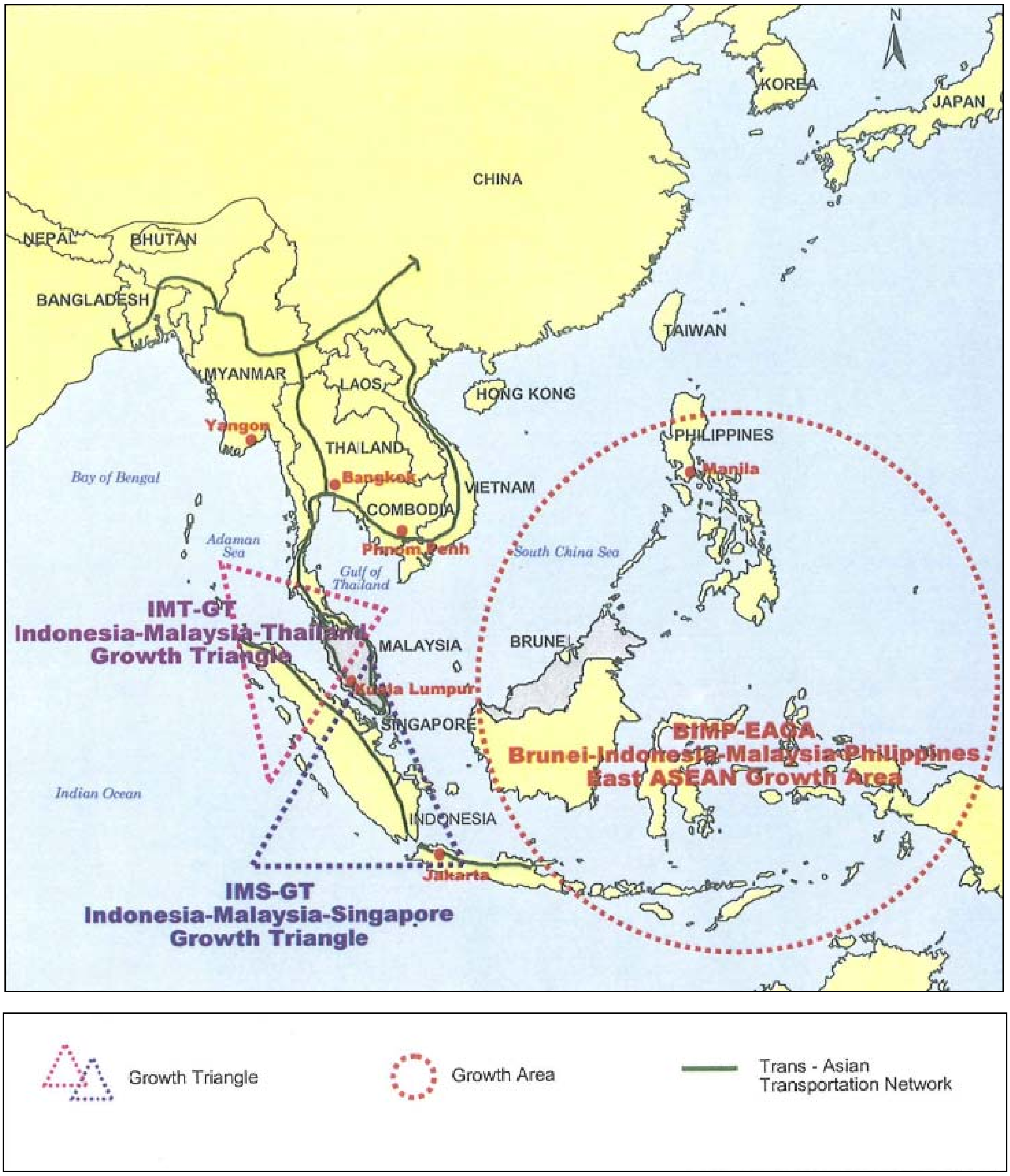

出所：FDTCP（2005）

上記のような近隣諸国との連携した取り組みのうち、ASEANの枠組みでの取り組みやオーストラリアとの共同取り組み(BIMP-EAGA, AIDA, IMS-GT, IMT-GT等)は、実施段階の弱さという問題を抱えている。一方、ボルネオ島中部でのHOBの取り組み（エコシステムの管理が中心）は、マレーシアとの協力関係が緊密さを増している。例えば、インドネシアとマレーシアの間で、様々な国境地帯の問題を取り扱う

ための、SOSEK-MALINDOという名称の調整組織が設立された。この組織の存在は、将来に向けたインドネシアとマレーシアの空間的（物的）な開発の協力を促すよい橋渡し役になる可能性があると考えられている。また、空間的な開発についての協力という面に関して、東チモールやパプアニューギニアとの協力関係拡張も今後の課題だと考えられている。(MPW-DGSPヒアリング補足)

なお、上記した成長地域や交通ネットワークの検討（すなわち地域経済開発関連プロジェクト）以外、空間計画に関係するASEAN諸国間での協力・協調の動き（例えば、自然災害防止、共通の計画データベースの作成、共通する地域開発や計画の問題についての対話の場作りなど）はまだ見られない。(MPW-DGSP ヒアリング補足)

■都市圏レベルでの地域開発協力

ASEAN諸国内の大都市圏の計画やマネジメントに関わる組織間では、情報交流や、連携の可能性の検討が始まっている。その代表例は、アグロビジネス関係分野で連携を実施する可能性の検討で、ジャボタベックジュール開発協力局のほか、フィリピンのマニラ首都圏開発庁やマレーシア、シンガポール、バンコクの類似組織が加わり、それぞれの国にアグロビジネスのターミナル的な拠点をつくって情報交換等を図ろうというである[40]。ジャボタベックジュール開発協力局としては、ジャカルタ首都圏の各地方政府がそれに参加できるよう、大統領令を発布する等により法制度的にそれを支援する環境が整えられないだろうか、という考えを持っている。(BKSP Jabodetabekjurヒアリング)

■都市（大都市圏の中心市）レベルでの地域開発協力

ジャカルタ（首都特別州）は、東京都庁に事務局が置かれている「アジア大都市ネットワーク21」(Asian Network of Major Cities 21。加盟都市は下図参照）などの都市間協力・交流組織に加盟し[41]、その活動として行われるセミナー、ワークショップ、テクニカルアシスタンス、意見交換などに参加し、首都の計画や管理に関わる様々な問題についての情報にアクセスしている。姉妹都市プログラムを通じて、世界各国の大都市からも情報を得ている[42]（約20の姉妹都市で取り組んでいる。ASEANの取り組みは国レベルのものであり、ASEAN諸国内の都市同士の対話の関係構築はそれ程進んでいない。(DKI Jakartaヒアリング)

[40] ジャカルタ首都特別州周辺において最も重要な中心はベカシ、タンゲラン、ボゴールで、それらにカラワン、セランが続く。これら以外の地域は首都圏に食料を供給する農業地域としての役割が期待されている。（国計局 2008）
[41] 横浜市役所に事務局が置かれる「アジア太平洋都市間協力ネットワーク」（CITYNET）にも加盟している。（CITYNETホームページ）
[42] 「数ははっきりしないが、約20程度の都市と姉妹都市締結をしていると思われる」。（DKI Jakartaヒアリング）

図　「アジア大都市ネットワーク 21」の加盟都市

出所：ANMC21 ホームページ

《情報源一覧》

国計局（国土交通省国土計画局）（2008）『平成 19 年度諸外国の国土政策分析調査　調査報告書（その２）各国の国土政策の概要』

志摩憲寿（2008）「インドネシアの国土計画：地方分権化時代の新たな課題と展望」、平成 20 年度諸外国の国土政策分析研究会第 1 回研究会での講演資料、9 月 25 日

諸外国研究会（2008a）　本調査の一環で設置された平成 20 年度諸外国の国土政策分析研究会（座長城所哲夫東京大学准教授）の第二回研究会（12 月 18 日）での志摩憲寿氏の発言

諸外国研究会（2008b）　平成 20 年度諸外国の国土政策分析研究会の第二回研究会での城所哲夫氏の発言

JICA 長期専門家（公共事業省）原井氏提供情報　本調査の調査団に対する JICA 長期専門家原井真一氏の提供情報。旧法下で公共事業省空間計画局が州、県、市向けに作成した空間計画策定マニュアル（州向けの Manual on Formulation of Spatial Plan for Provinvial Area、県向けの Manual on Formulation of Spatial Plan for District Area、市向けの Manual on Formulation of Spatial Plan for Urban Areas）について、全文の提供を受けた。

ANMC21（Asian Network of Major Cities 21）ホームページ http://www.anmc21.org/index.html

ASEAN（Association of Southeast Asian Nations）ホームページ　Development of Growth Areas, http://www.aseansec.org/4928.htm

ASEAN（1998）Hanoi Plan of Action. http://www.aseansec.org/8754.htm

BAPPENAS（国家開発企画庁）ヒアリング　本調査の調査団が 2008 年 11 月 24 日に実施。

BKSP Jabodetabekjur（ジャボデタベックジュール開発協力局ヒアリング　本調査の調査団が 2008 年 11 月 27 日に実施。

BPS (Badan Pusat Statistik or Statistical Indonesia) (2007) *Brief Information about BPS and Statistical Highlight.* A brochure, http://www.bps.go.id/leaflet/leaflet-december-07-eng.pdf?

CITYNET（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）ホームページ http://www.citynet-ap.org/Ja/user/home/home.php

Djakapermana, Ruchyat Deni（2009a）「インドネシアにおける空間計画制度の新パラダイム：空間計画の目標達成に向けた中央政府と地方政府の役割分担」、平成 20 年度国土政策セミナー（1 月 15 日）プレゼンテーション資料

Djakapermana, Ruchyat Deni (2009b) The New Paradigms in Spatial Planning System in Indonesia: Role Sharing Between Central and Local Governments in Achieving Spatial Planning Objectives. Paper prepared for the National Spatial Policy Seminar,

January 15, Tokyo

DKI Jakarta（ジャカルタ首都特別州）ヒアリング　本調査の調査団が 2008 年 11 月 27 日に実施。

DKI Jakarta (2008) Jawaban Pertanyaan a. 2008 年 11 月 27 日、DKI Jakarta における本調査の調査団に対するプレゼンテーション資料

EoJ Jakarta（日本国在インドネシア大使館）ヒアリング　本調査の調査団が 2008 年 11 月 24 日に大使館を訪問した際の、アタッシェアタッシェ室永武司氏 (国土交通省河川局) の発言。

Ernawi, Imam S (2008a)「国家空間戦略のシステムと観点の変化：経済、社会、政治、環境的課題に対応して」、平成 19 年度国土政策セミナー（3 月 19 日）プレゼンテーション資料

Ernawi, Imam S (2008b)「国家空間戦略のシステムと観点の変化：経済、社会・政治、環境的課題に対応して」、平成 19 年度国土政策セミナー（3 月 19 日）配付用資料

FDTCP（Federal Department of Town and Country Planning, Ministry of Housing and Local Government）, Malaysia (2005) National Physical Plan

Febrina, Anissa S (2007) 'Spatial planning bill to pass despite environmental issues', The Jakarta Post, March 26. http://old.thejakartapost.com/detailweekly.asp?fileid=20070326.@02

Indonesia's Urban Studies (2008) 'A Historical Overview of the Spatial Planning in Indonesia'. September 9

Jakarta Post, The (2008a) 'Jakarta confident megacity plan will be succesful', April 26. http://www.thejakartapost.com/news/2008/04/26/jakarta-confident-megacity-plan-will-be-succesful.html

Jakarta Post, The (2008b) 'Reviewing spatial plan', April 7. http://www.thejakartapost.com/news/2007/04/07/reviewing-spatial-plan.html

JBICI(国際協力銀行開発金融研究所)（2003）『インドネシアの宗教・民族・社会問題と国家再統合への展望』、JBICI Research Paper No.25、http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jbic/report/paper/pdf/rp25_j.pdf

Koespramoedyo, Deddy (2008) National Development and Spatial Policy of Indonesia: Presentation for UED Research Group Visit. 2008 年 11 月 24 日、国家開発企画庁 (BAPPENAS)における本調査の調査団に対する説明用資料

KIIC（カラワン工業団地）ヒアリング　本調査の調査団が 2008 年 11 月 26 日に実施。

Kotadeltamas（コタデルタマス）ヒアリング　本調査の調査団が 2008 年 11 月 26 日に実施。

MPW-DGSP（公共事業省空間計画総局）ヒアリング　本調査の調査団が 2008 年 11 月 25 日に実施。

MPW-DGSP ヒアリング補足　本調査の調査団帰国後にメールで問い合わせた追加質問への回答。2009 年 1 月 21 日メールにて到着。

MUFG（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング　調査部）（2008）「インドネシア経済のパラドックス」、調査レポート 08/35、10 月 3 日

NNA（株式会社エヌ・エヌ・エー）（2009）「【インドネシア】08 年成長率 6.1%、予算目標は不到達　［経済］」、アジアの経済ビジネス情報、2 月 16 日、http://news.nna.jp/app/search/news/154/top

Pohan, Max H（2009a）「2010-2014 年国家・地域開発計画への国家空間計画の組み入れ：インドネシアの試み」、平成 20 年度国土政策セミナー（1 月 15 日）プレゼンテーション資料

Pohan, Max H (2009b) Incorporating National Spatial Plan into the 2010-2014 National and Regional Development Plan: Indonesia's Attempt – A Discussion Paper. Paper prepared for the National Spatial Policy Seminar, January 15, Tokyo

Republic of Indonesia (2005) Presidential Regulation Number 7 of 2005 on the National Medium-Term Development Plan 2004 – 2009.　Reprinted by BAPPENAS